

平成十二年五月二十五日

—

入れる社会の理解と協力が深まり、盲導犬受け入れの環境改善が図られるものと期待をしています。以上の理由から、一部改正法案が早期に成立されますようよろしくお願ひいたします。

さて、日本財團が平成十年度に全国の盲導犬育成施設や視覚障害者を対象とした盲導犬の実態調査によりますと、盲導犬を今すぐに希望する視覚障害者は四千八百人、将来盲導犬を希望する潜在者が七千八百人となっています。

一方、現在活躍中の盲導犬は八百五十三頭であります。盲導犬を希望する視覚障害者の要望にこたえられない現状となっています。盲導犬事業の充実と活性化を図り、視覚障害者の要望にこたえるために、訓練士の養成などに予算の裏づけが必要です。予算化の実現により、盲導犬育成の促進が図られるものと期待しています。

盲導犬の育成は、繁殖から子犬の出産、育成、訓練終了まで約二年の期間がかかりますが、盲導犬を訓練しても盲導犬の合格率は四割から五割です。非常に低い状況となっています。合格率を高めるためには、繁殖の研究と血統の確立が不可欠で、盲導犬の繁殖と研究に予算化の実現も望られます。盲導犬に適した繁殖計画が確立すると、盲導犬の合格率は八割ぐらいまでは高まり、コストの削減と訓練の効率が図られるものと思つています。

盲導犬の訓練に従事している者は、実習生、訓練士、盲導犬歩行指導員を含めて六十余名であります。優秀な盲導犬を育てるために、訓練士の養成と人材確保は盲導犬育成の根幹をなすもので、訓練士の養成のための予算化も図つていただきたいと願うものです。訓練士の養成により、盲導犬の作出頭数の増加が実現され、盲導犬の貸与を待ち望んでいる視覚障害者の要望にこたえられるものと考えていきます。

また、視覚障害者が盲導犬との共同訓練を受け際の費用を視覚障害者の職業訓練や日常生活訓練と同様に位置づけて、視覚障害者と盲導犬の共同訓練の費用の予算化についても考慮していただ

きたいと思います。のことにより、費用負担の心配がなく共同訓練を受けられ、盲導犬による視覚障害者の自立が大幅に前進するものと思います。

また、盲導犬を利用する視覚障害者の社会参加活動において、盲導犬の入場や利用を断られるケースが多くありますので、盲導犬を伴う視覚障害者の生活と権利を守る盲導犬の普及が図られる立法化を切に願っています。盲導犬のバリアフリーの立法化の実現により、盲導犬を伴う視覚障害者の社会的受け入れの促進が図られ、視覚障害者の行動の拡大と社会参加と盲導犬の普及が図られるものと確信しています。

重ねて、社会福祉事業法の一部改正の早期成立と盲導犬にかかる予算化の実現につきまして、参議院国民福祉委員会の諸先生と厚生省に格別の御理解と御支援をよろしくお願ひし、参考意見といたします。

ありがとうございました。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。資料がないのは私だけのようでございますが、失礼をいたします。

参考人(阿部志郎君) 阿部でございます。資料がないのは私だけのようでございますが、失礼をいたします。

参考人(阿部志郎君) 阿部でございます。資料がないのは私だけのようでございますが、失礼をいたします。

考人。

○参考人(阿部志郎君) 阿部でございます。資料がないのは私だけのようでございますが、失礼をいたします。

あるJRの大きな駅で、障害者が十四時間エレベーターに缶詰になる事件が起りましたのは御記憶に新たかと思います。障害者がエレベーターに乗った。しかし、車いすからボタンに手が届かない。そのまま十四時間閉じ込められたのであります。JRの駅で障害者が乗れるエレベーターがついているのはまだごくわずかでございます。そこには最新式の設備が整つておりますが、どんな設備をいたしましてもそこに何らかの形で人がかかわらなければ機能いたしません。

この人と人のかかわりが福祉の命です。この人と人のかかわり方をどうするかということが今回法改正につながっていくのかと思います。

今まで、委託措置という制度のもとで、福祉は国家責任と強調してまいりまして、次第に措置が

在実をして、また私どももそれに頼つてしまいまし
た。初めのころは必要とする人を探しに行き、ま
たそのための金を集めたものでありますけれど
も、措置費が潤沢になりましてから金の苦勞がな
くなりました。そして、人も金も施設に送られて
まいりまして経営は安定いたしました。私どもは、
それに安住をしてまいりました。
そこにおける人と人のかわりは一方的であり
まして、選択をする自由権はございませんし、ま
た利用者に拒否権もございませんでした。今回の
法改正は、それを変えようという意圖であろうか
と思います。
私どもは、公的責任のもとで決められたことだ
けをしてまいりました。本から外に出ようとした
い、いわば受け身の形で仕事をしてきたというの
が私自身、民間の施設で長く働いておりましての
反省でございます。今回それを、利用する人とサー
ビスを供給するとの関係を対等にしようという
ことでございまして、そこで措置から契約という
ことに変わり、また利用者中心にしていくという
ねらいがあろうかと思います。
経済成長期には、バスに乗りおくれるなどとい
う言葉がございました。先を争つて人を押し分
けてバスに乗るという競争社会でございました
が、このとき、バスに乗れない人がいる、走れな
い人がいるということは頭痛にございませんでした。
そのバスに乗りはぐれた人々だけが福祉の保
護の対象でございました。
しかし、今や少子高齢化になり、核家族化され、
都市化されてしまいまして、目に見えないニード
も含めまして、ニードが広がつてしまいまして。
ついこの間、先生方が成立をしてくださった児童
虐待防止法もそうでござりますし、老人の孤独と
いうような問題でニードが多様化してまいりました。
多様化したニードに対しても対応も多様化し
なければならぬわけでございまして、ここに民
間業者が参入するという必要が起つてきたのか
と思います。
この福祉システムをどう変えるか。今まで命

と生活の安全だけを願つてまいりました。しかし、今回の改正においては、安全かつ快適な生活を実現するということが目標であろうかと思います。年寄りや障害者、妊婦が快適に生活できる条件は健康な若者にとつても快適でございまして、そういう新しい社会づくりを私どもがしていかなければならぬだと思っております。

そのためには、環境、条件整備を変えるということと同時に、人と人の協力関係をつくり上げていくということが不可欠であろうかと思います。一人の人の権利と人格の尊厳さをみんなで守らうということをございまして、今まで公的責任に頼つておりますものを市民一人一人が自分の問題として福祉に取り組み、それで解決できなければ助け合いをする、それで対応できなければ連帯を組む、それを支え、保障するのが公的責任という新しい考え方方に立つておるわけでございます。

そのためには、第一に、市民参加のすそ野を広げなければなりません。阪神の地震のときには四十万のボランティアが行き、有珠山には既に二千名近いボランティアが出来かけております。しかも、航空会社が帰りの飛行機の運賃を無料にするという計らいもしてくれておるわけでございます。今、福祉関係だけで把握しておりますボランティアは約七百万人ぐらいおります。そして、献血に参加をしている人はやはり六百万から六百五十万でござりますし、郵便局のボランティア貯金には二千五百万件協力をすることなどでございまして、こうしたボランティアやNPOの可能性に私どもは希望を抱いております。

第二は、そのために行政の姿勢を変えてもらわなければなりません。行政のみで仕事をしていくのを市民参加、NPOと協力をしていくという新しい体制を組んでもらわなければならぬわけでございまして、これが新しい行政に望まれることでございまして、その役割と姿勢を転換してほしいということでござります。

第三は、そのための仕組みを変える。今までの仕組みから変わりまして、生活の基盤である地域

を土台にして新しい福祉を組み立てるということをございまして、そしてそれによって公私共同、住民参加によって新しい福祉の文化を築きたいという理想と願いが今回の法改正には込められています。私は理解をいたしまして、今回の法改正に心から期待を申し上げたいと存じます。

以上です。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。桑本参考人にお願いいたします。桑本参考人。

○参考人(桑本文幸君) 桑本でございます。

社会福祉施設等で働いている労働者の立場から、今回の法改正について意見を申し述べたいと思います。

全国福祉保育労働組合は、略称を福祉保育労と言いますが、乳児院・児童養護施設、保育所、障害者施設、老人福祉施設等、ほとんどの社会福祉施設はもとより、社会福祉協議会や社会福祉団体まで、あらゆる民間社会福祉労働者を対象とした我が国で唯一の全国的な労働組合です。

言うまでもなく、国民への福祉サービスのほとんどは福祉労働者の手を通じて提供されるものであり、私たちは、福祉労働者の働く条件のよしさが提供される福祉サービスの内容にも直接的に影響するというふうに考えております。

この点については、九三年四月に告示された社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針、いわゆる人材確保基本指針、この前文の中においても、社会福祉事業に従事する者の確保が必要とする福祉サービスを適切に提供する上で欠かせない課題である、こういうふうに指摘されております。

その観点に立つて、審議中の本法案と、この法改正によって進められようとしているいわゆる社会福祉構造改革に対する意見を申し述べたいと考えております。

最初に、我が国の社会福祉サービスの提供がいかに民間に依存して行われているか、そしてそこでの労働者の状況がいかなるものであるのかについて申し上げます。

ここで言う民間とは社会福祉法人が中心ですが、配付資料の一に示したように、平成九年度の状況では、公営の特別養護老人ホームは私営の一割にも満たず、重度の身体障害者の生活施設である療護施設は、私営の三百四施設に対して公営施設はわずか六施設しかありません。これは知的障害者施設でも同様であり、知的障害者援護施設の総数二千五百九十施設のうち公営施設はわずか二百一施設、知的障害者の授産施設は、入所と通所を合わせて八百四十五施設中、公営施設は一割に満たない七十四施設です。福祉工場に至っては公営施設ゼロという状況です。精神障害者社会復帰施設も、平成八年の法改正に伴って早急な整備が強く求められているにもかかわらず、公営施設をバイロット的に設置するという動きすら残念ながらうかがえません。

これらは、いずれも障害者プランに盛り込まれた重点的な項目となっていますが、実態はこういう実態であるということをまずお話ししたいと思います。

さらに、これら認可施設とは別に、御承知のように五千ヵ所を超える無認可の障害者共同作業所があり、そこでの多くは、職員が自分の休日も返上して、廃品回収やバザー、募金やチャリティー活動等に取り組むなど、まさに血のにじむ努力の中で経営と運営が維持されております。

本法案や社会福祉基礎構造改革では、多様な事業主体の参入促進という方向での営利企業も含めた民間活力の活用が主張されていますが、以上、概観した状況は、これまで十分過ぎるほど民活型であったと言えるものだと思います。

もとより、こうした民間依存に対して、福祉サービスの提供にかかる国と地方公共団体の責任を具現する制度として措置・措置費制度が役割を果たしてきたわけですが、次に述べるように、社会手当共済事業にかかる資料から若干引き出しました。平成十一年度段階で六年十月というのが勤続年数の平均です。さらに、被共済職員の期間別内訳では、一年から三年が四七%と約半分を占めています。民間社会福祉労働者の回転率も極めて高いことを御理解いただけると思います。

その高さの要因に、幾つか申し上げた賃金実態

について申し上げます。

な強化と改善こそを最優先すべきことを示していると思います。

私たち福祉保育労が九八年に行つた組合員の賃水準を民間平均水準と比べてみると、配付資料の二、十二ページから十三ページをごらんいただきたいと思いますが、男女とも高学歴、高年齢になればなるほど格差が著しく広がるという顕著な実態が浮き彫りになっています。

例えば、大学卒の男子では、年齢が四十五歳から四十九歳の職員は民間平均水準よりも額で二十六万円強も下回り、最も数の多い短大卒女子でも、二十歳から二十四歳時の四千九百円の格差が五十歳から五十四歳になると三万四千七百円に拡大しています。ちなみに、この調査による単純平均賃金月額は、年齢が三十五・五歳、勤続が十一・七年の短大卒女子で諸手当等も含んだ基準内賃金で二十五万八千二百円です。

以上は全国的な平均値ですが、島根県のある特別養護老人ホームの職員は、勤続十一年で手取り十七万円という水準であります。いわんや、年間一施設百十万元の補助金しかない無認可共同作業所職員の賃金実態はすさまじく劣悪です。

一例を申し上げます。福岡市内の小規模無認可作業所十九ヵ所の昨年四月時点での職員の賃水準は、パート職員も含めた全体平均で、五万円以下が二〇%、十万円以下が四〇%。常勤職員だけ見ても、何と二〇%が十万円以下という実態であります。この作業所では、経験年数三年未満が三分の二を占め、一年未満も三分の一という実態です。

前後いたしますが、民間社会福祉労働者の全国的な平均勤続年数を社会福祉・医療事業団の退職手当共済事業にかかる資料から若干引き出しました。平成十一年度段階で六年十月というのが勤続年数の平均です。さらに、被共済職員の期間別内訳では、一年から三年が四七%と約半分を占めています。民間社会福祉労働者の回転率も極めて高いことを御理解いただけると思います。

その高さの要因に、幾つか申し上げた賃金実態

とあわせ、社会福祉施設調査報告の平成九年度版によると、年間平均有給休暇取得日数七・二日という実態や、週単位の実労働時間で四十時間以上が依然として全体の半数近くを占めるという過酷な労働条件があることは明らかではないでしょうか。

措置制度を廃止して契約利用制度を導入し、さらには措置費を支援費に変更するという本法案と基礎構造改革が、これらの民間社会福祉労働者の問題を改善し、安定した労働環境で十分な専門性を身につけた職員が利用者本位のより良質のサービスを提供することに果たして結びつくでしょうか。どうしてもそういうふうには考えることがであります。

その一つの根拠として、介護保険制度の実施により、特別養護老人ホーム等で広がっている賃金や労働条件の改悪、雇用不安という事態について申し上げておきます。

というのも、本法案と基礎構造改革は、当面、制度が依拠する財源に、公費が保険財源かという違いはあるものの、新たな契約利用制度による福祉サービスの利用と供給の仕組みはほぼ介護保険制度と同じであると思っているからであります。

三月二十六日の北海道新聞は、道内の特別養護老人ホームで月六万円から十万円の給与カット等々の動きがあり、それに反対して労働組合が活動を始めた、こういう報道をしています。

また、四月十一日の朝日新聞では、東京の特養ホームで調理員九人を解雇し、食事の調理を民間会社に委託、残る職員もボーナスの四割をカット、五百萬円ほどの年収が五十万円以上減る、こういう報道をしております。

これらのマスコミ報道などどまらず、私たちの労働組合との関係でも、主に、介護保険による収入の不安定化、将来的な経営不安等を理由にして定期昇給の一年間延伸、約九%の給与削減、特別勤務手当の削減、人事考課の導入検討、給与規定の算定基準の引き上げなど、公的責任の抜本的

各地の自治体が社会福祉協議会に委託してきたホームヘルプサービスの委託打ち切り等々によつて、例えば大阪では八百人を超えるヘルパーが深刻な雇用不安にさらされるという事態も広がっています。

これらの見直し提案や改悪が、単なる経営者の姿勢によるものではなく、介護保険制度の実施が引き金になつていることは明らかではないでしょ

うか。支援費の基準や水準等は、一切が今後の検討課題とされていることも問題です。その一方で、新しく通知された社会福祉法人の新会計基準では、これまでなかつた減価償却費の計上が認められていましたが、減価償却の可能な価格設定であるかどうかもはつきりしない状況のもとで償却財源の確保を図らうとすれば、必然的に人件費の削減に傾斜するものと思われます。

これらの問題への十分な対策も具体化されないまま本法案の成立が強行されれば、二〇〇三年を待たずして、特養ホーム等の介護保険分野で起きている労働者の賃下げや労働条件改悪を民間社会福祉の全領域に広げることになりかねません。

福祉人材の育成と確保が福祉サービス供給にとつて重要課題であることは、政府の各種審議会の報告や政策提言の中でも共通の指摘事項あります。それらの指摘に沿う上でも、重ねて徹底した審議をお願いして、私の意見を述べたいと思います。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。

次に、八幡参考人にお願いいたします。八幡参考人。

○参考人(八幡隆司君) 本日は貴重なお時間をいただき、私たちの箕面市の取り組みを初め、障害者団体の活動を報告させていただくことを非常にありがたいと思っています。

私は、大阪の北の人口十二万という箕面市の議員をしておりますが、議員というよりはむしろ福祉現場の職員として全国のいろんな方々とかわりを持っています。その中で体験をしてきたこと、実感をしてきたことを中心に今回の福祉事業

法の一部改正について私なりの見解を述べさせていただきたいと思います。

まずその前に、箕面市というところは皆さん余り御存じないとは思うんですけども、障害者雇用を中心とした取り組みが盛んということで関係

者の中では広まっています。その理由は、一九

九〇年に財團法人箕面市障害者事業団というものを市民と行政の一体化した取り組みの中で進めており、障害者の雇用を中心にはさまざま取り組みをしていかないと、入所施設の場合はどうしても、通所施設であつても入り口あつて出入口なしという状況になつてしまつて、その施設の状況打開のためにはぜひとも雇用という問題を外すことはできないうことで箕面市が取り組んだからであります。

実際に、雇用というのは国の施策でありまして、市町村が取り組む課題ではないですけれども、そのことを中心に据えることによって生活やさまざまなプランをつくることが非常に明確になつてきました。実際に、箕面市では既にNプランを一九九六年に完成し、こどしの三月、Nプランの後期推進に向けた提言書もまとまっています。

その上、障害者の雇用制度についての検討でありますとか、あるいは作業所や施設の今後のあり方なども一九八八年にまとめられ、地域としてどのような形で障害者本人を見ていくことがどうかといふふうなことを考えております。

私たち、障害者が実際にどれだけのニーズを抱っているかということに関しては、その障害者がどれだけの社会性を持っているかということが非常に大きく影響していると思います。ですから、単に障害の程度、種類ということではなくて、その方が非常に積極的に社会参加をしたいと考えておりましたら、その人のガイドヘルプなどのニーズは上がりますし、家の中で閉じこもつておられるだけならばそんなに介護は要らないということもあります。

そういうふうなところを主体として考えていくのと同時に、第二点目には、総合的なサービスの供給というのが箕面市でも非常によく考えられていましたので、こういうことに関してもNPOでも持った団体が全國にたくさんござりますけれども、法律の枠の中で、できる実力があつても実際にはやることができないという制限を受けていることに關して、もつもつと幅広い団体に認可を与えていかなければならぬと思います。

また、今回も一種、二種事業という形でNPO団体と社会福祉法人との事業内容に分け隔てがござりますので、こういうことに関してもNPOであつても授産事業のような施設、現在、障害者の授産事業というのは作業所が行つておりますので、福祉法人でなくともNPOでもそういうことができればというふうに考えております。

具体的に私が、社会福祉事業法の一部改正について重要な観点というか、ここは一体どうなんだと思います。レジユメの中の三ページで一部がダブつてありますので、そちらの訂正をお願いし、g、

h、iを順次繰り下げていただきたいと思います。

一つは、私どもが一番大切にしているのは、障害当事者の権利を守るというか主体を守っていくという原則が本当にどこまでこの法律で守られていくのだろうかということです。

この身体障害者福祉法の十七条の五の二に「当該身体障害者の介護を行う者の状況」というものが介護を支給決定するときの基準となつておりますけれども、やはり家族と同居しているといううことで本人の社会参加が非常に制限されるといいますか、成人になつてさまざまなところへ出かけるときにガイドヘルプ、あるいはそういう介助者がいなければ外へ出られないということで、親が肩がわりするということだけではだめですので、そういう部分のことなどをどういうふうに考えていくのかということや、またそのときの自己負担における私たち、障害者が実際にどれだけのニーズを抱っているかということに関しては、その障害者がどれだけの社会性を持つているかということが非常に大きく影響していると思います。ですから、

議会というものを常設し、さまざまな話し合いを行つてはいるところでありまして、私たちも今回の社会福祉事業法の改正には非常に大きな興味をもつて行政が一体となつた障害者市民施策推進協議会というものを常設し、それぞれの作業所あるいは施設がどのように役割を分担していくかということで、障害者団体あるいは関係団体、そして行政が一体となつた障害者市民施策推進協議会というものを常設し、さまざまな話し合いをつづけております。

さらに、行政責任の明確化ということでも一つの視点をつけておきたいと思います。

措置から契約に移るということは、その場合に責任が一体だれになるんだろうかと。実際にそのサービスを受けられなかつた、サービスの苦情をどこに言つていいんだろうかということに、やっぱり障害を持つている人の場合は一番身近な相談窓口というのの大切でございます。遠いところに出かけることもなかなか難しいですし、言語障害

くとか、そういう非常にいろいろな場面がございまして、その障害者のさまざまな場面に合わせて、どう総合的にそのニーズを満たすようにいろいろなサービスを複合しながら一人の障害者に提供していくのかということが非常に問題になつております。幸い、箕面市においてはそういう基盤があります。幸い、箕面市においてはそういう基盤がある程度はできていますけれども、全国ではほとんどそういうのはできていないというのが実態で、今後の役割分担ということは非常に問題になるかと思います。

さらに三つ目には、多様な事業体、市民活動の参入保障ということでありまして、先ほどの参考人さんのお話にもありましたけれども、現在の福祉サービスには非常に民間の活力というものが、法人大手の福祉法人を持たないところが活動しております。

ただ社会福祉法人を持たないということだけでは、NPOの枠の中で、できる実力があつても実際にはやることができないという制限を受けていることに關して、もつもつと幅広い団体に認可を受けていかなければならぬと思います。

また、今回も一種、二種事業という形でNPO団体と社会福祉法人との事業内容に分け隔てがござりますので、こういうことに関してもNPOであつても授産事業のような施設、現在、障害者の授産事業というのは作業所が行つておりますので、福祉法人でなくともNPOでもそういうことができればというふうに考えております。

は憲法で認められた国民の権利でございますし、また国の責務であります。そういう意味では、これを充実させるためには一定の枠組みがなくちゃいけない。任意契約 契約でやるからといって勝手にどんな内容で利用契約を結んでもいいというのじやなくて、これは法的にきちんとした基準が示されておりまして、ある意味では羈束裁量行為に属する契約じやないかと思つております。

それから公の立場が、措置制度から利用契約に変わることによって弱められるんじやないかといふふうな御心配もありますけれども、私は逆に先ほども阿部参考人が、今まで枠の中に閉じこもつていてむしろ受け身の形でこの福祉事業を受けとめていたと、しかしこの法律を契機にして積極的に受けとめることができるんじやないかといふふうなことが陳述してありましたけれども、私も官の硬直性に對して今こそ民の柔軟性、創意工夫が期待される時代じやないかと思つてゐるわけであります。そういう意味で、措置から契約に変わらざるといつて必ずしも制度全体が弱められるというふうに思つていいわけであります。

私は今、このように総括的に今回の社会福祉の基礎的な仕組みについての改正に対する私の個人的な見解を申し述べたんだけれども、これに対する御意見がございましたら、阿部参考人、八幡参考人、ちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。

○参考人(阿部志郎君) 今、御指摘くださいました措置から契約へという移行に際して自己責任原則が強調されないかと、これを防ぐために権利擁護ということが今回新しく登場してきたというふうに私は考えております。そして、私は契約といふ法的概念はよく存じませんけれども、利用者と事業者が契約をする場合の契約書のモデルは既に示されておりまして、私どもは、当然それに基づき、参考にしながら契約をこれから結んでいくとすることかと思います。

契約によって行政の責任の後退が起るのでは

ござります。後退していただいているわけでございまして、私は後退は当然あり得ない、既にそういう確認を厚生省もしておられるところでございまして、むしろ行政が積極的にこれから民間事業をサポートするということで了解をしております。

契約によつて対等の関係をつくるということは、これはいわば人格対人格という人間関係が基本であるといふふうに考えているわけでございます。今回の法改正が基礎構造改革と名づけられておりまして、大変私もかたい言葉だと思いますけれども、戦後五十年、私も福祉を見て、またその中で働いてまいりました者としては、これほど大きな改革は今回初めての経験でござります。当事者としては大変ですけれども、大変そこはいい時代にめぐり会つたといふふうに幸せを感じている方方が強いのでございまして、これは基本的システムの転換でございまして、いわば福祉にとってのビッグバンだ、ここで切りかえなければ二十一世紀に新しく踏み出すことはできないだろうと、そういう思いを持つております。

以上でございます。

○参考人(八幡隆司君) 実は、私の母は介護度五の認定を受けておりまして、いろんな福祉サービス、介護保険サービスをこの四月から受けております。

措置から利用契約制度へというときに、具体的に実感として何が変わるのが、実は僕は余り変わりがないのではないかといふふうに感じております。

と申しますのは、障害者の世界におきましても、措置だからといってすべてのことがうまくいったというところは、実態としてはほとんどないといふふうに思つております。

ただ最終的には、そのことがうまくいかない場

ないかと、これはだれしも心配しているところでござります。後退していただいているわけでございまして、私は後退は当然あり得ない、既にそういう確認を厚生省もしておられるところでございまして、むしろ行政が積極的にこれから民間事業をサポートするということで了解をしております。

合に責任をどこが持つかという責任の所在を明らかにすることが大事でして、介護保険でいいますと、私のおります箕面市では、介護保険総合条例というところでその責任のことを明記しております。任を持って、はみ出た部分についても九割は市町村の独自の財源を使って保障するということを現実に行つております。

これから分権という時代ですから、余り国が大きなことをすべて担つてしまわないで、さまざま自由に市町村に権限移譲できるような形、あるいは民間が、いろんな団体が、NPO団体なども含めまして、そういうところに参入ができるという方がありがたいとは思つております。

○入澤謹君 桑本参考人に少し具体的なことでお聞きしたいと思います。

先ほどの説明資料も、一つの立場からいいますと、事実として非常によくわかります。

そこで、ひとつ具体的に、今回の法改正で営利目的の民間会社が参入するということに対し非常に不安がある、それは先ほどの説明資料の中でも幾つかうかがわれるんですけども、しかしこれを全面的に否定するというわけにはいかないんじゃないかな。むしろ、営利目的の民間会社が参入することに対しどのような指導指針なり基本的な考え方を持つたらいいかとか、前向きに考えてみた場合にどのようなお考えがあるか、お聞きしたいと思います。

○参考人(桑本文泰君) 簡単に申し上げますと、社会福祉がそもそも営利追求のこの目的にそぐわないもののかどうなかという点が一つあると思います。そういう点でいうと、いわばより弱い者をより優先的に救済するというのが普遍的な意味で社会福祉の役割ですから、営利企業がより弱い者をより優先的に救済するという立場に立ち切れます。そういうふうに思つていいかと思います。

○入澤謹君 私は、この福祉事業のかなりの部分が公の部分に属するということはそのとおりだと思うんです。ただ、その実施主体について、民間会社だから危ないとか、あるいは不適切だという考え方にはくみしない立場であります。

公と民の中間的な法人というのではなくあるわけですね。営利を目的として事業収益を上げるような会社であつても、しかしそれなりの規制を受けている法人はたくさんあります。いろんな仕組みもございます。例えば、農業でいえば農業生産法人について、これは今度は株式会社がある程

より利潤が上がるものをどうやって利用者として迎え入れるかという、ここが具体的な物差しになつていくわけで、そもそも福祉とはなじまないよ。

ただし、資本主義社会ですから、企業がいろいろな活動をするということについては当然あり得るわけで、既に在宅福祉サービス等々では営利企業も含めた委託という形が行われているわけです。

これから分権という時代で、そこに対してどういう規制を持ち込むかというのは当然今の時点においても必要だと思つんです。

御存じのように、私の意見の中でも申し述べましたが、福祉サービスは圧倒的に人手を通じて行なわれるのであって、企業が企業活動を展開する場合においても、その費用のかなりの部分は人件費といふ形で使われることはもう避けられないことだと思つてます。

○入澤謹君 サービスの内容を規制するという点で規制をしていくかという点で考えれば、少なくとも福祉サービスを展開する企業、これは企業であろうと民間の社会福祉法人であろうと、労働者をこの水準以下で使つてはならないという、これが一つの指標として具体的に打ち出される

ということは、サービスの内容を規制するという点で規制をしていくかという点で考えれば、少なくとも福祉サービスを展開する企業、これは企業であろうと民間の社会福祉法人であろうと、労働者をこの水準以下で使つてはならないという、これが一つの指標として具体的に打ち出される

ことが一つの指標として具体的に打ち出される

ことです。そういう点で使つてはならないというふうに思つてます。

ただがつて、ある意味で営利企業の物差しは、

度参入することになりますけれども、株式の公開はだめだとか、それから新聞社もそうですね。社会福祉法人等について、私は民間企業が積極的に参加してやった場合においてもスタンダード、きちんとした基準さえ明確になつて、それに対する行政当局の監督責任が明確であれば、その点の不安はなくなるんじやないかと思つております。

時間ですので、意見だけ申し上げて終わります。ありがとうございます。

○堀利和君

本日は、お忙しいところ、参考人の皆さん本当にありがとうございます。心から御札を申し上げたいと思います。大変貴重な御意見を伺いながら、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず、阿部参考人にお伺いしたいと思うんですけれども、特に地域社会、地域福祉についての御専門でもありますので、そこらのところからお伺いしたいんですが、その前に、私の問題意識を申し上げますと、八〇年代は日本型福祉論ということで、家族見直しといふこともありましたが、ただあそこで提起されたのはいわゆる後ろ向きでありますて、女は家庭にといいますか、子育てなり親の介護なりは家族、家庭が責任を持つてやるといふようなものだつたといふうに私は理解しまして、それが結局社会の進展の中で立ち行かなくなつて、基本的に私は理解しているわけですが、お伺いする意味で、個人の自立を前提にした基礎的の支援といふのが必要だと思うんですね。それでも初めて初めて家族がそれなりに成り立つのだ考え方なのか、お伺いしたいと思うんです。

○参考人(阿部志郎君)

なぜ地域福祉かといふことから言わせていただきますと、私は三つあると

ふうに、あるいは母子というふうに対象を分け、

第一は、今までの福祉の制度は分野と対象を分けてまいりました。年寄り、子供、障害者といふ

ふうに、あるいは母子というふうに対象を分け、

時間ですので、意見だけ申し上げて終わります。ありがとうございます。

○堀利和君

本日は、お忙しいところ、参考人の皆さん本当にありがとうございます。心から御札を申し上げたいと思います。大変貴重な御意見を伺いながら、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず、阿部参考人にお伺いしたいと思うんですけれども、特に地域社会、地域福祉についての御専門でもありますので、そこらのところからお伺いしたいんですが、その前に、私の問題意識を申し上げますと、八〇年代は日本型福祉論といふことで、家族見直しといふこともありましたが、ただあそこで提起されたのはいわゆる後ろ向きでありますて、女は家庭にといいますか、子育てなり親の介護なりは家族、家庭が責任を持つてやるといふようなものだつたといふうに私は理解しまして、それが結局社会の進展の中で立ち行かなくなつて、基本的に私は理解しているわけですが、お伺いする意味で、個人の自立を前提にした基礎的の支援といふのが必要だと思うんですね。それでも初めて初めて家族がそれなりに成り立つのだ考え方なのか、お伺いしたいと思うんです。

○参考人(阿部志郎君)

なぜ地域福祉かといふことから言わせていただきますと、私は三つあると

ふうに、あるいは母子というふうに対象を分け、

第一は、今までの福祉の制度は分野と対象を分けてまいりました。年寄り、子供、障害者といふ

ふうに、あるいは母子というふうに対象を分け、

時間ですので、意見だけ申し上げて終わります。ありがとうございます。

○堀利和君

ありがとうございます。

そこで、初めて耳にしたときにはこれは何ぞやとい

うことで大変驚きました。福社法人なり、

そういう形で概念化されているわけですが、それ

も、阿部参考人の言われていることは私も同感で

いるふうに思います。

第二は、今御指摘の内容にかかわりますけれども、地域というのは、ともに住むだけでなく、と

もに生きなければなりません。共存をするという

ことでございまして、共存をするためには助け合

いが必要でございます。今おっしゃられましたと

おり、家族が核家族化され、そして家族機能が次

第に外部化されてまいりました。今の家族は大変

もろい。けれども、家族というのは私どもの生活

における中心でございまして、この家族を中心

に据えながら一体これをどう広げていくかとい

うのが地域福祉の課題ではなかろうかと思ひます。

私は、そういう意味で、少し古くさい言葉でございますけれども、地域における家族、親族、あ

るいは地域の互酬性を大事にしたい。お互いに助

け合い、見返りがあるわけでございますけれども、

葬式には香典を持っていくといったようなこの互

酬は私は大事にしなければならないのではないか

と。ただ、宿題は、その互酬を家族、仲間の中に

とどめないで、いかに普遍化していくかとい

うところではなかなかうかと思つております。

第三は、その地域の中で私どもは日常生活を持つ

ております。例えば、仏壇がある。この仏壇を老

人ホームに持つてこられては今の老人ホームは困

るのでございまして、それが現在の老人ホームの

制約でござります。

しかし、そうした仏壇に代表

されるような日常性を継続していく、それが私ど

も地域に暮らしている者の願いでございまして、

その基本というのは、いかに崩壊しようとも家族と

いうものを避けては通れないと考えております。

○堀利和君

ありがとうございます。

今回の法改正で、社会福祉の基礎構造というこ

とで、初めて耳にしたときにはこれは何ぞやとい

うことで大変驚きました。福社法人なり、

そういう形で概念化されているわけですが、それ

も、阿部参考人の言われていることは私も同感で

いるふうに思います。

第二は、今御指摘の内容にかかわりますけれども、地域社会といふことは私どもの生活

における中心でございまして、この家族を中心

に据えながら一体これをどう広げていくかとい

うのが地域福祉の課題ではなかろうかと思ひます。

私は、そういう意味で、少し古くさい言葉でございますけれども、地域における家族、親族、あ

るいは地域の互酬性を大事にしたい。お互いに助

け合い、見返りがあるわけでございますけれども、

葬式には香典を持っていくといったようなこの互

酬は私は大事にしなければならないのではないか

と。ただ、宿題は、その互酬を家族、仲間の中に

とどめないで、いかに普遍化していくかとい

うところではなかなかうかと思つております。

第三は、その地域の中で私どもは日常生活を持つ

ております。例えば、仏壇がある。この仏壇を老

人ホームに持つてこられては今の老人ホームは困

るのでございまして、それが現在の老人ホームの

制約でござります。

しかし、そうした仏壇に代表

されるような日常性を継続していく、それが私ど

も地域に暮らしている者の願いでございまして、

その基本というのは、いかに崩壊しようとも家族と

いうものを避けては通れないと考えております。

○堀利和君

ありがとうございます。

そこで、初めて耳にしたときにはこれは何ぞやとい

うことで大変驚きました。福社法人なり、

そういう形で概念化されているわけですが、それ

も、阿部参考人の言われていることは私も同感で

いるふうに思います。

第二は、今御指摘の内容にかかわりますけれども、地域社会といふことは私どもの生活

における中心でございまして、この家族を中心

に据えながら一体これをどう広げていくかとい

うのが地域福祉の課題ではなかろうかと思ひます。

私は、そういう意味で、少し古くさい言葉でございますけれども、地域における家族、親族、あ

るいは地域の互酬性を大事にしたい。お互いに助

け合い、見返りがあるわけでございますけれども、

葬式には香典を持っていくといったようなこの互

酬は私は大事にしなければならないのではないか

と。ただ、宿題は、その互酬を家族、仲間の中に

とどめないで、いかに普遍化していくかとい

うところではなかなかうかと思つております。

第三は、その地域の中で私どもは日常生活を持つ

ております。例えば、仏壇がある。この仏壇を老

人ホームに持つてこられては今の老人ホームは困

るのでございまして、それが現在の老人ホームの

制約でござります。

しかし、そうした仏壇に代表

されるような日常性を継続していく、それが私ど

も地域に暮らしている者の願いでございまして、

その基本というのは、いかに崩壊しようとも家族と

いうものを避けては通れないと考えております。

○堀利和君

ありがとうございます。

そこで、初めて耳にしたときにはこれは何ぞやとい

うことで大変驚きました。福社法人なり、

そういう形で概念化されているわけですが、それ

も、阿部参考人の言われていることは私も同感で

いるふうに思います。

第二は、今御指摘の内容にかかわりますけれども、地域社会といふことは私どもの生活

における中心でございまして、この家族を中心

に据えながら一体これをどう広げていくかとい

うのが地域福祉の課題ではなかろうかと思ひます。

私は、そういう意味で、少し古くさい言葉でございますけれども、地域における家族、親族、あ

るいは地域の互酬性を大事にしたい。お互いに助

け合い、見返りがあるわけでございますけれども、

葬式には香典を持っていくといったようなこの互

酬は私は大事にしなければならないのではないか

と。ただ、宿題は、その互酬を家族、仲間の中に

とどめないで、いかに普遍化していくかとい

うところではなかなかうかと思つております。

第三は、その地域の中で私どもは日常生活を持つ

ております。例えば、仏壇がある。この仏壇を老

人ホームに持つてこられては今の老人ホームは困

るのでございまして、それが現在の老人ホームの

制約でござります。

しかし、そうした仏壇に代表

されるような日常性を継続していく、それが私ど

も地域に暮らしている者の願いでございまして、

その基本というのは、いかに崩壊しようとも家族と

いうものを避けては通れないと考えております。

○堀利和君

ありがとうございます。

そこで、初めて耳にしたときにはこれは何ぞやとい

うことで大変驚きました。福社法人なり、

そういう形で概念化されているわけですが、それ

も、阿部参考人の言われていることは私も同感で

いるふうに思います。

第二は、今御指摘の内容にかかわりますけれども、地域社会といふことは私どもの生活

における中心でございまして、この家族を中心

に据えながら一体これをどう広げていくかとい

うのが地域福祉の課題ではなかろうかと思ひます。

私は、そういう意味で、少し古くさい言葉でございますけれども、地域における家族、親族、あ

るいは地域の互酬性を大事にしたい。お互いに助

け合い、見返りがあるわけでございますけれども、

葬式には香典を持っていくといったようなこの互

酬は私は大事にしなければならないと思うんですね。

この関係といふのもやはりきちっとしていい

べきで、介護保険も地方分権を進めていく上で大変重

要な制度だと私は理解しているんですが、地方分

権といふことにについて、そういう点では大変重要

なキーワードだと思うんですが、その点について

はどういうようにお考えでいらっしゃるか。十分進んで

いるかどうかという意味も含めて、進め方も。

○参考人(阿部志郎君)

分権といふのは、ちょっとおこがましい言い方をさせていただきますと、そこには共同するという意味があるわけでございまして、分権化されて、そこで自治、参加ということと結ばれるわけでござりますけれども、しかしそ

う言葉は、離れるという意味と同時に、そこに

集団、みんなという違いがございます。異質でござります、一人とみんなというのは、この一人と

みんなの関係をどうするかということが第一。

第二は、私どもは同じという部面を持つております。

家族といふのは全く同質のものでございま

す。家族といふのは全く同質のものでございま

す。家族といふのは全く同質の

れは集権という構造と切り離すこともできない。この集権と分権とのバランスはどう図っていくか。その中において分権というのは住民の自治をやはり促進し、そこに市民参加を求め、NPOと協力しながら新しい自治をつくつていかなければならぬのではないかと思います。

○堀利和君 ありがとうございました。

次に、桑本参考人にお伺いしたいんですけれども、私も以前は何でもかんでも公がやるべきだというふうに考えておりましたが、最近はどうもそれだけではなくて、本当に地域社会なり福祉社会をつくるのはまた違った展開も必要になるんだろうなというふうに考え始めたわけです。

そういう意味で、施設の運営がなぜ公でなければならないのか、公がふえていかなきやならないのか、なぜ民間では不十分なのか、この辺をお伺いしたいと思うんです。設置基準なり運営基準なり、利用者が不利益にならない、また提供する側で働いている方々の労働条件が下がらない、これはもう当然なんですね。公だから一定の水準、民間になつたら下がってしまう。これは、公が民間といふ論理よりも、その基準の厳格さ、あるいは情報公開、こういうことをきちっとすることで私はある程度その問題は解決できるのではないかと思うんです。

もちろん、福祉の場合には、先ほどのお話のように労働集約型ですから、福祉を通してべらぼうにもうけるというのは不可能なはずなんですね。そういう意味では、保険点数でいえば保険点数を引き上げる中でヘルパーさんもとりを持つて働くようにする、こういうことだと思いますが、その点についてお伺いしたいと思うんです。つまり、私は公的独占というものと公的責任といふものは少し違うのではないかと思うか、とも考へているんですが、どうでしょうか。

○参考人(桑本文幸君) 先生おっしゃるように、公的責任と公的独占は確かに私も違うと思いま

す。例えば社会福祉法人を全部なくして、これはある意味では民ですから、これを全部公にすれば公的責任が果たせるということを申し上げているわけではなくて、それまで民が携わっている部分に対する公的な責任の果たし方の問題として、措置制度という大変すぐれた制度が今までの社会福祉制度を全体として支えてきたと思ってるんです。

○堀利和君 ありがとうございます。

これは、当然のことながら、先生おっしゃるように、職員の配置基準とか、あるいは職員に対してもどれくらいの賃金水準を想定して財源を交付するとかというふうなことが措置費制度という財源支弁方式の中で細かく決められてきた。

ところが、今問題になつてるのは、そういう財源支弁の方式も含めて公的責任をどれだけ果たし切るか、高めていくかということではなくて、どれだけ安上がりに済ませるかというところでさまざま問題が議論されているからこそ問題が生じていると思つてます。

だから、冒頭に申し上げましたように、公の部分の責任の果たし方として、例えば、公の部分が行つた場合と同様の水準を民間に対して保障し、さらにその中で民間の自主性を生かしていくような制度的な枠組みがつくれていくとすれば、民間こそある意味ではもつと自由闊達なさまざまなサービスの展開を行うことができる立場にあるのではないかと思つてます。

では、もう一つ、今回の改正は不十分な点は当然ありますか、こういう進み方ができた、可能になつた理由、原因といいますかをお聞きしたいと思ひます。

もう一つ、今回の改正は不十分な点は当然ありますか、こういう進み方ができた、可能になつた理由、原因といいますかをお聞きしたいと思ひます。

もう一つ、今回の改正は不十分な点は当然ありますか、こういう進み方ができた、可能になつた理由、原因といいますかをお聞きしたいと思ひます。

○堀利和君 ありがとうございます。

以上です。

○参考人(河西光君) 盲導犬の医療費の件ですが、今、参考人(河西光君) 先生おっしゃられたように、盲導犬の医療費は確かに自己責任で使用者が支払つてゐるのですが、これを何らかの形で、保険制度のようなどいますか。あるいは自治体なりの補助がと、もつと言つてしまえば何とか国の方で、厚生省で見てもらえないだろうかという意見もあるんですが、盲導犬を使用している者にとって今非常に大変なのは盲導犬の医療費、これについてはどういうふうにお考へになるのかお聞きしたいと思ひます。

○参考人(河西光君) 盲導犬の医療費の件ですが、今、多くは本人負担になつております。獣医師会で一部は技術料をサービスするというような形で協力をいただいているところもありますが、全くないかといふ部があるんです。

それで、狂犬病の予防注射等は、例えば愛知県の場合は、名古屋市の場合は、行政で免除になつてます。しかし、その行政で免除になつてあるん

度なわけです。要するに、国が保障している財源の中での水準は、それだけ公務員並みの労働条件、賃金水準を保障しながら民間としてのサービスを

自由に行つていただき、潤達に行つていくということがあります。この五年、十年の中ではそれができないから自治体が加算せざるを得ないと、仕組みになつていただけですね。

○参考人(河西光君) ありがとうございます。

テーマを持つて話し合つて回数が非常に多いことです。この五年、十年の中で研究誌みたいなものが何冊も出ておりまして、そのことを見てまた各団体に浸透していくという意味での循環があるのでないかというふうに考えます。

それともう一点、今の法律改正が妨げになるかどうかということにおきましては、その中で、私どもは授産施設を実は生活支援に変えようじやないかというふうなことを考へていて、それがも、当然、法の趣旨からいいますと授産事業といふことではありませんので、こういったものをどうするかとか、作業所であるものをどういうふうに移行していくかとかということで、まだ妨げといふことではあります。この点で、今後の改正からのいろんな細かなものをお聞かせいただきましたけれども、その理由といいますか、こういう進み方ができた、可能になつた理由、原因といいますかをお聞きしたいと思ひます。

す。

○堀利和君 ありがとうございました。

○小池晃君 日本共産党的小池晃です。

四人の参考人の方、それぞれ大変貴重な御意見を聞かせていただきありがとうございました。時間が関係ですべての参考人の方に御質問できなかつたというふうに思いますけれども、あらかじめ御容赦いただきたいというふうに思います。

まず、桑本参考人にお伺いしたいんですけれども、参考人のお話で、国民の福祉サービスを支えている福祉労働者の労働条件の向上というのが大変重要である、にもかかわらず、福祉分野で働く労働者の労働条件、とりわけ賃金水準が非常に深刻だという実態がよくわかりました。

さらにお伺いしたいのは、今回のこの社会福祉事業法の改正が利用者の側にどういう影響を与えるかということになります。特に措置制度から利用契約制度への変更で、今後障害者の経済的な負担が重くなるんじゃないかという声が上がっております。障害者の皆さんのが大変心配される方々に近い立場にいる働く立場からどうお考えか、お聞かせ願いたいというふうに思いますが、障害者の皆さんが決められて介護保険制度は、御存じのように介護度の一から五、これに基づいてサービスの中身が決められているわけですね。我々は、これをパック化といふような表現をしているんです。いわばいろんな大きさの牛乳パックなり、あるいはサービスのパッケージがある。障害者現場の中で、今この基礎構造改革等々とかかわっていると話題になつてゐるのは、では障害者に対するサービスについても同じようにパック化されることになるんではないだろうかと。

例えば、支援費の水準についても、今は措置費はそれぞれの障害の種類ごとに一律なんです。これが支援費というふうな形態になつた場合には、同じ重度の身体障害者でも重度性が一、二、

三というふうに分けられて、それに基づいて支援費が支給されるということになると、当然のこと

ながら、その重度の度合いに応じたサービスのパッケージ化ということがセットされるわけです。

ね。となれば、具体的な施設の中、職場の中でケアを展開する場合に、そのパッケージ化されたサービスを飛び越えたもの、含まれないサービスについては障害者に対する自己負担ということが強制されることはなるんではないか、支援費はその部分しか含んでいないわけですから。そういうふうな危惧が一つあるわけですね。

それから、もう一つ申し上げるとすれば、既に

これはそういうふうな動きが始まっていますが、私は聞いているところによると、北海道とか大阪では、今後のことを考えると、いわば費用徴収が直接徴収をするという形になりますから、利用料を。障害者の年金等々については施設で管理をさせていただくということが、こういう表現が妥当かどうかわかりませんが、取りっぱぐれを少なく

われている状況です。

○小池晃君 介護保険の実態を見ると、政府は利用者負担を重くする改正じゃないんだというふうに言うわけですが、何の保証もないわけで、支援費算定の根拠も示されていないわけですから、全くの空手形だと私も思うんです。

さらに、これは八幡参考人と桑本参考人にお伺

いしたいと思っているんですが、私は前回の質疑

で基盤整備の問題を取り上げました。非常に基盤

整備がおくれている。障害者プランがあるわけで

すが、これ自体大変低い目標であり、また達成

つかない分野も数多くある。緊急整備計画をつくれというふうに要求したんですが、厚生大臣は現行の障害者プランの達成に努めるということ

を言うだけでした。

心配なのは、こういう今の非常におくれた基盤

整備のもとで措置制度から利用契約制度に移行す

れば、いわゆる逆選択、施設が利用者を選択する

という事態が起ころのではないかと。この問題で

厚生省、厚生大臣に言うと、正当な理由がなければサービスを拒否できないというわけです。その正当な理由は何かというふうに質問すると、定員がいっぱい入所できない場合、あるいは施設目

的、機能が利用者のニーズに合致しない場合、こ

ういうふうに答えたわけですが、これはもう幾らでも拡大解釈が可能なのではないだろうかというふうに思うわけあります。

お伺いしたいのは、今、実態として必要なサー

ビスが障害者分野で非常におくれている、基盤整

備がおくれている中で契約制度に移行した場合

に、弱い立場の障害者、障害の重い人あるいは負

担能力のない人、こういった人たちが契約制度か

ら切り捨てられてしまふ逆選択が起ころんじゃない

か、こういう心配が現場にあるんじゃないかと

思うんですが、現場の実態としてこの辺をどうお

考えるのか、八幡参考人と、それから続けて桑

本参考人にお伺いしたいと思います。

○参考人(八幡隆司君) 基盤整備がおくれている

というときに、僕も確かにそのことは考えており

ますが、何の基盤整備がおくれているかという内

容を考えることが大事だと思います。

介護保険のときに随分と特別養護老人ホームが

足らないというお話をありましたけれども、在宅

福祉を進める上では、そういう意味ではなくて、

もつと在宅を支えるサービスが必要なんだろうと

僕は考えていました。

現在も、例え私の町でもそうですけれども、

いろいろな都市に多くの作業所がありますが、同じ

ような機能を持ったものがたくさんありますし、

そこに障害者が固定化されてしまう、このことが

問題なのではないか。つまり、施設に障害者を固

定化してしまうのではなくて、いろんな機能を

持つた施設を障害者が期間に応じて、どんなサー

ビスの内容を、いつ、どのくらいの期間受けの

かということを明らかにしながら、そのサービス

を利用すること前提でございまして、今

の独占的な形で施設を障害者が利用すると当然

盤整備がおくれてしまうということになります。

私は、ガイドヘルパーや、それから今後障害者の生活を支援するコーディネーターのような方たちを人材的な部分でもつともつとふやすべきだと

いうふうには考えてございますけれども、厚生省

が考えるような施設基盤の整備ということには若

干反対をしております。そういう意味で、障害者が

が何を望んでいるか、どんなサービスをいつまで

利用するかということを、もつともっと福祉シス

テムとして明確にしていかなければならないのです

はないかなと考えております。

○参考人(桑本文幸君) 基盤整備の問題は選択の

いわば前提条件であって、基盤整備が進まない限

り、利用者が選択しようにも選択するサービスが

ない、これはもう当たり前のことなので、これは

干反対をしております。では、選択できるだけの基盤整備が進んだら逆選択というふうな状況はなくなる

だろかということも考えてみても、それだけ

は私は問題は解決しないだろうというふうに思つ

ています。

たとえ基盤整備が進んだものにあっても、一つ

の例を挙げますけれども、今度四月一日から、先

ほども触れた新会計基準というのを厚生省が発表

したんですが、その中で、新しい勘定科目、会計

科目に徴収不能引当金という科目の設置が認めら

れました。徴収不能引当金というのは、利用料

等が焦げついた場合に別の勘定からそこに引き

当ててくるというふうな科目が加えられたわけ

です。要するに、焦げつく利用料があるということ

を想定しているわけです。

となると、利用者を選ぶ際に、契約を結

ぶ際において、この利用者の利用料が焦げつくか

焦げつかないかということが、契約の一方の当事

者である経営者、事業者の側にとつては非常に大

きな問題になるわけです。となると、これまでど

り利用料の制度が変わってくるのですから、切り

離して自治体が徴収していた利用料が、契約の

当事者ということで直接利用料を徴収せざるを得

ないという形になつた場合、できるだけ焦げつか

ないような利用者を選択する、事業者の方が選択をして契約をすることは、十分可能性としてはあると思います。

〔委員長退席、理事山崎正昭君着席〕

現に私どもと厚生省との話し合いの中でも、正当な理由の中で先生は二つだけおっしゃっていましたが、こういうふうな問題は正当な理由になるのかというふうな話し合いの中では、そういうことも考え方としてはあり得るだろうというふうな厚生省の事務当局からの返事は伺っております。

○小池晃君 八幡参考人に支援費支給制度についてちょっとお伺いをしたいんですけれども、レジメの中で言られているように、箕面市では、障害者のホームヘルパー派遣は、障害者本人のみの所得を基準にしており、扶養義務者は入っていない。しかし、今回の法改正の考え方は違うわけであります。ここについてちょっと御意見をお聞かせ願いたいと思うんです。

○参考人(八幡隆司君) 支援費については、御指摘のとおり今回の法改正は我が市の条例と逆行をしております。また、その支援費の決定額がどの程度になるかということについて、既に介護保険で、例えば私の母親は、この四月にケア計画をつくりましたら介護度五の範囲をオーバーしてしまいましたし、恐らく支援費の決定の段階によっては、また非常に市町村の自己財源が強いられるという条項はあると思います。

○小池晃君 阿部参考人によると一言お伺いしたいんですねけれども、今まで、契約制度になつた場合の危険性、利用料の問題やあるいは選択の場合をちょっとと議論させていただいたんですけども、先ほど参考人は、契約になつても国の責任の後退というのにはあり得ない、国がそう言つてゐるからだというふうにおつしやつたんですけれども、その根拠は、国が言つているということ以外に何かおつしやられた根拠というのはおりにならんでしょうか。

○参考人(阿部志郎君) 私は國のおつしやつたこと

とを信用しておりますので、ぜひ先生方のバックアップをお願い申し上げたいと存じます。

○小池晃君 私は、この法案の全体像を見る中で、そのことについて国の言うことを到底信用するわけにいかないなというふうに思つております。

最後に、附帯決議の問題について若干御意見を

お伺いしたい、というふうに思つているんです。

というのは、この社会福祉事業法の制定の準備段階からの議論を通じて、当初は応益負担という

ような話もあった。ところが、そうすると利用料負担が増大するということがあつて、結局、利用者の負担増を伴わない応能負担で行くんだという

ようなことになつてきたという経過があると思う

んです。

ところが、衆議院の附帯決議では何と言つてゐるかというと、「利用者負担については、介護保険との関係を整理した上で、応益負担を加味した制度への移行も含め、その基本的取り方の検討を行うこと」と、こういう項目が入つたわけであります。これは私、これまでの議論の経過から見

る、こういう附帯決議になつてきたということが、非常に不可思議な印象を受けておるんであります。利用者の負担増を今回の法案では伴わないといふのであれば、やはりこういう中身があつていいんだろうかということに疑問を持つわけです。実際、低所得者にとって負担の拡大に通じる応益負担への移行を含めた検討ということを求めた附帯決議に対しても、多くの団体、障害者の皆さんから疑問の声が上がつております。

この問題について、この附帯決議の応益負担を

す。八幡参考人、桑本参考人の順番でお聞きしました

いと存じます。

○参考人(八幡隆司君) つまり、障害が重度、重

度という言い方も最近はいろんな言い方がありますので、介護を多く必要とすることが、そのこと

が非常に個人の負担を高くしてしまうというの

は、介護の社会化をするという意味では非常に間違います。

現実問題として、負担能力の問題というのは、これまでみたまない一定額となりますと、負担の高い方、負担というか税金をたくさん払つておられる方がいるんだからそのことで還元されるべき問題もありますし、結局は非常に自己負担が高いということです。私の相談のところにも、介護保険で既に利用をとめているとか少なくされている方もいらっしゃいますので重大な問題だと思いますから、利用しやすいサービス料の設定などは、議論されるべきことだと思います。

以上です。

○参考人(桑本文幸君) 今の制度の中での徴収額

の比率は措置費総額の八%ぐらいではないかといふことに伺つていていますが、仮に新しい利用料制度を介護保険制度と同様の支援費の一割というふうな形で設定した場合には、これはもう明らかに相対として二%上がるわけですね。

あわせて、応益負担ということになれば、先ほどの八幡参考人と同じ私は意見を持つわけですが、それでも、障害が重度になればなるほど社会的な介護、社会的なケアが必要であるにもかかわらず、そういう重度の障害を持つていれば持つてゐるほど個人負担は、益に応じて払うということになれば高くなる、これでは一体社会福祉などのかどうなのがわからない、まさにそういうふうな状況に陥るんじゃないだろうか。そういう危険性を一般の

社会福祉を見た段階においてはつきりと感じました。

○清水道子君 社民党的清水です。

まず、阿部参考人にお伺いしたいんですけれども、私も阿部参考人がおつしやつた地域福祉論、

それから福祉の文化という点においては、今後の

れるような制度を絶対に持ち込むべきではないと

いうふうに私は考えていました。

○小池晃君 済みません時間がちょっとありますので、今と同じ問題について、阿部参考人、河西参考人にも御意見を一言ずつお聞かせ願いたい

と思うんですが、いかがでしようか。

○参考人(阿部志郎君) 私は、応益負担は近代化の原則だと思います。ただ、それによってニードを持つ人が解決を阻害されるということがあつてはならないだろう、こう思いますのが一つと、もう一つは、応益負担はサービスの公正、公平といふこととセットでなければならないのではないかと思います。

○参考人(河西光君) 社会福祉法人としての施設運営している体験がないのですから、そのことに関しては、今お話しの中では桑本参考人と同じ考え方を持ちます。

以上です。

○参考人(桑本文幸君) 全体として私たちは、この社会福祉事業法の

回の法改正については、福祉サービスの国の責任の後退につながるし、ましてや応益負担というような方向で負担増につながり、あるいは障害者サービスが受けられないというような事態が介護保険で今実際に起きているんですけれども、そういう事態が障害者福祉全体に広がつてくるということは、やはり断じてあってはならないのではなかといふふうに思つておりまして、思いを同じくしてゐるなど、いう感想を最後に述べさせていただきたいというふうに思ひます。

ありがとうございました。

○小池晃君 ありがとうございました。

全体として私たちは、この社会福祉事業法の回の法改正については、福祉サービスの国の責任の後退につながるし、ましてや応益負担というような方向で負担増につながり、あるいは障害者サービスが受けられないというような事態が介護保険で今実際に起きているんですけれども、そういう事態が障害者福祉全体に広がつてくるということは、やはり断じてあってはならないのではなく、この問題について、この附帯決議の応益負担を

身についてどういうふうにお考へになるか、ちょっと率直な御意見をお聞かせ願いたいと思うんですけれども、阿部参考人にお伺いしたいんですけれども、私がやはり社会福祉の原理原則であつて、そういうふうな立場を外

をしております。

ただし、現実の問題として、その理念を具体化していくべきわゆる基盤といいましょうか、そういう点についてはさつき、行政は参加をしていく立場だと。これはサポートするという意味もあるんでしようけれども、しかし私はもう一つ、やはり行政が社会福祉に担うべき公的責任という面もすごく強いと思うんです。

特に日本の場合は、福祉というのは個人の自立ということが余り評価されないで今まで来ましたから、非常に家族への負担というのが多くて、そういう点で、意識の改革とあわせて基盤整備というのはとてもおくれていると思っているわけですけれども、そういう中で、やはり行政がやってはならないことと、それから行政がやらなければならぬこと、そういう点についての公的責任ということは、当面何を最もやるべきかという点についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○参考人(阿部志郎君) ただいまの御意見、私も同感でござります。

基盤整備はおくれていると思います。例えば在宅サービス、施設を考えましても、北欧のように施設が整った後に在宅サービスが展開されたという歴史から照らしますと、私どもの場合には施設も不十分、しかし在宅サービスをせざるを得ない、ここに私どもの悩みがあるわけでございまして、基盤整備というのは急がれると思います。

そして、財政的な支援ということは必要だと思います。ただ、財政支援をしていただきますのに、民間の側としては、民間の持つ自主性が損なわれない範囲でということでございまして、ここには行政として財政支援をするという一つの条件と制約がござりますし、民間側には民間側の受け方があると思いませんけれども、この調整などいうことが今後の課題ではなかろうかと存じます。

○参考人(桑本文幸君) 緊急に必要な基盤整備といふ点でいうと、私は二点あると思っております。

○参考人(阿部志郎君) 地域福祉をこれから進めてまいりますのに、地域というのは住民の集合体ですから、住民が自分でつくり上げいかなければなりません。それに対して行政が果たすべき役割は大きくなっています。一つは今回の法規定されている計画の策定ということだと思い

ます。それも市民参加を得た上での計画の策定をすることと、もう一つは地域あるいは民間の活動、NPOに対する支援をする、その二つではないかと思っております。

○清水澄子君 財政的支援といふのはとても大きいやないでしようか、公的責任の中です。民主的なこれから住民参加、住民主体、利用者本位の福祉という側面は非常に私は賛成なんですけれども、今、基盤整備といふときには財政的支援といふのがないと、もちろん自治体の内容を変えていくのは自治の運動がなきゃいけないと思いますけれども、しかしこれからのまだまだ不足している福祉を本当に住民自治につくりかえていくにも、経済的・財政的支援、基盤づくりというのはとても大切なことです。

○参考人(桑本文幸君) も私は当面必要であると思っているんです。

○参考人(桑本文幸君) その点についてもう一度阿部参考人の御意見を伺いたい。そして、桑本参考人、八幡参考人が今当面している急がなきやならない基盤整備というのは何なのということについて、お考えを聞かせてください。

○参考人(阿部志郎君) ただいまの御意見、私も同感でござります。

基盤整備はおくれていると思います。例えば在

と思つています。

これはハードな部分なんですが、もう一つの問題は、サービスを提供する上で具体的な人手という点での基盤整備を確立、確保していくかの限り、建物だけ、ハード部分だけを整備して、具体的な血の通ったサービスを提供するということには必ずしもならない。

そういう点でいうと、もう一つの基盤整備の人材確保という点を焦点として進めしていく場合に、例えば職員配置基準の引き上げの問題とか、あるいは職員一人一人に対する人件費単価の保障の問題とか、少なくとも教育労働者、教育施設と同じぐらいの単価の設定が、今後の福祉サービスの多様な展開を期待するとするならばどうしても必要なあります」というふうに思つています。

○参考人(山崎正昭君) 退席、委員長着席)

そういう意味で、福祉サービスをそれぞれが展開していく上で、国や自治体からの財政支援は最も不可欠な要素、大前提の要素であろうと。自主性が損なわれない範囲で、いわば金は出されども口を出さないという、こういう点を行政の姿勢として徹底すれば自主性は一切損なわれないわけですから、そういう意味での財政的な支援が求められているというふうに私は思つています。

○参考人(八幡隆司君) 私は、グループホームとか障害者の住宅関係が本当に今現在なくて、とにかく家を出て生活しようというときに家がないために、結局、家にそのまま残っている、またそのため、成人した女性が父子家庭のために父親か母親かの風呂介護を受けなければならないとか、そういうさまざまな異性介護というか、そういう家族への負担が重くのしかかっている事実があると思うので、何とか住宅を確保して、そこに介助者がきちんと行けるような状態をどんどんつくつていかなればならないと思います。

○参考人(八幡隆司君) その場合に、現在、高齢者の二級ヘルパーといふいう意味での多様なサービスが必要とされることがあります。それによると、それをふさわしい体系に改めていくような施設基盤の整備、これも当然必要なことだ

介助ができる方、そういう力を持っている方は非常に少ないんですね。ヘルパーという資格を持つ人は多いけれども、具体的に障害者の介護をする人材が足りないと。そういうふうな面もござりますので、そういうふうな人材育成も非常にこれから大事になつてくると思います。

ただ一点、先ほどの話で気になりますのは、財政支援というときに、大阪では一時期、作業所に対する補助金を二倍ほどに上げていただいたことがあります。ただ、財政支援をしていただきますのに、民間の側としては、民間の持つ自主性が損なわれる点で、この点で、そのサービスを受けている障害者なり利用者がこういうふうにサービスの内容が上がりりますよという前提がなければ、そこへ引き込まれたお金がすべて結局は健常者の側に回ることでしかなかったというふうなことを恐れていましたので、現在のサービスをチェックするという、そういうふうな基準づくりとかサービス内容のチェックを行つていくというふうな機関なりが、これもまた現在の基盤整備の中で足らないだろうというふうに感じております。

○参考人(八幡隆司君) 以上です。

○清水澄子君 いろんな視点でありがとうございます。

○参考人(八幡隆司君) 私は、ちょっとお伺いしたいんですが、書いていらっしゃるこの資料の中で、社会福祉協議会の役割について非常に不適切、社協というのは中立的立場ではないと、この利用者援助ではそういう面で書いておられるんですが、これらについて、どうあつたらいのか、またはどういう点が一番問題かということについて、ぜひまた皆さん全員に一言ずつお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(八幡隆司君) まず八幡さんから。

○参考人(八幡隆司君) 私は、ちょっと誤解を生むような言い方で、社協自体を否定しているのではありません。ただ、地区福祉会とかさまざま

な地域基盤といふところを社会福祉協議会が担っていることを、非常にその点は尊重しつつも、障害者のことをどれだけわかっているかと、いつと、社会福祉協議会の方もほとんど御存じないような地域が多いのではないか。そのため、例えばNPOののような地域で活動されている障害者団体があつても、そこにはいろんな相談とかのサービスを市町村が委託するのではなくて、法人格である、地域の主体であるというその一点でサービスの内容とか相談の業務が社会福祉協議会へ行くということが、障害者の団体の中はどうかという疑問が非常に出ていているということあります。

さらに、地域間格差というのがございまして、以前は福祉公社というのがたくさんできた時代がございますけれども、そのときも、社会福祉協議会が本当に事業を担えるような形で機能しているところとそうでないところの格差が激しかったというふうな背景があつたと思います。地区的役員というか、まだまだ機能的な意味ではなくて名譽職的な役員がいらっしゃるような社協も中にはござりますので、その辺も含めて、社会福祉協議会の実態を踏まえた委任の仕方、あるいは社会福祉協議会以外の選択肢というものができるような形を法律でとつておくべきではないかと考えております。

○参考人(桑本文幸君) 本来、社会福祉協議会といふのは、住民の福祉活動の支援、あるいは住民間の、あるいはその社会福祉事業に携わっている者等のさまざまな問題の調整、さらにはそれらの団体間あるいは個人間での問題のコーディネート、また場合によっては要望を取りまとめて行政に要求を出す、要望をするというふうなことが本来の役割としてこの社協自体は出発したのではないかと私は思うんですね。随分そういう点ではさま変わりしつつあるなというふうな印象を持つているわけです。

こういう、地域の中での住民のさまざまな福祉活動、福祉にかかる要望の取りまとめ等々の役

割というものは、今後ますます増大することはあつたとしても減少はしないと思うんですね。という点でいえば、日常的な福祉活動に対しして社協がどうサポート、支援する立場に立つていくのか。決して社会福祉施設と社協というのは上下の関係にあるわけではないわけですから、対等、平等の立場で社会福祉間のさまざまな問題を取りまとめて調整を行っていく、これが求められていると思うんですね。

ところが、今回の改革の中においては、あたかもその一段上のところに立つて社会福祉協議会が地域の施設等々をまとめ、社会福祉法人等々をまとめ上げていくという、指導と被指導というんですか、そういうふうな関係がともすると強調をされているような気配を感じざるを得ないんですね。これはやはり、今後の地域福祉活動を考えみた場合に大きな問題になる可能性があるというふうに思っています。

あわせて、権利擁護の問題等々についても、本當はこれは、行政が無償で何の分け隔てもなく行うべき活動として権利擁護活動というはあるべきであるし、それが社協にやだねられるというこど自身にも一つの大きな問題を感じているところです。

○参考人(阿部志郎君) 社会福祉協議会は文字どおり何よりも協議体でございます。ですから、連絡調整をしながら協議を進めるというのが基本だと思います。ニードを調査する、そしてそれに付いて研究を深めるということも社会福祉協議会の機能でございますし、それに基づいて企画をする、

設の持つ資源をまとめて、それを方向づけていくことであらうかと思います。

○参考人(河西光君) 愛知県とか名古屋市の社会福祉協議会では、これは特に盲導犬についてですが、最近、盲導犬のことを地域の人たちに知らせようというようなことで、学校や各地域に盲導犬についての情報を積極的に知らせていただいている

しかし、今おっしゃられたような苦情処理等も今度は社会福祉協議会の役割になるかと思うんですが、そういった中では、やはりその苦情処理に十分対応できるような、各施設の実態を把握するというようなことを十分に行つていただきたいと

思います。

○清水澄子君 それでは、今回のこの法律の改正の中で、障害者の認定といいますか、どういうサービスを受けるかというとき、介護保険より非常に複雑だと思うんですね。

以上です。

○参考人(阿部志郎君)

。

ですから、そういう場合に、さつき八幡参考人

もおっしゃつたんですけども、今後、自治体が

各自治体の間でも差はあるでしょうが、福祉を社

会福祉法人に限定しているのを外していくこと

とき、これをどのようにしていったらいいのか。

これは利用者や現場の自治体職員の皆さん非常に迷われると思うんですけれども、これらについ

ては、本当はこれは政府に聞くことのなかもしれ

ないんですけども、どのように考えたらいいか。

障害者の場合は生活面とかいろんなものを持って

いますね、一つの基準で決められないでしょう、

福祉というとき。そういう点について皆さんが考

えていらっしゃる、どういうものをこの法律に

よってつくり出していくべきか、それから何が障

害になると思うかなどいう点について、一言ずつお聞かせください。

○参考人(八幡隆司君) 私は、都と全国のあちこちの作業所なり集会も回ることがあるんですねけれども、今回の法律改正で一番困っているのが社会福祉法人というか、施設なのか岱イなのかという

居宅と施設の違いというものをそれぞれの作業所がきちんと分化できるんだろうかということを非常に心配しております。

現在の作業所の実態が、あるときは仕事をし、それも、一日のプログラムの中でも非常にそれが混合していることがございます。ですから、そのことによって、居宅が施設かと言われても、現実にはそのことを分けられないというのが実態あります。私としては、

障害者がその障害者の利用施設からサービスを受けたときに一日当たり幾らというふうな実態がアリります。ですから、そのことによって、居宅か

施設かと言われても、現実にはそのことを分けられないと、それが実態であります。私としては、

障害者がその障害者の利用施設からサービスを受けたときに一日当たり幾らというふうな実態がアリります。ですから、そのことによって、居宅か

ます。

そういう点でいうと、介護保険制度の中で認定の度合いを分けたことによって生じている問題等も、これからは問題では十分教訓化されて対応がされるべきだというふうに考えています。

○参考人(阿部志郎君) 申しわけございません、一般論でございますが、障害という言葉にあらわされるように、一般の社会で障害者に対する違和感、強く言えば偏見は拭えないと思います。これをどう乗り越えるか、これらの福祉にとって私は大きな問題だと思つております。

もう一点は、四十年前に今日のような高齢社会が到来するということを予測できた人はおりませんでした。あれあれよといつ間に高齢化いたしまして、年寄りの数があえ、問題が深刻化いたしました。老人問題として火を吹きました。そして、今その対応に大わらわということではなかろうかと思います。ゴールドプランをつくり、介護保険になりました。今は大きなエネルギーを年寄りのために割いておりますけれども、これからはやはり障害者福祉、子供の福祉に向けなければならぬのではないか、そのことがまさに基盤整備であるうと思つております。

○参考人(河西光君) 盲導犬の方のことでお話をさせていただきたいと思います。

今、基盤整備というお話をありましたら、盲導犬が社会福祉の方に入ることはとても歓迎をしております。しかし、今の基盤整備という中で、盲導犬を本当に今すぐでも欲しいという四千八百人に、今は全体的に五百八十頭が活動しています、そういった中では早急に盲導犬の貸与ということを解決しなきやいけませんが、それには訓練士の養成とかそういう部分が十分でなく、そういう意味の受け入れ、要は盲導犬施設の受け入れというのは非常に貧弱なもので、実際に今六十人ぐらいが訓練の方に携わっていますが、四十人ぐらいが本當の資格を持った者ということで、あと二十分は勉強中です。今は年間に平均百三十頭ぐらいが、盲導犬を八

施設で出せる頭数です。しかし、今の四千八百人に何年先に貸与できるかという部分も含めて、人材の確保または視覚障害者が伴う盲導犬の社会の受け入れ、そういうものも十分に整備されないと法律の趣旨が生かされないというふうに思います。

以上です。

○堂本暁子君 堂本暁子でございます。

河西参考人に盲導犬のことで伺います。盲導犬を訓練したりいい種をつくっていくための力がいかに足りないかということはよくわかつたんです

が、外国なんかへ行くと、目の見えない方に限らず犬をいろんなところへ連れ込んでいるんです

が、盲導犬が入れなくて困ることは、電車は入れ

うですが、それ以外に日本の社会で、こうい

うところには盲導犬と一緒に入りたいのに入れてもらえないというところはありますでしょうか。

○参考人(河西光君) 先ほど五百八十頭が現在活躍中ということだったんですが、八百五十頭と訂正させていただきます。

それから、先生の今の御質問ですが、盲導犬も約四十年になりますが、今、全体的にはいろんな社会で御理解をいただけるような方向になつてきています。これは大変ありがたいんですが、しかし現実的には、やはりあらゆる部門で断られる

ということは多いと思います。

例えばホテルでも、オーナーというところも非常に多いのですが、社員教育がされていないために、電話に出た方が、盲導犬というふうに電話を入れているわけです。実際にはそのホテルは受

け入れるわけです。それは、雑誌とかホテル

関係のところにも盲導犬を受け入れます。これ

は大丈夫ですねということで電話しますと、その

係の方はそれを御存じないということで断られてしまう場合もあります。タクシーなんかの場合には、まだ動物が嫌いということで断られる

が、または動物が嫌いというふうに断られる

とか、それ以外あらゆるところで入場または利用

を断られるということは非常に多いと思います。

○堂本暁子君 阿部参考人と八幡参考人と、きよ

う大変前向きの姿勢でお話いただきまして、桑本参考人は福祉労働者の賃金の低さを御指摘いたしましたが、桑本参考人がおつしやった賃金の低さ、そしてしかも休暇がとれない、そのため勤続年数が六年十カ月で終わっているというような実態を今、民間の実情として御報告いただきたいんですが、阿部さんのところではそういう状況の中で困つておられないのか、そちらの施設では実際いかがなのかということを伺いたい。それから箕面の方の状況もぜひ伺わせていただきたいと思います。

○参考人(阿部志郎君) 私は古い世代でございまして、桑本さんと少し年代が違つております。給料がほどほど、というよりは、もらえるかも知れないかわからないというのを承知の上で福祉の世界に入った人間でございまして、少し感覚が違うかと思います。けれども、福祉で働くから賞金が低くてよいということはあってはならないと思います。むしろ高くありたい。しかし、現実にそれができない。今精いっぱいのは、私のところでは、国家公務員給与に準ずる、そのための努力を続けているところでございます。

しかし、現に私は四十三年施設の仕事をしておられますけれども、国の共済制度に入つておられませんので國の退職共済に入れない、私はだから退職金がない、こういうことでございません。入れないからです。それは、私のところは隣保事業という事業でございまして、措置施設ではございませんので國の退職共済に入れない、私はただ、今のところは市民の一人一人のお力といふことを言いますと、私どもは障害者二十人が働いていますけれども、予算でいいますと、一億のうち四千万ぐらいが補助金、あと六千萬は自主財源ということで、障害者自身にも最低九万円を保障しております。

○参考人(八幡隆司君) 非常に難しい問題です。

一例を言いますと、私どもは障害者二十人が働いていますけれども、予算でいいますと、一億のうち四千万ぐらいが補助金、あと六千萬は自主財源といふことを言いますと、まだまだ企業へといくところには行つてございませんので、それがどのようになるかというのは、まだイメージ

が実はできていないんです。

問題としては、一つの団体が企業へということではなくて、もつと全国の作業所なりそういうところがネットワークを組みながら、企業とどうい

うふうなことができるのかという懇談会とかそ

ういうものが今後必要になつてくるかななどいうこと

で、今具体的なイメージがあるわけではございま

といいますのが、先日、台湾でも大震災が起きましたけれども、あちらの方の障害者団体を訪ねたり、またヨーロッパのいろんな障害者の活動団体を見てみると、やっぱり三割から五割の自主財源というのを持つておられる。それに引きかえ

日本での福祉の運動というのは、社会福祉法入化をして十割すべてを財源として活動していくこうとい

う方向がちょっとあり過ぎるのではないかと。

自分たちとしてはどのような形で財源というものを確保しながら、それは地域と一体になるバ

ザーもそうですが、さまざま社会貢献をして

う方向がちょっとあり過ぎるのではないかと。

日本での福祉の運動というのは、社会福祉法入化をして十割すべてを財源として活動していくこうとい

う方向がちょっとあり過ぎるのではないかと。

自分たちとしてはどのような形で財源というものを確保しながら、それは地域と一体になるバ

ザーもそうですが、さまざま社会貢献をして

う方向がちょっとあり過ぎるのではないかと。

日本での福祉の運動というのは、社会福祉法入化をして十割すべてを財源として活動していくこうとい

う方向がちょっとあり過ぎるのではないかと。

せんので、その点御了承をお願いいたします。

○堂本暁子君 次に、権利擁護について伺いたいんです。が、今度ではなくなつた場合に、身体の障害者の場合もあるでしょうし、高齢者の場合もあるでしょうし、知恵おくれのような場合もあるかもしれません。が、今度できる生活支援員がどうしたら本当に機能するのか、ネガティブな形よりは、利用する方がそういう方たちをどう積極的に活用できるのか。また、その利用費というような費用を必要とするようですか? それとも、その辺についてのお考えを阿部さんと桑本さんに伺わせてください。

○参考人(阿部志郎君) 権利擁護をしてまいりのには、一つは苦情処理をしなければなりませんし、財産管理も必要でございますし、処遇に対するさまざまの監視も必要になつてまいります。これにはやはり、専門職を何とか育てなければならないだうと思つておりますのが一点。

第二点は、専門機関だけなしに、オンライン的な第三者の機関といいますか、組織が必要なのではないか。これは例えば、アメリカあたりではオンラインになるのに數十時間の研修を課している州が大変多くございますが、こうしたことも私どもは参考にしたいと思います。

もう一点は、苦情が出るとということはやはり専門の機関なりあるいは利用する施設に問題があるわけでございまして、受ける側、施設側がこれらどう対応するかということを思いますと、どうしても求められるのは評価ということでございまして、それはまず自己評価、自己点検、そして利用者が評価し、さらに第三者評価にたえなければこれらの施設は成立し得ないだろうと。

この両者のいわば調和において人権の擁護といふことが守られなければならないのではないでしょか。

○参考人(桑本文幸君) 権利擁護の問題、これは、措置制度であるとなかろうと権利擁護は今まで余りにも軽く見られていたという点において、本래的には重視すべき課題だと私は思つてゐるん

です。

ただ、今回出されている権利擁護委員会等の問題、この問題は措置制度の廃止と裏腹の関係で提起をされてゐるところに大きな問題があるのではないかと思います。いわばこういうふうな形が提起をされているんではないかと思うんですが、これまで措置制度の中で行政が直接、いかが別にしてもサービスの中身に責任を負つてきた、これが措置制度を廃止することによつて外される、その責任が外されるから、それを第三者機関でカバーするようなシステムとして提起をされている。この発想自体がいかがなものかなというふうな気がしているところなんです。

措置制度を外すことによつて行政の責任が軽くなるから権利擁護機関ということになると、結果的には、今度の改革は行政責任を軽くするということに傾斜することになるんではないだろうか。となれば、先ほど阿部先生がおっしゃられたんすけれども、國の方に期待をしたいということが、期待だけの空手形になつてしまふ可能性は十分、この権利擁護機関の設置の仕方を見てみると私は感じてならないところなんです。

あわせて、そういう中において利用者の、あるいは住民の権利擁護をどう確保していくか、進めていくかという点においては、例えば市民オンライン制度をきちんと法制化するとかいうふうなことも当然必要であろうし、住民からの、あるいは内部の職員等も含めた監視体制を常にきちんとしていくこと、これは当然また必要なことだと思います。

あわせて、具体的な利用にかかる権利擁護のシステムという点においては少なくとも、そういう権利擁護機関を置くとすれば、先ほども申し上げたように、その権利擁護機関を利用するのに利用料が必要だという、こんなばかな話はないだろうというふうに思つています。平等にそれが利用されるためには、当然のことながらこれは無料でありますから、一朝一夕にはできないと思つますけれども、その総合的な考え方であるとか具

場からしては納得できないというふうに考えています。

○堂本暁子君 先ほど八幡参考人は総合的な福祉のあり方とおっしゃいましたし、阿部参考人も、子供や高齢者や障害者、今は縦割りだけでもそれを総合化していく、福祉を分けないのがいいわゆる地域福祉であるというふうにおっしゃつたんですが、もう一步進んで、その総合をどう考えているらっしゃるのか、八幡参考人に伺いたいんです。あわせて、もし今の生活支援員について積極的な御意見がおりになれば伺わせてください。お二人に伺います。

○参考人(八幡隆司君) 総合的にどうするかというときに一番大事な視点は、障害当事者の声を聞くということであると思ってます。また、その障害当事者自身も、例えば小、中と普通校に行くんじやなくて養護学校で高校まで出ているということがありますと、なかなか社会的にどのように考えていいのかわからないという場合もあります。だからその点を、もつともっと障害者の社会参加を促すような形で、障害者自身が意見を言える仕組みを長く行政が責任を持つてつくる必要があるのではないかというふうに考えていて、あるのではありませんか?

その点で箕面市の場合は、一例で言いますと、先ほど何度も申しましたが、箕面市の障害者施策推進協議会というのがありますと、そこで毎月障害当事者を交えた話し合いを重ねながら一つ一つ、ここまで來るのに本当に十年二十年かかっていいるわけですから、そういうふうな形でやらなければいけないし、自分自身も授産施設の指導員を三年やつていてなんですが、そのときの感覚と、障害者自身とともにという感覚が実は随分それがございまして、権利擁護というときにもやっぱり障害者自身がどう感じるかということを中心に置きながらやっていかないと、どうしても健常者のひとりよがりの判断になつてしまつて、それを今回の地域福祉で何とか見つけ出すことができないだろうかという願いを持っております。

○堂本暁子君 今、阿部さんがおっしゃつたのは、一人の人に対しての、例えば高齢者であつて同時に障害者であるとか、一人の人でもいろんな要素を重ね持つことはありますね。

ただ、私がもつと伺いたいのは、さつきおつしやつたとき、子供とか高齢者というふうにおつしやつたものですから、何うんですか? それども、福祉の素人でけれども、ヨーロッパとか北欧へ行きますと、私が見た施設は例えば、重症の心身障害者の施設と耳の聞こえない方たちの施設とが一緒にあつて、食事や給食や何かだけをシエ

体的な障害者の権利というのをもう少し深く研究して、福祉システムがどうあるべきかというのをきちんと整理しておかないと、新しい考え方と古い考え方がどうも今入りまじつているような法律になつていて、いうのが今回の法律ではないかなというふうにちょっと寒感する部分がございま

す。きちゃんと整理しておかないと、新しい考え方と古い考え方がどうも今入りまじつているような法律になつていて、いうのが今回の法律ではないかなというふうにちょっと寒感する部分がございま

す。

○堂本暁子君 阿部さん、お願ひいたします。総合的ということです。

○参考人(阿部志郎君) 縦割りというのが現在の機関だと思います。縦割りというのが現在の知識と経験を積み重ねているわけでございまして、これにかわるべきものが見当たりません。今までの中では、例えば企画調整とかアドホックミッティーをつくるというようなことを各行政はしたわけでございますけれども、根本的に縦割りを変えるという代案を今私どもは持つていいないと思います。ですから、上からの改革というのはとても望めない。

しかし、私どもの地域社会というのには十人十色で生活をしておりまして、それぞれ人々の持つている問題も異なつております。それに対して、個別的な対応ではなく、できる限り全人の対応をしておられます。それに対して、個別的な対応ではなく、できる限り全人の対応をしておられます。それが今、福祉のねらいでございまして、それを今回の地域福祉で何とか見つけ出すことができるのではないかと、そういう願いを持つております。

一人の人に対しての、例えば高齢者であつて同時に障害者であるとか、一人の人でもいろんな要素を重ね持つことはありますね。

ただ、私がもつと伺いたいのは、さつきおつしやつたとき、子供とか高齢者というふうにおつしやつたものですから、何うんですか? それども、福祉の素人でけれども、ヨーロッパとか北欧へ行きますと、私が見た施設は例えば、重症の心身障害者の施設と耳の聞こえない方たちの施設

アしているとか、そういう形で非常に有機的にやつていていたんです。

それから、最近日本でも少ししふえてはきましたけれども、高齢者と幼稚園や保育園を併設しているとか、小さい町や村へ行くともう非常に包括的に総合的にやつてている。お互いに機能をシェアし合つて、障害者の方にとつてもそれが大変いいし、働いている側の方にとつてもその方が効率がいいというような意味で今伺つたんですが、もう一度そこで何かおっしゃることがございますか。

○参考人(阿部志郎君) 私の働いている施設のことを申し上げて失礼でございますけれども、私のおります施設は、乳幼児の保育、学童の保育、そして虚弱性のお年寄りのデイサービス、痴呆性のお年寄りのデイサービス、身体障害者のデイサービス、知的障害者の活動センター、そして支援センター、リハビリ診療所、実は全部一つの建物で営んでおります。

そこで例えば、痴呆性のお年寄りが小学生の子供にお手玉を教えるということが起ります。教えられます。あるいは知的障害者が人が虚弱性の御老人の食事の配膳を毎日しております。そして、そのお年寄りに頼まれて町に知的障害の人が買いたい物に行くという、こういう交流がそこに図られておりまして、私はそういう姿が一つの地域社会コミュニティーだらう、こう思つております。

こういうコミュニティーあるいは市民社会を形成するために、これから福祉をどう組織づけ、どう全体の姿に変えていくか、そこがこれらの宿題でございまして、私は、草の根から縦割りを何とか超える新しいわざ文化をつくれないものだらうか、そう思つて働いておるものでございます。

○堂本暁子君 今のと同じ質問ですけれども、八幡参考人と桑本さんもうなずいていらしたので、さつき八幡さんは伺つたから、では桑本さんに伺わせていただけますか。

○参考人(桑本文幸君) 先ほど総合化は必要な課題だということは申し上げたんですけども、縦

割りになぜなつてあるかという点においては、非常に管理がしやすいというのが一番大きな背景と

してあるのではないかと思うんです。管理しやすく、職員配置にしたつて何にしたつて、いわばそんなに厚くしなくとも運営ができるという、こ

ういうふうな問題が常に裏表につきまとつて、

そんなに厚くしなくとも運営ができるという、こ

ういうふうな問題が常に裏表につきまとつて、

そういう形で今の状況というのがあるのではないか

というふうに思つています。

総合化という問題については、これ自体が、阿

部先生のところのよう子供からお年寄りまで障

害者も含めてすべて総合化をしていくというのは

そう簡単なことではないんですね、少なくとも障

害者分野においては、例えば重度の身体障害者と

中軽度の身体障害者とお互い支え合つて、お互い

がその中で集団を構成しながら発達を保障し合つ

ていくようなシステム、あるいは知的障害者と身

体障害者が、これはそれ自体がケアについての十分な検討が必要なんですねけれども、総合的に集団

的な生活を営んでいくような取り組み、その垣根

を取り外していくような行政的な措置が必要ではないだろうかというふうに考えていくところです。

○堂本暁子君 ありがとうございます。

○西川きよし君 西川でございます。本日は大変

御苦労さまございます。私がラストパートナーで

ござりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、阿部先生にお伺いをいたします。

本当に福祉というのは、いつでもどこでもだれ

でも、朝でも昼でも夜でも夜中でも、大人はもち

ろんですけれども、子供さん、お年寄り、皆さん

や地域の中でその人らしい自立した生活が送れるように支える、言葉では簡単でございますけれども、こんなに難しいことはないと思います。先生は、二十一世紀は心に優しさを持つ人にようつて担つていつでもらいたい、こういうふうにおつしやつておられますし、そしてまた、心は温かく、されど頭は冷ややかに、二十世紀から二十一世紀に向かつてはこういう方々に福祉を支えていただきたいというふうにおつしやつておられます。このことと、そしてまた先ほどのあの仏壇のお話等々、みんなと一人、再度申し上げますけれども、自立した生活が送れるように、トータルでお答えをいただければと思います。

○参考人(阿部志郎君) 福祉の出発点というのは、私どもは現在、自分のことでいっぱいです、人のことまで考えられない、マイホームの中にどっぷりつかつて人との交流を知らない、自分のことで頭がいっぱいというのが私どもの現実ではないかと思います。こういう中で、人とのかかわりを持つということは非常に難しい状況にあると思いま

す。

そうした中で、しかし福祉の本質というのは、中国の言葉に「意中人あり」とございます。意中とは意味の意でございますけれども、心でございまます。心の中に人を住まわせる、それが一番の根本ではないか、自分の中には存在することによつて、人とともに生きるというその可能性と意

思とが与えられるのではなくうか、こう思つておりまして、私ども、それは一人一人の人生の課題である、こう考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

次に何を質問させていただこうかなと。

大変難しいお答えをいただいて、かえつて今、

そういう意味では、まさしく福祉に五十年間御苦労さまですと、ここで申し上げたいと思います。

介護を必要とするお年寄りはもちろんですけれども、障害を持つ方々にとって、その家族とともに、また地域の中で生活を送ることが当たり前でありますけれども、そのためには人と人とのがいに支え合つていくか、その仕組みづくりが今回この構造改革ではないか、こういうふうに思うわけです。

そのように思つてゐるわけですが、これは私はつい先日お伺いした話ですけれども、ある団地で二、三人の小学生、一年生と二年生の子供さんだそうですけれども、遊んでいたそうです。そして、そこに体の大きい高校生ぐらゐのお兄さんが一人、遊ぼうと言つて入つてこられたそうです。そ

して一緒に遊んでいたそうですが、そのことを子供さんが帰つておうちでお母さんにお話をしたそうございます。最近はいろいろと事件や事故が報道されておりまして、お母さんもびっくりいたしまして、知らない人と遊んではいけませんよということで注意をしたそうです。ところが、また次の日に一緒に遊んでいたのを見かけて、今度はその子供さんのお父さんがその光景を見て、子供のところに参りましてじつとお話をお伺いしておりますと、そのお兄さんは知的障害を持つ方だったということをございます。

日々の生活の中の一こまを今御紹介させていただいたわけですが、そういう意味では日本の場合、教育制度等々の問題もあるでしょうけれども、障害者に対する理解不足というものが現実に根強くまだあると思います。そういう意味でのいわゆる心のバリアを解消していくには、地域社会には何が一體求められているのか。何年たちましてもこういう部分が見えてこない、解決しないというのがやつぱり現実の中に多々ございます。再度阿部先生にお伺いしたいと思うんです。

○参考人(阿部志郎君) ある団地で、その棟で皆さんが話し合いをして防犯ベルをつけました。あ

る晩、防犯ベルが鳴った。鳴らしたことかわかつたわでござります。近所の人がそこに駆けつけた。そうしたら、御主人が出張でいない。小さな子供を抱えて奥さんが産気づいてどうにもならない。それを見た団地の人々がすぐに手配をした。このお子さんは私がうちで引き取ります、車を呼びましよう、私が運転していつてもいいです、心配しないで行ってらっしゃいとみんなで励まして奥さんを病院に送つた。こういうことは日常の生活の中で起こり得るわけでございます。

ただ、私どもはふだん大変引っ越し案でございまして、出しやばりをしたくない、そういう気持ちがありますのでなかなか外へ出していくことができないわけでござりますけれども、私どもには何らかのやはりきっかけが必要だらうと思ひます。きっかけさえ得れば、潜在をしている温かい思いがそこに噴き出すわけでございまして、そのきっかけと、それをどう組織化するかということがこれから一つの大きな果たさなければならぬ仕事だらうと思います。

特に、私ども日本人というのは、災害に対しては非常に同情もします。先ほど申し上げたように、神戸の震災に百四十万、百五十万のボランティアが駆けつけた。ほとんどは若者でございました。北海道の奥尻の災害のときにも全国から救援金が集まりました。阪神の災害に対して北海道の共同募金が募金をいたしました。例年、共同募金の募金額の目標が八億円でございましたけれども、阪神の震災に対しては、奥尻の災害に対する援助にこたえるために道民が出した金が二十四億円と、三倍の金を出しております。

こうした心といふのは、あるいは態度といふもののみなどどこかに持つていてるわけでござりますので、それをどう掘り起こしてどう組織化するか、それを私も今後の自分の仕事にし、課題にしたいと願つております。

○西川きよし君 そこで、今度は桑本参考人にお伺いをしたいんですけれども、昭和四十九年に障害児保育事業がスタートいたしまして、今日では

障害のある子供たちと障害のない子供たちの統合保育が行われているわけです。ともに一緒に生活をする中で、子供たちの中に自然な関係、いい関係が生まれるという意味での効果もござりますし、またその一方では、障害のある子供に対しても必ずしも適切な保育が達成されていないのではないかというような御意見も現実にござりますけれども、この統合保育についてぜひ実態をお伺いできればと思います。

○参考人(桑本文幸君) 障害児と普通の子供、健常児というふうな表現をしますが、健常児と一緒に保育すること、これはある意味では当たり前の話だと私は思っています。残念ながら、私は実際そういうふうな保育に携わつておるわけではないので、具体的にそういう思いがそこに噴き出すわけでございまして、そのきっかけと、それをどう組織化するかということがこれから一つの大きな果たさなければならぬ仕事だらうと思います。

特に、私ども日本人というのは、災害に対しては非常に同情もします。先ほど申し上げたように、神戸の震災に百四十万、百五十万のボランティアが駆けつけた。ほとんどは若者でございました。北海道の奥尻の災害のときにも全国から救援金が集まりました。阪神の災害に対して北海道の共同募金が募金をいたしました。例年、共同募金の募金額の目標が八億円でございましたけれども、阪神の震災に対しては、奥尻の災害に対する援助にこたえるために道民が出した金が二十四億円と、三倍の金を出しております。

こうした心といふのは、あるいは態度といふもののみなどどこかに持つていてるわけでござりますので、それをどう掘り起こしてどう組織化するか、それを私も今後の自分の仕事にし、課題にしたいと願つております。

○西川きよし君 そこで、今度は桑本参考人にお伺いをしたいんですけれども、昭和四十九年に障害児保育事業がスタートいたしまして、今日では

どんな形での交流で培われていくという、このことは一つ重要であると同時に、障害者の完全参加と一緒に労働するというふうな形が我が国の社会の中では十分まだ徹底をしていない。また、障害者を抱えた中での労働の労働環境、労働条件をどう整えていくかという点でのそんなに主体的な努力が、企業の側においても、あるいは周りの労働者の側においても十分展開をされていない。

例えば子供たちの障害者に対する見方、目、これが大きく変わつてくるということをいろんな場面で、いろんな形で伝え聞いているところなんですね。

私ごとで申しわけないんですけど、私の女房も保育を一時やつていて、保母をやつていてまして障害児を担当していたんですね。障害児を担当して、その障害児がほかの子供と交わることによって、交流をすることによって、その障害児の日常的な目の輝きが変わつてくるというふうなこと、よくわからないんですけど聞いたことがあります。

そういう点でいうと、そういう日常的な障害児と健常児との交流ができるような形をつくるといふのは、これから福サーサービスを考えていく上においては非常に重要なことであつて、それから、これは余分なことかもしれないが、先ほどお母さんはわからぬ。でも、バスや電車からお母さんはおつしやられた、なかなか障害者に対する偏見を乗り越えることができないというふうな問題についても、そういう点で子供のころからのい

うかんばかりの傷だらけ。ちゃんと物の分別はアメリカでお母さんが日本の方ですけれども、昭和二十一年生まれで、物心がついたころには、バスや電車の中でお母さんと一緒に手をつないでいましても、火がついたように泣くけれどもお母さんはわからぬ。でも、バスや電車からおりれば体じゅう傷だらけ。ちゃんと物の分別はつくが、戦後のそういう時代ですからいろいろ時代の背景というものがありまして、いわゆる青

ずんだり、血がにじんだりといふことで、しばらく全く他人を受け付けないといふ、そういう心の障害があつた。そういう話を聞きまして、自分は随分そういう意味ではいろいろ大変勉強になりました。

ですから、今、先生のお話を伺いたしましたて大変勉強になりましたし、先ほどの阿部先生のお話ですけれども、施設の中でいろんなことを一緒にやる、併設をするというようなことの大切さも聞かせていただきて、これからまた委員会等々にもプラスにさせていただきたいと思います。

○西川きよし君 ありがとうございます。

○参考人(桑本文幸君) 私のという部分のお話を伺いたしましたが、僕は最初の選挙のときは事務所の方に応援にも行かせていただきましたし、しばらくここのこところごぶさたをいたしておりますけれども、御質問をさせていただきたいたいと思います。

障害を持つ方が安定した地域の生活を送るという点では、生活の支援と就業の支援、この一体的な支援が本当に必要だと思うんです。これも口で言葉では簡単ですけれどもなかなか難しいことでし、一度施設の方にも、パンを焼いているところにお連れいただきまして、バター等々もいろいろ勉強させていただきましたけれども、そういう地域に寄りをした支援体制、今までのお話を箕面市では整備をされておりますけれども、地域福祉をこれから推進していく中で、生活の支援と就業の支援のあり方、これを八幡参考人に、その実体験からせひきょうはお伺いさせていただきたいと思います。

○参考人(八幡隆司君) 実際に私が就業支援をしていきたいというふうに感じたのは、授産施設代に、就職をしていった知的障害者の目の輝きがもう全く変わつていくんですね。つまり、一般社会に出ていったということが、施設で私たちがつくは接しているつもりはあるけれども、それと

覚を持つていたらどういうことの大切さというのは、イミテーションの世界と言うのは変ですけれども、施設ではできないので、できるだけ一般社会の中でのんな、時々嫌な体験もするでしょうけれども、そのことも含めて障害者自身がどんな社会へ出ていくことというのが大切なんじゃないだろうかと考えております。

ただ、今回の法律を見ましても、実際雇用非常に今後の課題になつていています。

そのことをさらに例えれば、私と同じような活動をしているメンバーの中で出産をすると。ふだんのことは一人でできるんですけれども、出産でヘルパーを欲しいと言いましたら、その基準が本人の自立度になつていて。でも、私は子育てとしておっぱいをあげたりそういうことができないからその補助を頼むと言つても、現在は、本人の、トイレに行けるとかそういう自立能力のためにヘルパー派遣があつて、子育てヘルパーというのは実際には派遣されないとかいうこともございまして、生活のサイクルに応じた、いろんな場面状況に応じたヘルパー派遣というふうになつていなんですね。まして労働をしていると、あなたは労働できる能力があるからヘルパー派遣は要らないんでしょうかとか、そんなこともございますので、ぜひとも総合的な支援の中で支えていただくといふことが必要だと思います。

○西川きよし君 そこで、最後の質問をさせていただきたいたいですけれども、苦情解決の仕組みです。

この仕組みの中で、事業者において第三者委員の設置が必要なわけですが、第三者について、例えばその第三者の権限はどの程度なのか、中立の立場で冷静な判断をするという点においても、その選び方というのが大変難しいと思います。

し、重要な問題だと思います。いろいろな方がいろいろな御意見を出しておられるんですけども、苦情解決の仕組み、この第三者委員についてははどういう御見解をお持ちでしょうか。八幡参考人にお伺いします。

まず、政府参考人の出席要求に關する件についてお詰りいたします。社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案の審査のため、本日の委員会を開いていたします。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 厚生省の報告例によりますと、平成十一年十二月一日現在の乳児院の施設数は、私立が九十五カ所、公立が十九カ所でございます。入院児童数は、私立が二千四百五十四ざいます。

いだらうかと考へております。なん社会へ出ていくことというのが大切なんじやないか、福祉工場というのもほとんど進んでおりませんし、雇用の問題に触れられておりません。来年、労働省との合体ということもありますけれども、果たしてそれがどこまで進むのかというのを非常に今後の課題になつてゐると思ひます。

中にござりますので、そこから完全に外した形で、市が責任を持つて組織するというふうな仕組みの中でいろんな方を入れるということが必要だと思います。

○委員長(狩野安君) 休憩前に引き続き、社会福祉社の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。これより質疑を行います。

からその補助を頼むと言つても、現在は、本人の、トイレに行けるとかそういう自立能力のためにヘルパー派遣があつて、子育てヘルパーというのは、實際には派遣されないとかいうこともございまし

○西川きよし君 私、あと残りが一分でございま
すので、桑本参考人、四十一分で終えていただき
たいと思いますが。

○参考人(桑本文幸君) これは利害当事者ではな
いということが最前提の選出の基準ではないかと
いうふうに思っています。それをどう公平に判断
中でいろんな方を入れるということが必要だと思
います。

○西川きよし君 終わります。ありがとどうぞいました。
○委員長(狩野安君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。
多謝(どうしゃ)、よろしくお聞きください。

推進を目標としている。このように考えておりました。そのためには、現制度の問題点にも検討を加える必要があるであろうというふうに思います。

○西川きよし君 そこで、最後の質問をさせていただきます。ただきたいんですけども、苦情解決の仕組みです。

○西川きよし君 終わります。ありがとうございます。
○委員長(狩野安君) 以上で参考人に対する質疑
は終了いたしました。
参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意
見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。
申し上げます。

午後一時四十分まで休憩いたします。

午後一時四十三分開会

多々あつたように私は思います。

そこで、乳児院の職員の定数について、規模によつて異なつてくるだらうと思います。わかりやすい規模平均的なもので結構でござりますので、乳児院の法定職員数といいますか、あわせて保育園の職員数と比較してどのような職員の配置状況になつてゐるのか、その点について御説明をいただければと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 乳児院につきましては、児童福祉法上、乳児及びおむね二歳未満の幼児が入院できることとされておりますが、その職員の定数は、直接保護に当たる職員である看護婦、保育士、児童指導員は、児童福祉施設最低基準によりまして、乳児院入院児童一・七人当たり一人となつておるわけでございます。なお、そのほかの職員につきましては、予算によりまして、施設長一人、栄養士一人、事務員一人、調理員など、児童定員三十人未満の場合は四人となつておるような次第でございます。

もう一つお尋ねでございました保育所でございまますけれども、ゼロ歳児は三人に一人でございますし、それから一歳、二歳につきましては六人に一人、こういうような基準となつておるような次第でございます。

○佐藤泰介君 今のお聞きしますと、一七人に一人が乳児院で、三人に一人が保育園、保育所。これだけ聞くとかなり手厚い職員配置のよう思いますけれども、ちょっと自分自身わかりやすくするために、例えば十七人の乳児院においては十人の職員数になるわけですね、一・七人で一人だとすれば。しかし、直接その乳児院の保育あるいはそれに当たる人は、施設長とか看護婦さんとかいうのを除けば八名になるんではないかというふうに思うんです。とすると、私は保育園の職員数より非常に少ないんではないかというふうに思います。一・七人に一人、三人に一人と、いう比べ方をすれば多いようになりますけれども、施設長とか直接保育に当たる方でいうと大変少ないんではないかというふうに思うんですけれども

ども、どうでしようか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 私も現場にお邪魔をいたしまして、さまざま御意見なりお考え方をお聞きしてまいつた次第でございます。

確かに、夜間における対応が必要な入所施設である、こういうことで乳児院の方が手厚い配置基準となつておるわけでございますけれども、委員のようなお考え方もございます。いずれにいたしましても、乳児院に対します今後のニーズ、役割といったような観点からこういった問題については、今後の検討課題の一つではないか、このように認識をいたしております。

○佐藤泰介君 ちょっと私と意見が違うんですけれども、大変手厚い配置になつておるということを重ねて今答弁されました。私が考えていることが違つておつたら指摘をしていただければ結構なんですねけれども、看護婦さんは専門職だから私は保育には余り携わらぬのではないかというような気もします。

それから、今、大臣も言われましたように、二十四時間体制ですから、仮に三交代のシフト制をとつた場合には、十人で十七人を見るということです。その中には看護婦さんも含まれるから、児童相談員とか保育士さんといふのは八名になる

大臣は今、保育園より手厚い定数配置がされてゐることですが、私が申し上げた点で、そこはここが違うからそうなるんだということがあつたら御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 委員の御指摘もこれも一面があることを私は否定するものではございません。ただ、私が申し上げましたことは、一般的な問題として保育園との比較においてただいまのような数字を申し上げたわけでございますし、乳児院につきましては、先ほど申し上げましたように、入院児童一・七人当たりにつきまして一人の看護婦や保育士などを配置いたしておるわけでございます。

また近年は、いわゆる育児放棄であるとかさらには虐待などによりまして家族との調整が必要な場合に対応するために乳児院に家庭支援専門相談員、こういう者を十一年度から配置いたしておるような形でございまして、単純にこの基準そのものをつけて乳児院の方が配置基準がおくれているのではないかということにつきましてはさまざまな議論があることではないかと、このように考えております。

○佐藤泰介君 若干私とは考え方方が違う。私はやっぱりまだ乳児院の方の職員配置というのは手薄だなどという意見、考え方を持つております。先ほど申し上げましたように、現状はまだ深刻だと指摘する報道が過日ありました。この内容を若干紹介させていただきますと、乳児院に収容されている乳児が保母さんなどの人手不足による劣悪な環境に置かれているというもので、院内の育児体制は、この報道では、児童八人から十人に対して保母一人の割合で、夜間は二十名に保母一人の割合の体制で運営されている。特定の場所かもしれないが、その間もつと多くの乳児を保母さんは担当しなければならないという現実もあるわけでございます。

したがつて、食事に關しても、ミルクを寝かせたまま飲ませることや、離乳食時期の乳児に対しても、先ほど申し上げたように八人を担当する場合には食事作業とも言えるようになつてしまふことがあります。たまに、食事のとき人間的なコミュニケーションの感性を育てる大切さや、離乳食のころの子供の会話は人間形成について非常に重要な時期だと言えます。報道先もわからないということでございますけれども、私が見た報道の表現をかりれば、ブロッラーのような食事風景とも言えるというような言葉も使われておりました。

があつたわけでございますけれども、大臣はそんな報道に対しても何か感想がありましたらお聞かせください。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 先日、乳児院におきました虐待の事例が報道されたことは私も承知いたしております。ただ、取材先がまだ明らかでないということでもございまして、現在のところ事実関係については把握をしておらないところでございます。もし報道の内容が事実だとすれば大変遺憾なことでございます。まずは事実関係の確認に努めてまいりたいと、このように考えております。

いづれにいたしましても、大変重要な時期にあります乳幼児につきまして、職員の方々が愛情を持つつきめの細かな養育を行うことが大変重要であります。現場でそのような対応が行われますよう、私どもいたしまして指導、努力をしていく決意でございます。

○佐藤泰介君 その報道に關して、今、大臣からそんな御意見をいたいたわけでありますけれども、仮にそれがそういう状況だとするならば、乳児院では乳児の急な発熱や発病による夜間診療を受ける際、救急車で移動する際、保母が同行することが必要で、その間もつと多くの乳児を保母さんは担当しなければならないという現実もあるわけでございます。

したがつて、食事に關しても、ミルクを寝かせたまま飲ませることや、離乳食時期の乳児に対しても、先ほど申し上げたように八人を担当する場合には食事作業とも言えるようになつてしまふことがあります。たまに、食事のとき人間的なコミュニケーションの感性を育てる大切さや、離乳食のころの子供の会話は人間形成について非常に重要な時期だと言えます。報道先もわからないところでございますけれども、私が見た報道の表現をかりれば、ブロッラーのような食事風景とも言えるというような言葉も使われておりました。

したがつて、今、大臣の事実関係をはつきりさせたいという答弁がございましたので、これらの事実について実態調査をきつちりとされるおつもありはあるのでしょうか。そして、実態調査を何かの機会に御報告いただきたいと思いますが、そうした実態調査、そしてその報告がいただけるかどうか。また、事実だとするならば、乳児院の職員の定数について今後検討する余地はあるのかどうか。その三点ばかりお伺いしたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) これはあくまでも報道の自由というものがございまして、当然のことながら私どもがこの問題について実態を把握していくわけございませんけれども、事実関係についてできるだけの努力をしていきたい、こう考えていくような次第でございます。

それと、今、委員が御指摘になりましたような、いわゆる虐待の問題と乳児院の職員の数というものをそのまま直接的に結びつけることが適当かどうか、こういうことではないかと思っております。

一昨日も西川委員の質問の中で虐待の例を引用されて御質問なされたわけでございますけれども、私はそのとき、そういうことを行うような方はそもそもこういう仕事に当たること自身が誤っているのではないか、こういうことを申し上げたわけでございます。人間でございますので、さまざま過酷なスケジュールの中에서도ういたような問題といふものもやもすれば起きると思いますけれども、やはりこういったような福祉に携わる者につきましては十分に心してこういった問題の対応に当たつていただきたい、このように私もは願つておるわけでございます。そういうものにつきましては、研修等の指導を通じまして、今後そのようなことが起きないように十分努めていく決意でございます。

○佐藤泰介君 直接その報道のところを調べるとということではなくて、これを機会に一度そんな調査をしていただきたい。私がさつき申し上げたように、私もまだその現場を直接見ていないので一度見てみなきやならぬと思っていますけれども、

どういう体制がしかれているのか、勤務体制がいかれているのかということによつても変わつてくるんだろうと思いますので、そういう点を私自身も一度地元で調査したいと思っております。で、またの機会にその調査の結果を報告しながら、この問題についてはまたお尋ねをしたいというふうに思います。

次に、乳児院とのかかわりでもう一つ大臣が答弁されましたのは児童相談所の役割の再検討。本当に児童相談所が十分に機能しているのかどうかというようなことを検討したいということを週日に私の質問のときにお答えになられたというふうに思います。しかし、児童相談所の専門職の不足、相談員の頻繁な転勤等で一貫した対応ができるのではないかというふうに思ひます。

近々の資料で結構ですので、乳児の措置を決定する際、里親制度を活用した件数、里親の希望待機者数、また保護受託者委託、つまり乳児院送付の措置を決定した件数、ちょっと数字で恐縮ですけれども、その辺を説明していただければと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 里親及び乳児院につきましてでございますけれども、直近の調査でお答えを申し上げますと、まず里親につきましては、平成十年度末現在で委託されております乳児の数は六十二人ということで報告されております。また、乳児院につきましては、乳児及び保健上特に必要な場合などでおおむね二歳未満の幼児を入院させる施設とされておりますが、平成十年十一月一日現在では、措置されている乳児の数は八百七十三人と報告をされておるような次第でございます。

それから、里親についてでございますが、平成十年度末で里親になることを希望して都道府県知事によって認定されている登録里親数でございますが、これは七千四百九十八人でございます。このうち、児童が委託されております里親は千六百九十七人でございますので、登録していく児童が委託されていない、いわゆる待機里親の数は残りの五百七十九十三人、このように報告を受けておるような次第であります。

○佐藤泰介君 大臣、恐縮でした、細かな数字を聞きまして。

私はその数字からすると、里親の登録が七千四百九十、現実には六十二人という非常な差があるような気がするんですけれども、その原因について私もはつきりとした考え方を持っていないわけですから、その決定をする際に無難な差断をしけれども、その決定をする際は必ずしもはつきりとした考え方を持つていなければいけないかもしれません。

ちょっと乳児院送付の措置を決定する場合が多いように思うんですけども、子供の一生を変えれるとも言える措置をするわけですから、里親のもとでもあるいは乳児院においても、良好な環境を選択し決断することの必要性は当然だと思いますけれども、かなり今の数字でいいと開きがある感じを受けるわけです。これは、乳児院の収容人員とのかかわりなのか、あるいは里親との条件が合わないのか、乳児院が安易な決定をするのか、これは言い過ぎかもしれません。あるいは乳児院、冒頭の質問で二千八百四十六人だと言われました。この数字はここ十年、十五年、余り変わっていないような気が私はするわけです。里親の希望待機者数が七千幾つありながら六十二人というのちはちょっと開きがあり過ぎるのかなというふうに思っています。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 身体障害者さらに知的障害者に対する福祉施策につきましては、御案内のように昭和二十年代より関係の法律を整備いたしましてその推進を図つてきたところでございます。それが、精神障害者につきましてはそれより大分おくれまして、昭和六十二年の法改正によりまして福祉施策が法律上位置づけられるまで医療中心の施設を講じてきたところでございます。

それぞれの障害者施策につきましてはそれぞれの障害の特性に応じまして実施しておるわけでございます。その沿革も異なつておりますので一概に比較するということは大変難しいことはございますが、あえて申し上げさせていただきますなれば、精神障害者に対する福祉施策につきましてはほかの障害種別に比べまして取り組みの歴史がまだまだ浅い、こういうことから今後強力に推進をしていくことが必要であると、このように考えているような次第でございます。

○佐藤泰介君 冒頭申し上げたように、三障害の施設が整合性がとれるように、今、大臣の御答弁をしていただきたいと、このように考えております。

を十分に理解させていただきますので、これから御努力をいただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移りますけれども、社会福祉事業として新たに九項目が追加されたことは大変評価を私もしたいと思います。

しかし、今の問題とのかかわりで、社会就労センターや精神障害者授産施設など精神障害者にかかる施設や施設のみが第二種事業になってしまい、こう私は理解しているわけですから、障害の種別を超えた事業を展開する方向にある今回の改正案の趣旨からは、精神障害者の事業のみを二種にとどめておくことは整合性矛盾になってしまいのではないかと、このように思います。今後、第一種事業への位置づけを検討すべきではないかと私は思いますけれども、この点についてはどんなお考えでございましょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 精神障害者の方々が就労を通じて社会活動にかかわっていくことが何よりも大変重要なことであると考えております。こうした考え方から立ちまして、厚生省といつしましては、精神障害者の方々が自活のための作業訓練を行って社会復帰と自立を目指すための施設であります精神障害者授産施設の整備であるとか、あるいはその運営を支援しているところでございます。

これらの施設につきましては、平成十四年度を目標とする障害者プランに基づきまして着実に進めているところでございますが、特に今年度におきましては運営費補助単価を一挙に一・五倍に引き上げましてその目標の達成に向けてさらに整備の促進を図ることにいたしております。

○佐藤泰介君 ゼひ今の御答弁にあつたような方向での取り組みを強力に進めていただきたいと思います。

答弁の中にもありました、精神障害者の社会復帰を促進するためには、精神科デイケア施設あるいは精神科デイケア施設、社会適応訓練事業、それらのものが今実施されているというふう

に思いますが、その多くの施設が精神病院の施設内に設置されていると、このように聞いております。地域における障害者の、今、大臣も答弁されました自立あるいは社会復帰を目指していくとするならば、さまざまな地域にそのような施設があることがむしろ私は望ましいのではないかと。

現在のような施設の設置は何か病院の中に閉じ込めるような気が私はするわけですから、大臣、どんなお考えでございましょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 精神障害者の方々の社会復帰と自立を促進するために、地域において精神障害者を支援していく体制を整備することが何よりも重要であると思います。地域の住民の皆さん方の温かい御理解をいただきなければならぬと、このように考えているような次第でございまます。

厚生省といたしましては、現在、障害者プランに基づきましてこれらの施設、事業の着実な整備を進めておるわけでございます。平成十一年度の予算に比べまして精神障害者生活訓練施設は一〇四%など順調に進捗をいたしているところでござります。

○佐藤泰介君 私に与えられたのはあと一分ですが

が病院と併設していることに問題があるのではないか、病院の中に囲い込んだりやうんじやないかと

いうことを申し上げたかったわけです。そういう

施設ができると訓練していくということは重要なこ

とですけれども、病院の施設内のみにそういうも

の以上でござります。

○佐藤泰介君 ゼひ今の御答弁にあつたような方向での取り組みを強力に進めていただきたいと思います。

答弁の中にもありました、精神障害者の社会復帰を促進するためには、精神科デイケア施設あるいは精神科デイケア施設、社会適応訓練事業、それらのものが今実施されているというふう

帰、身体もリハビリなどがついてこうと。しかし、これから直ちに社会復帰というのは不可能ではないかということを一番申し上げたいわけです。精神障害は、社会復帰あるいは自立していくときの中間的な受け皿が今はないのではないかと私は思うわけです。したがって、中間的な受け皿をぜひこれから検討していただきたいということを一番申し上げたかったわけです。

これは、バスのときにもそうですよ。なぜ精神病院から出したんだと。しかし、ちょっと精神病院で落ちついだときに、中間のものがないわけですから、家庭に帰すかあるいはつとその病院に置いておくかになつちゃうわけです。そうすると、中間的なものが精神障害の方々にはないことが私は問題ではないかと。何%何ができるかという答弁でしたけれども、私はそのことを申し上げたがつたわけでございます。

この点について何が御所見があればお伺いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 前の答弁の前半で答弁をさせていただいたつもりでございますが、確かに委員が御指摘のように、いわゆる障害者の施設と一般の社会で生活をするまでの間の中間的な施設の役割は大変重要なことは十分に認識いたしております。

この問題が社会的に取り上げられましてから相

当長い時間がたつておるわけでございますけれども、これまでの我が戦後の社会福祉の歴史と申しますと、やはり中央集権的かついろいろな国が定めた法律に基づいて社会福祉サービスが提供されてきたという歴史ではなかったのかなというふうに思っております。

○政府参考人(成谷茂君) まず、なぜ地域福祉が必要になってきているかという認識でございますけれども、これまでの我が戦後の社会福祉の歴史と申しますと、やはり中央集権的かついろいろな国が定めた法律に基づいて社会福祉サービスが提供されてきたという歴史ではなかったのかなというふうに思っております。

しかし、福祉サービスというものは、本来、住民の一番密着した地域、市町村で展開されるのが望ましいわけでございます。そこで、総合的な福祉

が必要だらうということで、地域福祉という概念が大変重要なつてきているんじゃないのかなというふうに思っております。

今回の改正におきましても、法第一條におきまして地域福祉の推進を掲げ、また基本理念、また新たな章、これは第十章でございますけれども、「地域福祉の推進」という項目を掲げているわけ

切である、このように認識をいたしておりますよう次第でございます。

○堀利和君 今回の法改正では、地域福祉というの大変重要なテーマであろうと思います。ただ、私が若干そこで懸念しますところがありますのでお伺いしたいんです。

八〇年代、日本型福祉論といふことで家族重視、こういうことが提案されたわけです。女は家庭に、家族に戻れというような風潮を生み出すようなそんなる考え方でした。子育て、親の介護も女にどうよくなれる。行財政改革ということでやむを得なかつたにしても、そのことが何か今ツケになつてしまつたような、少子化の原因というのはたくさんあるわけですから、その辺のところも一つあるのかなと思ってるんです。

そういう点で、地域福祉というテーマが、行政を含めた公的なところの公的責任の撤退で埋めよ

うとするという意味で持ち出されているのであれ大変なことなので、地域福祉ということについてどのようにお考えか、まずお伺いしたいと思

ます。

○政府参考人(成谷茂君) まず、なぜ地域福祉が必要になってきているかという認識でございますけれども、これまでの我が戦後の社会福祉の歴史と申しますと、やはり中央集権的かついろいろな国が定めた法律に基づいて社会福祉サービスが提供されてきたという歴史ではなかったのかなというふうに思っております。

しかし、福祉サービスというものは、本来、住民の一番密着した地域、市町村で展開されるのが望ましいわけでございます。そこで、総合的な福祉

が必要だらうということで、地域福祉という概念が大変重要なつてきているんじゃないのかなとい

うふうに思つております。

今回の改正におきましても、法第一條におきまして地域福祉の推進を掲げ、また基本理念、また新たな章、これは第十章でございますけれども、「地域福祉の推進」という項目を掲げているわけ

あえてここで地域福祉の概念ということについて御説明させていただければ、大体三つの要素があるのではないかなどいうふうに私自身理解しております。

第一点は、地域の特性を生かして、地域に密着しているというのが第一の要素だらうと思います。第二の要素といたしまして、そこで展開されるサービスは、地方公共団体、社会福祉法人はもとより、住民、ボランティア、住民参加団体など多様な団体がそれぞれ協力し合ってサービスを開けるというのが第二の要素だらう。第三の要素といたしましては、そこでは縦割りではなくて総合的な住民サイドに立ったサービスが展開されるという三つの要素が重要だらうというふうに思つております。

この三つの要素に基づく地域福祉が、いわばその地域で本当に工夫され、高まつていくといふことになり、その次の世代にまた再び引き継がれていく。そこにまた福祉文化というものの形成ができるいいなというふうに思つておるわけでございます。

○堀利和君 私もそう思うわけです。決して公的責任の手抜き論であつてはならないと思うんです。地域社会、福祉社会をつくるのは全員参加だと、まさにそう思うわけです。

そうしますと、やはり私は地域社会の中で重要なのは、もちろん社会福祉法人もそうなんでしょうけれども、特にNPOとか民間のボランティア団体とか、あるいはサービス利用者、障害者も含めたそういう住民、当事者みずからとの課題としてつづいていく、こういうことだらうと思うんです。そういう点で住民参加型のサービス提供の基盤づくりというのは極めて重要で、これを今申し上げたような方々に全部任せるといつてもこれは難しいですから、こういう基盤づくりに対しても、まさにここで公的責任をどうするんだということをお伺いしたいと思うんです。

○政府参考人(炭谷茂君) 地域福祉の推進においては、先生ただいま御指摘されましたような

NPO、ボランティア、住民参加型の団体等の活動というものが大変期待されるわけでござります。

今回の法改正におきまして、これらに対するいわば基盤整備的なことといたしましては、第一点は市町村の社会福祉協議会におけるメンバーとして、これらの団体の方、また個人の方が積極的に会員として入つていただくということも一つ掲げております。

また第二番目に、市町村地域福祉計画というもののを作成していただくわけでござりますけれども、この作成に当たりましては、先ほどのようないいな意見も十分反映するといふことが法律上明記されておりますし、また市町村の地域福祉計画の今回の大きな眼の中にはこのようないいな関係、どのように協力し合うかといふことを一つ逃げたのか逃げないのか証明できますので、ここはどうか、五年後あるいは十年後、厚生省はそこをはきちつとやつていただきたいと思います。

○堀利和君 今回の利用制度、選択型の制度になるわけだけれども、これを順調に進めるには、供給量が一つには問題になると思います。同時に、質の向上、

○堀利和君 そのことが本当にきちっとできるかどうか、五年後あるいは十年後、厚生省はそこを逃げたのか逃げないのか証明できますので、ここはどうか、五年後あるいは十年後、厚生省はそこをはきちつとやつていただきたいと思います。

○堀利和君 そのことが本当にきちっとできるかどうか、五年後あるいは十年後、厚生省はそこを逃げたのか逃げないのか証明できますので、ここはどうか、五年後あるいは十年後、厚生省はそこをはきちつとやつていただきたいと思います。

いかにこれから評価していくかということが重要なと存じます。

一つは、このために事業者自身に自己評価をしていただく、また第三者、これは主に公的な団体を考えておりますけれども、第三者がこれを公正に評価していくといふ二つのシステムによつて評価をしていくということになるうかと思います。

問題は、この評価をどのように行うか、評価の基準、また実施方法ということでございます。これにつきましては、昨年来、学識経験者の方々に集まつていただきまして現在検討をしているわけですが、まずけれども、この質の評価に当たりましては、やはり公正なものであるためには客観化したものでなければならないだろうというふうなことが指摘されております。

したがいまして、例えばサービスの内容の評価ということになりますと、分けて考えますと、一つはサービスを提供する体制、もう一つはサービスの実施方法の評価、その二つに分かれるんじやないかと思いますけれども、それらの場面においていかにサービスの利用者の意見を取り入れているか、声を反映しているか、また評価をどのように反映しているかと、また評価をどのように評価するかと、その二つに分かれますけれども、それらの場面においていかにサービスの利用者の声の配慮度を評価するかと、その二つに分かれます。本来、福祉サービスというのは利用者のケアを行い、そしてADLを向上したり、また利用者の満足度を高めるということをございます

ただ、それで問題なのは、先生御指摘のように、いわば情報を得ることが難しい、具体的にいえば視覚障害者の方々でございます。この点につきましては、例えば点字や音声による提供をするなど、視覚障害者の方々が情報入手に支障の生じないよう努めてまいりたいというふうに考えている規定を課しておるわけでございます。

また、現在私ども、社会福祉・医療事業団の中でWAMNETという組織を持つております。これはパソコンで出すわけでございますのでもうしても映像になつてしまふわけでござりますけれども、何とかこれを映像だけではなくて音声でも提供できる方法はないのかなといふことについて、私はパソコンで出すわけでございますのでもうともう一つの研究課題として取り組んでおるところでございます。そういうふうになれば、視覚障害の方々もWAMNETを十分御活用できる

こここの格差につながるわけですから、私は情報提供というのをしっかりとやつていただきたいと思います。

私自身、視覚障害者でありますから、情報障害と厚生省も行政用語的に使っておられますけれども、情報障害は視覚障害者にとつて非常に心配なんですね。本当に情報が得られるのだろうかという意味で、情報提供についてどのようにお考えか、またお伺いしたいと思います。

○政府参考人(炭谷茂君) 今回の改正におきましては、利用者がサービスを円滑に選択していただけるためにいろいろな情報の提供を行なうシステムを入れておるわけでございます。例えば、事業者がサービスに関する的確な情報を提供するよう努めるとか、また誤った情報がはんらんすることのないよう事業者に対して誇大広告を禁止するとか、また国、地方公共団体に対し情報提供体制の整備について必要な措置を講ずるよう努める義務規定を課しておるわけでございます。

ただ、それで問題なのは、先生御指摘のように、いわば情報を得ることが難しい、具体的にいえば視覚障害者の方々でございます。この点につきましては、例えば点字や音声による提供をするなど、視覚障害者の方々が情報入手に支障の生じないよう努めてまいりたいというふうに考えている規定を課しておるわけでございます。

また、現在私ども、社会福祉・医療事業団の中でWAMNETという組織を持つております。これはパソコンで出すわけでございますのでもうともう一つの研究課題として取り組んでおるところでございます。そういうふうになれば、視覚障害の方々もWAMNETを十分御活用できるようになるんじゃないかなと。いろいろなメーカー等に聞きますと、技術的には十分可能であるというようなお話をいただいておりますので検討をしてまいりたいというふうにも思つておる次第

でございます。

○堀利和君 ゼひその辺の研究を十分されて、そこの不安のないようにお願いしておきたいと思ひます。

次に、また視覚障害者のことになりますけれども、確認させていただきます。

当然今度は利用制度ですから事業者と利用する視覚障害者が契約するわけですから、契約する際、契約書を書面を取り交わすと思うんです

が、これは点字で可能なのか。点字で書くしかないわけです。厚生省が実態調査されているのを見ましても、点字が十分読み書きできるというの

は一定程度なんですね。そういう意味も含めて、点字ができるのか、点字の読み書きができるない者

にとってはどんなふうにするおつもりでしょうか。

○政府参考人(今田寛陸君) 利用制度のもとで、特に視覚障害者の方々が福祉サービスを利用する際には、市町村や事業者、それから今回新たに法定化することにしております相談支援事業、こ

の辺はどんなふうにするおつもりでしょうか。

○政府参考人(今田寛陸君) まず、現行法の目的規定には、いわゆる古典的に言われております福祉

六法を列挙しているわけでございます。しかし、その後いろいろな福祉関係の法律が制定され、整備されてきたわけでございます。その中には、先

生ただいま御紹介されました精神保健精神障害者

福社法もございまし、介護保険法もございま

す。また、福祉人材に関する法律として社会福祉施設職員等退職手当共済法も新たに制定され、その

後、社会福祉士法、介護福祉士法、また精神保健

害者の方につきましては、今回新たに法定化いたしました点証を行いう者の派遣業務、これを視聴覚障害者情報提供施設から点証をしていただける

人を派遣していただけ、そこで契約内容を点証

していただきたいと考えております。

○堀利和君 次に、現行の社会福祉事業法の第一条には、生活保護法と福祉五法及び社会福祉を目的とする他の法律と相まって社会福祉の増進に資するというふうに規定されておるわけですから、も、今度の改正法案ではそれが生活保護法なり五法が削除されまして「社会福祉を目的とする他の法律と相まって」、というように記されている。なぜこういうふうに省かれたのかをお聞きしたいと思います。むしろ私は、保健医療とのかかわりはあるにしても、今後のことを考えたときには精神保健福祉法をつけるべきくらいのことが必要だつたんではないかと思うんですけども、これについての御所見はどうでしょうか。

○政府参考人(廣谷茂君) まず、現行法の目的規定には、いわゆる古典的に言われております福祉六法を列挙しているわけでございます。しかし、その後いろいろな福祉関係の法律が制定され、整備されてきたわけでございます。その中には、先生ただいま御紹介されました精神保健精神障害者福社法もございまし、介護保険法もございま

す。また、福祉人材に関する法律として社会福祉施設職員等退職手当共済法も新たに制定され、その後、社会福祉士法、介護福祉士法、また精神保健福社法といつたような専門資格に関する法律も制定され、福祉六法の時代から本当にたくさんのが法律が整備される時代になってきたわけでございま

す。

○政府参考人(今田寛陸君) 精神障害者社会復帰

の実現といたものでござります。

○堀利和君 そういうことであるから、もともと入っていない精神保健福社法にもテーブルの上に乗つかってこないわけでしょうけれども、私は、先ほど佐藤委員が取り上げましたけれども、精神障害者の施策というのは大変おくれているわけなんですね。そういう点ではどんどん福祉の方に引き込むといいますか、そういう施策を進めること

が重要だということを指摘しておきたいと思います。

それで、精神障害者の福祉施策の充実、障害者プランの中でも地域にどう復帰していくかということも含めてプランの数値前倒しをお聞きしたい

と思います。すけれども、大体お答えもわかりますので、お願いだけますしておきたいと思います。

次に、精神障害者の社会復帰施設などの新設に際して、設置者に地域住民、地元の方々の同意を求めるというようにこれまでなっておりまして、こういう国庫補助の条件として厚生省は同意書を課していくんですねけれども、それを撤廃したといふふうに聞いております。

これは私は、確かにこれまでの偏見も含めて、身体がまずそうでした。知的障害、精神障害といふ非常に地域住民を含めた理解が乏しいために、偏見があるためにそいついた意味で拒否反応といふのがあるんですねけれども、同意をなくしたといふことは、私はある意味で積極的になつたのかな、厚生省はそういう意味で一時同意は要らないよというふうになつたのかどうだかわかりませんけれども、その辺のいきさつをちよとお聞かせください。

○政府参考人(今田寛陸君) 精神障害者社会復帰の実施状況、そしてその結果について

偏見があるためにそいついた意味で拒否反応といふのがあるんですねけれども、同意をなくしたといふことは、私はある意味で積極的になつたのかな、厚生省はそういう意味で一時同意は要らないよというふうになつたのかどうだかわかりませんけれども、その辺のいきさつをちよとお聞かせください。

○政府参考人(今田寛陸君) まず、現行法の目的規定には、いわゆる古典的に言われております福祉六法を列挙しているわけでございます。しかし、その後いろいろな福祉関係の法律が制定され、整備されてきたわけでございます。その中には、先生ただいま御紹介されました精神保健精神障害者福社法もございまし、介護保険法もございま

す。また、福祉人材に関する法律として社会福祉施設職員等退職手当共済法も新たに制定され、その後、社会福祉士法、介護福祉士法、また精神保健

福社法といつたような専門資格に関する法律も制定され、福祉六法の時代から本当にたくさんのが法律が整備される時代になってきたわけでございま

す。

○政府参考人(今田寛陸君) 精神障害者社会復帰

の実現といたものでござります。

○堀利和君 そういうことであるから、もともと入っていない精神保健福社法にもテーブルの上に

乗つかってこないわけでしょうけれども、私は、先ほど佐藤委員が取り上げましたけれども、精神障害者の施策というのは大変おくれているわけなんですね。そういう点ではどんどん福祉の方に引き込むといいますか、そういう施策を進めること

解でいうものをもちろんこれからも進めていかなればならないわけがありますが、住民の同意とすることを、あえて状況の把握という観点からこの欄を設けたということがそういう誤解を生むようであれば、かえつてせつかりこれまでの皆さんの努力には報いることができないということか

うであれば、かえつてせつかりこれまでの皆さんの努力には報いることができないということか

うであります。このうち、利用の決定もしくは契約の実施状況につきましては、昨年の十月の試行的な事業開始から四月末までの調査をいたしてみますと、利用に関する相談件数は一万七千件に上っております。このうち、利用の決定もしくは契約の準備中のものを含めますと現在六百二十件になつております。一定程度の活用が図られつつあるというふうに考えております。私どもといいたしましては、さらにその普及を図つてしまいたいと

いうふうに思つております。

また、この地域福祉権利擁護事業の中心になつていただく専門員の方につきましては、例えば精神保健の分野におきましても、その専門的な知識

解でいうものをもちろんこれからも進めていかなればならないわけがありますが、住民の同意とすることを、あえて状況の把握という観点からこの欄を設けたということがそういう誤解を生むようであれば、かえつてせつかりこれまでの皆さんの努力には報いることができないということか

うであります。このうち、利用の決定もしくは契約の実施状況につきましては、昨年の十月の試行的な事業開始から四月末までの調査をいたしてみますと、利用に関する相談件数は一万七千件に上つております。このうち、利用の決定もしくは契約の準備中のものを含めますと現在六百二十件になつております。一定程度の活用が図られつつあるというふうに考えております。私どもといいたしましては、さらにその普及を図つてしまいたいと

いうふうに思つております。

また、この地域福祉権利擁護事業の中心になつていただく専門員の方につきましては、例えば精神保健の分野におきましても、その専門的な知識

そういうものがあることが望ましいわけで、必要なことだらうというふうに思つております。先生が

御指摘されました精神保健福祉さんもぜひこのような仕事に携わつていただきたいことは望ましいわけでございますし、現実にも専門員の方々の中に精神保健福祉士の資格を持つて活躍している方も多いです。ただいる方も既にいらっしゃるわけでござります。このようなことで、私どもとしてこの事業がさらに円滑に実施できるよう努力してまいりたいといふふうに思つております。

○堀利和君 精神障害者の施策については、これまで医療中心でしたから、福祉の分野では人材も含めて不足しているというのが現状だと思うんですね。そういう点ではぜひ力を入れて精神保健福祉士、恐らくまだまだ足りないと思いますので、その辺の養成もお願いしておきたいと思います。次に、同じく精神障害者の施策についてお伺いしますけれども、医療中心の施策がとられてきたわけですから、これから福祉施策となりますが今後市町村に移っていく。そうなりますと精神保健福祉法自体が保健医療と福祉という両方を兼ね備えた施策になつているわけですから、言うなれば福祉は市町村、保健医療は都道府県ということがあります。

そうしますと、やはり今以上に実際に福祉といふことで市町村が担うものも出てくるわけですので、福祉と医療、それから市町村と都道府県、この辺の協力関係、調整、福祉事務所と保健所、こういうことが極めて重要にならうと思いますけれども、この辺の調整機能連携、これは十分準備されていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(今田寛勝君) 御指摘のよう、昨年の精神保健福祉法の改正によりまして、これまで精神障害者施策というものが基本的には都道府県で実施しておりましたものを、これから福祉の重視という視点から、市町村も大いにこれに参画いただこうという考え方から幾つかの改正をさせて

いただきました。

まず一つは、市町村が精神障害者福祉サービスの利用に関しまして相談助言を行う役割、それから施設あるいはホームヘルプサービスの利用の場合に都道府県との関係になりますが、基本的に精神保健福祉センターあるいは保健所になろうかと思ひますが、都道府県が市町村に対しまして専門的、広域的な支援を行い、また市町村相互の連絡調整を行う仕組みとして改正を行つたところであります。

一方、精神障害者の医療ですが、これは都道府県において事務を行つわけでありますけれども、福祉サービスと医療サービスの連携をとらなければならぬといふことから、ことしの三月三十一日付で御通知申し上げましたが、保健所及び市町村における精神保健福祉事業運営要綱を定めることといたしました。市町村、保健所、福祉事務所、児童相談所、社会福祉協議会、職業安定所、教育委員会などの関係機関の間で連絡会議を持つなどしてこの連携に努めるようお願いをしていきます。

また、十四年からまさに市町村の皆さんのが精神障害者福祉のサービスに深くかかわつていただくなっています。これまで経験したことのなかつた業務でもありますので、市町村の職員に対しまして、本年度から各都道府県において研修を実施することとしておりまして、その際、保健所、福祉事務所との連携についても十分に配慮していくことになります。これまで親亡き後の知的障害者の親の会の運動の中から生まれたものと承知をいたしております。

○堀利和君 九〇年でしたか、福祉八法の大改正のときに、身体障害者の方は窓口措置が市町村に移つたときには、早く知的障害者も精神障害者も同様に市町村でやるようになると私はあの当時取り上げたんです。そいつはいつも実際なかなか難しいと

次に、いわゆる親亡き後ということで、知的障害者の生活の問題なんですが、親御さんたちにしてみれば自分が死んだ後どうするんだと本当に不安だと思うんですね。これは厚生省の方でも十分進んできただとしても、本当に知的障害者の方々が地域で生活に足る支援体制があるかというと、率直に言つてないんですね。

そこで、その辺の状況もお聞きしたいし、ノーマライゼーションという用語はもう大分広がりつつもあるし、厚生省を含め行政も当然使つていていますが、ノーマライゼーションというこの理念、そしてこの用語、言葉が生まれてきたその背景を御説明いただきながら、親亡き後の知的障害者の生活支援をどうするんだということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) まず、お尋ねのノーマライゼーションの理念でございますが、これは一九五〇年代の初め、デンマークにおきまして、知的障害者を大きな施設から地域に帰し、ほかの市民の方々と同じような普通の生活、すなわちノーマルな生活を地域社会で実現することを目指した知的障害者の親の会の運動の中から生まれたものと承知をいたしております。

御質問の親亡き後の知的障害者の生活支援につきまして、私もさまざまなもので、親の方々、保護者の方々からその苦惱、それから不安のお気持ちを日々とお聞かせをいたいたいた機会もございますけれども、この親亡き後の知的障害者の生活支援につきまして、私はもさまざまなもので、親の方々、保護者の方々からその苦惱、それから不安のお気持ちを日々とお聞かせをいたいたいた機会もございますけれども、この親亡き後の知的障害者の生活支援につきまして、私はもさまざまなもので、親の方々、保護者の方々からその苦惱、それから不安のお気持ちを日々とお聞かせをいたいたいた機会もございます。

最後に、今回、大変期待も多い、十九名から十一名の新たな社会福祉法人としてのミニ授産といいますか、そういうことがスタートするわけですが、それとも、これについて厚生省としては、五千を超えるいわゆる小規模作業所がある中で、どの程度の箇所数がこの法人格を取つていくのかの見通しをどういうふうに見ていくのかが一つと、伺いたいのは、そういった場合、現在一ヵ年間百十万の補助金が出ているわけですから、仮に今受けている小規模作業所が法人格を取つて移つていった場合に、その後この百十万元の補助金の施策、支給はどうなるんだろうかと思うんですけれども、これはどういうふうにするつもりなんですか。

なお、ちょっとと蛇足でございますけれども知的障害者の高齢化の問題、この問題は、昨日、私も答弁の中で指摘をさせていただいたわけでございまして、六月中にも検討の結果を取りまとめて、それを踏まえまして必要な対策を図つていきたいと、このように考えております次第でございます。

○堀利和君 ノーマライゼーションという言文を使うときは、まさに大臣が今言われましたようなことをきちっと頭に置いていただきたいんです。ここに、まさに理念なり言葉が生まれてくることをわからずノーマライゼーションという言葉を使つて、そして知的障害者は地域生活が無理だから施設にやるしかないんだと。地域生活支援のこととが十分でいいといつていい。私は、まさにノーマライゼーションという言葉を使う価値があるかどうかは、まずはそこにあると思うんです。そういう意味で、親亡き後、親がおりましても親から離れて自立して地域で暮らせる、そういう生活支援体制をぜひやついただきたい、そう申し上げておきたいと思います。

最後に、今回、大変期待も多い、十九名から十一名の新たな社会福祉法人としてのミニ授産とい

○政府参考人(今井寛君) まず最初に、今存在します小規模作業所ありますが、関係団体の調査によりますと、全国で約五千二百カ所あると言われております。このうち定員が十名以上の施設が約七五%だと聞いております。ただ、この七五%のうちでどれくらいの数が社会福祉法人に移行するかにつきましては、それぞれの作業所の方々の意向もあるので現時点で明確に移行数を見込むことは甚だ困難と考えております。

厚生省といたしましては、そういう法人格をお取りになられた小規模作業所につきましては、小規模作業所の持つよさというものを失うことなく移行できるように資産要件などを緩和しますとともに、施設基準についても緩やかな基準を定めることとしておりまして、できるだけ多くの施設が法人に移行できるように期待をいたしております。

法定された施設の方に移行された場合の補助につきましては、その実態を十分把握しながら今後検討していくたと考えておりますし、それから従来の小規模作業所のままで、つまり法定化にはしないあるいはなれないといった、従来の小規模作業所のままで維持していたら施設の場合も当然あるかと思いますが、こういった場合に、その活動を支援するための現行の国庫補助については引き続き継続したいと考えております。

○権利者 簡単に言つてしまふと、十人から十九人の新たな社会福祉法人の法人格が取れるということへの期待 法案には本音ではちよつと賛成もできないんだけれども、この法人格が欲しいんだという、そのため早く法律を通してといふ意見があるぐらいですので、ぜひそういう方向の御意見を受けとめながら、しかもそれができたら今の百十万の補助金がなくなるんじゃないかなという心配もあります。それもないように皆さんに十分お知らせいただきたいことをお願い申し上げて、終わりたいと思います。

○今井寛君 残されたわずかの時間にちょっと確

認的な質問をさせていただきたいと思いますが、今の堀委員の質問に引き続いひつお願いがあるんです。今度小規模作業所が法人格を取れるわけですが、それはその小規模のよさもあるわけで、やがてそういうところがいろいろ複合的な事業をやつしていくといふこともあるわけです。

さて、私が確認したいのは、もう何人もから出ましたし、私も質問しましたが、やっぱり今度の法改正で一番心配なのは負担の問題なんですね。糸口になるような、そういうことも考えておいていただきたいと思います。

さて、私が確認したいのは、もう何人もから出

ましたし、私も質問しましたが、やっぱり今度の法改正で一番心配なのは負担の問題なんですね。

お金が減らされるんじゃないのか、公的責任が後退するんじゃないのかと、ここです。

そこでお尋ねしますが、サービス利用者の間で、新たなる利用制度移行後の負担が増大するのではないかと、こういう不安がある。それから、負担が引き上げられるのではないかという心配がある。

また、新たな制度への移行に伴つて公費負担の水準が後退するのではないか、こういう心配があるが、いかがでしょうか。大臣、そういうことはない。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 今回の改正の趣旨は、利用者がサービスを選択できる制度にするなど利用者本位の社会福祉制度を確立することによりまして、今回に伴いまして公的な責任が後退するようになります。

このため、今回新しく導入される利用制度のもとでの自己負担につきましては、だれもが安心し

するようなことがあってはならない、こういうふうに考えておるわけでございます。

このため、今回新しく導入される利用制度のもとでの自己負担につきましては、だれもが安心し

するようなことがあってはならない、こういうふうに考えておるわけでございます。

このため、今回新しく導入される利用制度のもとでの自己負担につきましては、だれもが安心し

てサービスを利用できるようになるとの観点から、従来と同様所得水準に応じた負担、いわゆる応能負担の考え方によることとしたおわけ

で、利用者負担の水準を引き上げないようにいた

しましたが、また、国及び地方公共団体に

おきましても公費負担の後退を招かないようになたしたいと思います。

○今井寛君 つまり、今の御答弁は、午前中の参

考人質疑の中にもありましたが、現在、措置費総

体の中での利用料は七、八%の水準だと聞いておりますが、今後とも利用制度に移つても支援費はそういう水準で推移すると、そういうことですね。

○國務大臣(丹羽雄哉君) そのように御理解を賜りたいと思います。

○今井寛君 それではもう一点お尋ねいたしますが、やはり社協についていろいろな心配が出ております。そこで、都道府県社会福祉協議会に設置される運営適正化委員会について、その中立性や

公正性をどのように担保していくのかということについてお答えを願います。

さて、私が確認したいのは、もう何人もから出ましたし、私も質問しましたが、やっぱり今度の法改正で一番心配なのは負担の問題なんですね。

そこでお尋ねしますが、サービス利用者の間で、新たなる利用制度移行後の負担が増大するのではないかと、こういう不安がある。それから、負担が引き上げられるのではないかと、ここです。

また、新たな制度への移行に伴つて公費負担の水準が後退するのではないか、こういう心配があるが、いかがでしょうか。大臣、そういうことはない。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 都道府県の社会福祉協議会に置かれます運営適正化委員会につきましては、その業務の中立性や公平性を担保するため、政令や省令の中で、一つは運営適正化委員会の委員を選考する組織として選考委員に関する規定を設けることにいたしております。そして、選考委員会の委員につきましては、当事者を含む関係者の意見を広く聞いた上で、福祉サービスの利用者を初めとする多様な分野から選ばれるものといたしております。

それから、運営適正化委員会の委員の選任に当たりましては、選考委員会の同意を必要とするこ

とといたしており、運営適正化委員会の委員が幅広い関係者の意見を反映した形で選ばれるようになります。

それから、運営適正化委員会の委員が幅広い関係者の意見を反映した形で選ばれるようになります。

それから、運営適正化委員会の委員が幅広い関係者の意見を反映した形で選ばれるようになります。

それから、運営適正化委員会の委員が幅広い関係者の意見を反映した形で選ばれるようになります。

それから、運営適正化委員会の委員が幅広い関係者の意見を反映した形で選ばれるようになります。

それから、運営適正化委員会の委員が幅広い関係者の意見を反映した形で選ばれるようになります。

それから、運営適正化委員会の委員が幅広い関係者の意見を反映した形で選ばれるようになります。

それから、運営適正化委員会の委員が幅広い関係者の意見を反映した形で選ばれるようになります。

それから、運営適正化委員会の委員が幅広い関係者の意見を反映した形で選ばれるようになります。

申し上げましたような政令や省令の規定の整備に加えまして、社会福祉協議会に対する適切な指導を行なうなど全力を挙げて取り組んでいきた

い、こう考えておるような次第でござります。

○山本保君 公明党・改革クラブの山本保です。

最初に、私は五分間だけの限られた時間ですが、与党三党を代表しまして三点ほど確認的な御質問をさせていただきますので、簡潔にお答えいただきたいたいと思っております。

まず第一ですが、今回の法改正の本旨は、これまでお話ししましたように利用者本位の社会福祉制度を実現させようということであつて、利用者と事業者との間で対等な関係を実効あるよう

にするために事業者による情報提供がありますとか、利用契約の申し込み時の説明、また、契約成立時の書面交付、地域福祉権利擁護事業、苦情解決の仕組み等のきめ細かな利用者保護の規定が整備されているわけあります。

これをよく読んでみると、条文から見まして、これによく読んでみると、条文から見まして、利用契約の申し込み時の説明とか、利用契約の申し込み時は、特に障害保健

福祉において利用制度に移行する福祉サービスだけが対象になつてゐるというふうに条文から読みます。また、このうち、利用契約の申し込み時は、当然それ以外の、例えば児童

福祉施設などについて措置制度で入所するとか、また保育所等におきますように行政との契約で入るわけですが、これ以外の申し上げたよう

なことについては、当然それ以外の、例えば児童

福祉施設などについて措置制度で入所するとか、また保育所等におきますように行政との契約で入るわけですが、これ以外の申し上げたよう

なことについては、当然それ以外の、例えば児童

福祉施設などについて措置制度で入所するとか、また保育所等におきますように行政との契約で入るわけですが、これ以外の申し上げたよう

なことについては、当然それ以外の、例えば児童

福祉施設などについて措置制度で入所するとか、また保育所等におきますように行政との契約で入るわけですが、これ以外の申し上げたよう

なことについては、当然それ以外の、例えば児童

福祉施設などについて措置制度で入所するとか、また保育所等におきますように行政との契約で入るわけですが、これ以外の申し上げたよう

なことについては、当然それ以外の、例えば児童

同様の指摘がございまして、薬に頼ったケアがないのか、さらに心理的、精神的治療というものをもっと重視しなくてはならないのではないか、そういう御指摘は私どももるいただいているわけでございます。したがいまして、例えば医療分野でもそういうことがあると同じように、福祉の分野でもそういう精神、心理的な側面からのアプローチ、これを重視すべきということは委員御指摘のとおりかと思います。

現在、指導員が、利用者の心のケアの相談を受けたりあるいはそういったことを解決する手段として、音楽でありますとか運動でありますとかさまざまな活動を工夫していらっしゃるかと思します。このように、福祉関係者の中においても、心のケア、精神的なアプローチというものが大変大事だという点につきましては、今後、福祉関係者の中における研修、情報交換、さまざま自己研究の中で連携して強化する必要があると、私もそのように考えております。

○沢たまき君 その他、虐待を受けた児童なんかにもこういう療法を施しておりますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

大臣にちょっとお伺いいたしますが、最終報告に向けて研究が進められております。社会福祉事業の分野においても音楽療法の持つ役割について注目していくべきだと思ってるんですが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 今さら申し上げるまでもなく、人間生活にとって音楽というのは今も昔も心を豊かにして和ませていただける。かつて委員もジャズ歌手として大変御活躍をいたいで、私も心を豊かにして和ませていただけます。

私もさまざま施設を視察させていただく中で特に印象に残っておりますのが、平塚にござります、日野原先生などが中心になつておりますホスピスでビースハウスというのがございます、ごらんになつたかどうかわかりませんけれども、非常にこれは音楽療法を中心にして、残された人生を幾らかでも和やかに、そして力強く音楽を通して

見させていくというようなことで、私もそれを挙げさせていただきます。

今後、音楽療法につきましては、当然、厚生省に研究を深めまして、福祉施設における音楽療法の役割につきまして十分にその成果を踏まえて検討していく必要があるものと考えているような次第であります。

○沢たまき君 大変ありがとうございます。人間の命は本当に不思議なものでございますから、薬だけではなくてこういうものでも治るということがございますので、どうぞよろしくお願ひ申します。

次に、盲導犬と介助犬についてお伺いいたします。今回の改正で盲導犬訓練施設が新たな事業として認められたことはもう本当にうれしくて、大きな期待を寄せております。

現在、先ほどの参考人もおっしゃっておりましたが、年間百二十頭にすぎないと言われておりまつたけれども、こちらのきょうの中部盲導犬協会の方は、希望する方が、今すぐ欲しいという方が四千八百人、潜在的に盲導犬を希望している方が七千八百人というところであります。

千八百人といふことは、やはり理解と供給力の推進が深まるよう、引き続いて普及促進を図つていただきたいと思っております。

○沢たまき君 はい、わかりました。

では次に、介助犬についてお伺いしたいんですが、介助犬についてはまだ公的に認定されておりません。欧米では有効性が証明されて既に五千頭が活躍しておりますが、我が国における介助犬に対する取り組みが大変おくれていて思つております。

○政府参考人(今田寛謙君) 盲導犬が次第に社会に認知をされまして、いろいろなところで活動といいますか受け入れも進んできたように私どもも思つております。ただ、その育成に対しましては、非常に時間がかかること、あるいは利用者との関係といいますか、人と動物との心の触れ合いといつたものがあわせて訓練をされるということを

お伺いいたします。

○政務次官(大野由利子君) 介助犬は、肢体不自由の方の日常生活を支えるために、障害によつて失われた四肢の機能を代行するように訓練されたり理解しております。私も、介助者の奥さん

が留守のときでも介助犬に助けられて自宅で明るく仕事をしていらっしゃる、そういう姿を観察させていただいた経験がございます。でも、今おつしやつたように欧米に比べて日本は大変まだ歴史が浅くて、平成二年ごろから育成が始まって、全国八カ所の育成団体でこれまで十頭程度が育成されている、こういう状況です。

盲導犬は視覚障害の方のための特定の役割を果たすことが期待されているわけですが、介助犬の場合はどうしても肢体不自由者、障害の程度もさまざまですし、ニーズも多様化しているものですから、その辺が盲導犬に比べてなかなか難しいところがあるのかな、このように思つておりますが、平成十年度より三年計画で厚生科学的研究費補助金によって介助犬に関する基礎的調査研究を実施しておりますけれども、十二年度には新たに二百七十頭を育成するための予算を確保したところでございます。

いずれにいたしましても、法定施設になつたことより理解と供給力の推進が深まるよう、引き続いて普及促進を図つていただきたいと思っております。

○委員長(狩野安君) 時間です。

○沢たまき君 はい。

だれでも生きている間には生きててよかつた

と思つたものでございますから、盲導犬に統いて

介助犬も何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

最後に、厚生大臣にお願いをさせていただきます。

本当に全部というわけにいかないでしようけれ

ども、今申し上げたように生きているものはすべ

て幸福を享受する権利がありますので、どうかよ

ろしくお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

本法案の措置から利用契約制度への変更が議論

になつてきておるわけであります。この変更で選択が生まれるんじやないかということを前回議論いたしました。

きょうは、利用者の権利が事業者と対等のものになるというんですけれども、果たして本当にそうなんだろうかとということについて議論をさせていただきたいと思うんです。

利用契約制度について、先月から始まつた介護保険制度の実態からまず議論をしたいというふうに思つてます。

保険制度で事業者との契約制度になる。この場合の契約が一体どうなつてゐるのかということであります。

昨年九月十七日の介護保険の担当課長会議、ここではどう言つてゐたかといふと、こう言つていらんですね。「特別養護老人ホームの入所の措置は、施行日において当然に効力を失うことになるため、旧措置入所者は、当該特別養護老人ホームの設置者と入所に係る契約を締結することになりますね。」こう書かれていた。多くの施設は当然効力を失うから契約を締結するんだと言われたんですね。これはもう不眠不休で契約の手続の準備をしていましたわけであります。

ところが、これは介護保険のスタートのまさに直前、三月二十八日に厚生省が新しい文書を出した。ファクスで送られたと。多くのところは三月三十日あたりに施設には届いているんです。

それを見ると何と書いてあるかといふと、「判断能力が不十分な者を含め、旧措置入所者については、改正前の老人福祉法に基づく入所の措置は、介護保険法の施行日において当然に効力を失い」、ここから先なんですけれども、「法施行をもつて法律上当然に入所に係る契約関係に移行することから、改めて契約を締結する必要はない」、こう

これは、多くの特養ホームの関係者がこの文書を見て、唚然とした、愕然としたという声が寄せられておる。契約を締結することになる、当然、

措置が切れるんだからそこから先は契約を締結することになるという方針が、措置が切れるのだからその後は自動的に契約になるので契約を締結する必要はない。これはまさに朝令暮改といふんじやないかと。これはまさに朝令暮改といふんじやないかと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(大塚義治君) ただいまお話をございましたように、介護保険制度の施行時点の取り扱いにつきましてさまざまな問題があるうちの一つ

の御指摘でございます。

私どもは、改めて申すまでもございませんけれども、現にサービスを受けられるようにする必要がござい

ますので、施行法におきまして、引き続き四月一

日時点で特養に入所をされておられます方はその

まま、たとえ自立であれ要支援であれ、継続して

サービスを受けられるようになります。

そこで、お話を九月の時点で確かに「契約を締結する」

という表現がございました。したがいまして、そ

の後の変更といふように受けとめられてもやむを得ないわけでござりますけれども、考え方といふ

しましては、入所者のサービスが途切れないう

にするために当然に契約関係に移行するといふ

ことを考え方としてはずっと持つておつたわけございます。

ただ、九月の会議のお示しもございまして、さ

まざまなお尋ねございました。お尋ねもござい

ましたので、あるいはある意味では混乱もあつたのかもしれませんので個別には疑義照会に対しま

だつて最初の文書は改めて契約を締結しないといふにしか読めないぢやないですか。これは全く同じ意味だといふにおっしゃるんじやないかと。これはまさに朝令暮改といふんじやないかと思ひます。

○政府参考人(大塚義治君) そこはおっしゃいますように「契約を締結することになる」という表現でござりますから、二段目にお示しをしまし

た文章と素直に読みますと相矛盾するかのよう受けとめられてもそれはやむを得ないと思いました。

したがつて、その過程で、九月から三月の間にさまざまな御指摘、御照会あるいは御質問も寄せられましたので、逐次、ただいま申しましたよう

に基本的な考え方方は法律上で手当としてあるといふことを申し上げ、それに加えて、最終的に整理をして文章化してお流しをした、こういう経緯でござります。重ねて御答弁を申し上げます。

○小池晃君 非常に苦しい答弁だと思います。

契約の必要なし、自動的に契約になるといふことですが、旧措置入所者は、これは痴呆で意思能力がなく、かつ代理人がない場合、あるいは家族の虐待を受けているようなケース、こういう場合も含めてすべて無条件で契約に移行するといふことなんですね。

○政府参考人(大塚義治君) 特段の反対の意思表示あるいは御異存がなければ当然に移行するといふ法律上の整理でござります。

○小池晃君 これは大変なことだと私は思つんで

す。今まで措置で入所をしていた人は介護保険になつたらどんな人も全部自動的に契約になると

なつちやうと。契約書を取り交わすことも契約を締結する必要も、説明すらも必要ないといふふう

に文書には書いてあるんですね。今おっしゃつたように、自発的に反対の意思が示されない限り自

動的に契約になると。

これは、介護保険になると新しい問題がいつば

い発生するわけです。病気で入院した場合どうす

るのか、あるいは介護保険の利用料の支払いをどうするのかという金銭上の問題を初めて新たに生じた問題がたくさんあるわけであります。ところが、これらは皆本当は重大で切実な契約上の問題なのに改めて契約を締結する必要ないと。自

動的に結ばれる契約の内容とというのは一体何なんですか。これは一体だれとだれの契約が自動的に結ばれることになるんですか。そもそもこういうのを契約といふに呼ぶんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(大塚義治君) 先ほど申し上げましたように、実質的に担保すべきは、現に入所されおられる方が継続してサービスを受けられる

ということを担保しつつ、基本的に今回の制度で移行いたします当事者の合意というものを極力生かそうということをございます。

したがいまして、制度移行時、四月一日時点で当然に契約関係に移行いたしますけれども、その後、当事者の合意で契約を再締結するといふことをおられる方が継続してサービスを受けられるわけ

行いたします当事者の合意というものを極力生かそうということをございます。

したがいまして、制度移行時、四月一日時点で当然に契約関係に移行いたしますけれども、その後、当事者の合意で契約を再締結するといふことをおられる方が継続してサービスを受けられるわけ

行いたします当事者の合意というものを極力生かそうということをございます。

ただ、繰り返しになりますが、四月一日といふある一時点にスムーズに移行するためには、基本的に法律上で裏打ちをいたしまして、混乱なく

従来のサービスが継続されるようになつて、これまで今回の一連の法律あるいはそれに基づきます法令の趣旨でございまして、そのため私どもこういう手当をしておるということをございます。

ただ、繰り返しになりますが、四月一日といふある一時点にスムーズに移行するためには、基本的に法律上で裏打ちをいたしまして、混乱なく

従来のサービスが継続されるようになつて、これまで今回の一連の法律あるいはそれに基づきます法令の趣旨でございまして、そのため私どもこういう手当をしておるということをございます。

○小池晃君 実際に特養ホームの現場で何が起きているか。旧措置入所者が入院をしてしまつた、保証人をどうするのか、延命治療にかかる判断

をどうするのかと。実際にもう亡くなつた方も出でて、その場合どうするのかという深刻な事態

が発生しているんですね。

大臣、今までの議論を聞いていていたので、これは余りに御都合主義的じやないか、いいかげんじやないかと思われませんか。

あなた方は、契約になると利用者の権利は保障されるんだというふうに言つてきたんだけれども、措置が自動的に契約になるというような程度のものであれば、契約制度になつたって権利性の保障なんというのは果たしてされるんでしようか。今までとどこが変わらぬのか。

さらに突っ込んで言えば、今、局長は、措置の今までいかないと入所者の権利が守れないという可能性すら示唆したわけでありまして、それは契約にすると権利性が向上するんじやなくて、逆にお考えなのかどうか、これはぜひお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 先ほど来、大塚局長から答弁を申し上げておるわけでございますが、基本的にこれまでの措置制度から利用契約制度に移行したわけでござります。ただ、私どもが一番懸念をいたしましたことは、現にその施設に入居している方々に混乱を起こさせではない、特にお年寄りの方であるとか痴呆症の方であるとか、さまざまな複雑な手続等を強いることによつて現場にあらぬ混乱を起こしてはならない、こういうような観点から今のような措置をとさせていただいたような次第でござります。あくまでも利用者本位にこのようないわゆる新たに入居していく方に向しましては新たに契約を結んでいたといつて、そしてやっていくことあります。それから、当然のことながら新たに入居していく方に向しましては新たに契約を結んでいたといつて、そしてやつていただくことあります。それから、御理解をいただきたいのは、あくまでも現に

入所している方に対するこれまでのサービスを継続していくという、要するに心配を解消するため

の措置である、このように御理解を賜りたいと思つております。

○小池晃君 だから、私が言つているように、あなたがおっしゃつたことは、契約をすると現に入所している方の権利が守られないおそれがあるということじやないですか。措置制度から契約にならぬことがいつまであることじやないですか。

契約によって利用者が保護される、事業者と利用者が対等の立場になるんだと言つてた議論といふのがいかにいかげんなものかと。今回の経過を見て、厚生省が契約というものをいかに軽んじているか、この程度のものしか考えていないんだ

と、いうことが非常によくわかる話だと私は思つます。どうですか、そう思われませんか。そう言われても仕方がないと思うんですけども、いかがですか。

○政府参考人(大塚義治君) 経過的に四月一日を

またぐ日、一日に関しまして、仮に契約を別途結ぶことが前提だとして、当然のことながら契約がないと入所サービスが場合によりましては当事者のお話によつては一たん打ち切られる、打ち切られるといいましょうか、ゼロの時点に戻りまして、新しい契約を四月一日といふその日に、一日のために結び直さなければならぬというこ

とを強いることになります。

これは現実的に考えますと、基本的な契約、すなわち従来のサービスを継続するということが基本でございますから、それは一般的に施行法によつて手当することによつて従来のサービスを引き続き継続するということをいわば擬制しても不合理ではございませんし、むしろ実態に合うもの、そういう考え方でございまして決して契約するということでは毛頭ございませんので、その点

は重ねて御説明を申し上げたいと存じます。

○小池晃君 私は、侵害すると言つているんじやなくて、契約になれば権利性が向上すると言つたことを自分たち自身で否定していることじやないかと言つているんです。

さらに、利用者の権利が守られるのかという問題についてですが、この問題で議論していくと皆さんが唯一の切り札として示されるのが地域福祉権利擁護事業であります。これがいわば権利擁護のしきの御旗になつておつしやつてゐることじやないです。

契約によって利用者が保護される、事業者と利用者が対等の立場になるんだと言つてた議論といふのがいかにいかげんなものかと。今回の経過を見て、厚生省が契約というものをいかに軽んじているか、この程度のものしか考えていないんだ

と、いうことが非常によくわかる話だと私は思つます。どうですか、そう思われませんか。そう言われても仕方がないと思うんですけども、いかがですか。

○政府参考人(大塚義治君) 経過的に四月一日を

またぐ日、一日に関しまして、仮に契約を別途結ぶことが前提だとして、当然のことながら契約がないと入所サービスが場合によりましては当事者のお話によつては一たん打ち切られる、打ち切られるといいましょうか、ゼロの時点に戻りまして、新しい契約を四月一日といふその日に、一日のために結び直さなければならぬというこ

とを強いることになります。

これは現実的に考えますと、基本的な契約、すなわち従来のサービスを継続するということが基本でございますから、それは一般的に施行法によつて手当することによつて従来のサービスを引き続き継続するということをいわば擬制しても不合理ではございませんし、むしろ実態に合うもの、そういう考え方でございまして決して契約するということでは毛頭ございませんので、その点

は約一万七千件に上つてゐるわけでございます。

○小池晃君 私は、まだ準備中のものも含めまして六百二十件というふうになつてゐるわけでござりますけれども、相談等が多いということから見ますと一定の利用が図られつつあるのではないのかなどいうふうに思つております。

さらに、利用者の権利が守られるのかという問題についてですが、この問題で議論していくと皆さんは唯一の切り札として示されるのが地域福祉権利擁護事業であります。これがいわば権利擁護のしきの御旗になつておつしやつてゐることじやないです。

まず最初に、この地域福祉権利擁護事業、先ほど議論ありましたけれども、どういう利用状況になつてゐるのか。そして、そのうち知的障害者、精神障害者の利用状況を示していただきたいと思います。

また、そのうち対象者別でござりますけれども、すべての県が統計をとつてゐるわけではありませんので、対象者別の統計をとつてゐるものも約三百七十件ござります。その内訳は、痴呆性高齢者が二百八十件、知的障害者が約六十件、精神障害者が約三十件となつております。

○小池晃君 精神障害者は全国で二百十七万人。約三十件とおっしゃつたけれども、私が計算したら二十八人です。たつた二十八人の利用。これは地域差も極めて激しく、締結ゼロの県が十一県あります。締結と締結準備をしているというのを合わせて一ヶたの県が二十八県。これは率直に言つて普及はおくれてゐると。この事実はお認めになります。

ちなみに、十二年度における事業費は三十七億四千万円を計上してゐるわけでござります。

○小池晃君 これは財政負担、専門員一人当たりにすると四百八万円の委託費ですね。人件費分にも相当しない。実際に仕事に当たる支援員一人当たりに一応換算してみると、年額約二十万円程度です。全く不十分だと思うんです。

今御説明があつたように、実際のサービスにかかる費用というのは全部利用者の負担だと。

○政府参考人(炭谷茂君) 権利擁護制度は昨年の十月から試行的にやつておるわけでござります。

四月末までに利用に関する相談がございました

てみました。東京都では一時間で千円、北海道は一時間で二百円、埼玉県では基本料金が四百円にプラスして一時間当たり八百円。これは基本的な利用料で、そのほかに交通費それから通帳などの預かり料というのは別途大体取っていると。こういう利用料負担が利用を阻んでいる。これは否定できないと思うんですね。

措置から利用契約制度になつてもこういう権利擁護の制度があるから大丈夫だというふうにおっしゃるのであれば、これがそれほど重要な制度だというのであれば、私は利用料は公費負担でやるのが筋じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(廣谷茂君) この事業につきましては、例えば福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等をお願いするものでございまして、本来利用者の利益のために行われるものでございますから、サービスを実際実施するに当たっての費用につきましては自己負担の原則をとつておるわけでございます。

しかしながら、低所得者の方々につきましては利用料を減免するなど、それぞれの工夫をお願いしているわけでございます。また、生活保護世帯につきましては公費で、国、県の補助金で賄うという仕組みを導入しているわけでございます。

○小池晃君 利用者の利益のためにやるとおっしゃいましたけれども、これは権利を守るためにやるんじゃないですか。全くおかしい議論ですよ、今のは。権利擁護のための制度なんでしょう。利用者の利益のためだから利用料は本人から取るなんというのは全く私はふざけた議論だと思いますよ。

さらにお伺いしたいけれども、この地域福祉権利擁護事業の対象となるのはどういう障害者ですか。

○政府参考人(廣谷茂君) 権利擁護事業は、判断能力が不十分な人々、つまり具体的に申しますと痴呆性高齢の方や知的障害者、精神障害者などの方の対象を予定しているところでございます。

○小池晃君 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障

害者が対象だと。利用者の選択の権利を保障するのがこの目的のはずであります。その点で、ハイディを持つているのは決して知的障害者、精神障害者、痴呆性高齢者だけじゃないはずです。

例えば、最重度で全く動けない寝たきりの障害者、ひとり暮らしをしているような人、こういう人たちというものは自分で事業者を選択したり契約

を結んだりということは当然一人じゃできない。あるいは聴覚障害者はどうか、視覚障害者はどうか、みんなハンディを持っているわけであります。

権利擁護というのであれば当然その必要なすべての障害者に対しても広げるべきじゃないんですか。何で痴呆性高齢者と知的障害者と精神障害者の三者に限定をするんでしょうか。

○政府参考人(廣谷茂君) 権利擁護事業は、判断能力が不十分な方々が、援助なくしては合理的な意思決定が困難である、その結果福祉サービスを適切に利用できないなど、安心して生活を送ることができない場合が多いことを踏まえ、本人の立場に立つて自己決定の支援をすることにより、地域でできる限り自立した生活が送れるよう支援する事業として考へておるわけでございます。

老人の方々についてとか、また身体障害を有している方々について、判断能力が不十分と認められる場合にはもちろん対象になるわけでございますが、判断能力を有している方々についてはいろいろ他の既存の制度で対応していただくということがあります。

○小池晃君 いろんな制度といふのは一体何ですか。

○政府参考人(廣谷茂君) これはまさに、例えば地域福祉といふ観點から申しますと、民生委員の方々の援助とか、またこれから望ましい市町村社会福祉協議会の見守り、または住民参加の援助などいろいろいろなものの、お互いに助け合つていくことが組み合わされていくものというふうに考へておるわけでございます。

○小池晃君 一般的なことを言つておるんじやな

くて、利用契約制度に移行する、権利擁護のシステムをつくった、それで地域福祉権利擁護制度は判断能力のない人だと。今回の法案にかかわって新しく、ではそれ以外の障害者の権利をどうやって見守るのかという仕組みはあるんですかと聞いているんです。

○政府参考人(廣谷茂君) 今回、私どもが地域福祉権利擁護事業を構成いたしましたのは、いわば利用制度に伴うということでございます。利用制度に伴いまして契約を結ばなければいけない、契約を結ぶに当たってその判断能力といつもの問題をわれるわけでございます。それの援助を行つてあるわけでございます。その援助を行つての観点でこの地域福祉権利擁護事業を構成したものでございまして、単なるいわば、一つの例を出しますとホームヘルプサービスのよう、もちろん身体的かつ家事的な援助という分野とはやはり一線を画す制度でございます。

昨年の秋に成立いたしました成年後見制度といふものもございます。これもいわば似たような制度でございまして、契約の補助もしくは代理を行つての観点でこの地域福祉権利擁護事業を構成したものでございまして、単なるいわば、一つの

例を出しますとホームヘルプサービスのよう、もちろん身体的かつ家事的な援助といつもの問題をわれるわけでございます。それの援助を行つての観点でこの地域福祉権利擁護事業を構成したものでございまして、単なるいわば、一つの例を出しますとホームヘルプサービスのよう、もちろん身体的かつ家事的な援助といつもの問題をわれるわけでございます。それの援助を行つての観点でこの地域福祉権利擁護事業を構成したものでございまして、単なるいわば、一つの

じゃないでしょうか。

そうした中で、支え手の問題であります。専門員は全国で三百四十七人、生活支援員は登録で六千三百九十三人。この数だけ見ると結構多いのかなという印象も受けるんですが、果たしてこの人たちが本当にこの事業に実際にかかわるのかと、いうことでいえば大変疑問なわけであります。

これは社協の事業としてやるわけですが、もちろん人格を持つ三千三百四十二の市町村社協の大半がもう実施主体として日々仕事に追いまくらわれている。常勤、非常勤合わせて社協の職員は七万五千五百九十一人いるわけですが、現在障害者の生活支援事業と精神障害者の生活支援事業にかかわっている常勤職員というのには六十三人、全国で非常勤を加えて二百十六人。

今まで大変忙しく、自分の仕事を抱えている上に新しい事業として生まれるわけであります。果たしてこの三つの障害者だけでも全国で四百万人を超える数のニーズにこなえるマンパワーを確保できるか、そういうふうにおつしやれるんですか。どうですか。

○政府参考人(廣谷茂君) 現在、地域福祉権利擁護制度における国庫補助という形で、まず県社協の本部に専属の職員として三人、これは主に事務を扱うという形になろうかと思います。それから、専門員として三百六十人程度を国庫補助で用意いたしまして、さらに五月現在、生活支援員として新規に全国で六十四百名の方々が確保されておりますので、当面はこの人数で十分対応できるのではないかというふうに考えております。

○小池晃君 私はその数は言つたので、それが実際できるのかと言つたのに、一切それに答えていないじゃないですか。

○政府参考人(廣谷茂君) まことに申しわけございませんが、現在のところ具体的な利用の見込み数についての推計は大変困難ではなかろうかといふふうに考えております。

○小池晃君 どれほど使うかは想定していないんですから、決意のほどがうかがわれるというもの

さらに、この権利擁護サービスには対象外となつておるサービスがいっぱいあるんですね。調べてみると、福祉就労に関する援助、居宅家屋賃貸、健康診断とか医療機関の利用援助、病院に行つて利用援助するなんかは大切な仕事だと思うんです。それから、文化・レクリエーションに関

するサービス、こういったものは全部対象外だと。障害のある人が地域で普通に生活できる権利を守る制度であるならば、こういう大切な基本的な権利を対象外にする道理が一体どこにあるんでしょうか。

○政府参考人(炭谷茂君) まず、地域福祉権利擁護事業の本来の目的は、あくまで福祉サービスの利用について援助をしようということで制度が中核として成り立っているわけございます。もちろん、今、先生のおっしゃられました医療機関へ行くとか、またレクリエーション活動、福祉就労、そのようなものはもちろん障害者の方々にとって重要でございますけれども、この地域福祉権利擁護事業の本質、最も基本的な仕事は、先ほど申しましたような福祉サービスの利用をどのように進めるか、契約を行うとかまたサービスをどのように選ぶかというものを援助するものでございます。

したがいまして、先ほどのようなケースにつきましては、この制度の本来の仕事にはなっておらないわけでございます。

○小池晃君 大変不十分だというふうに思つてます。大臣にお聞きしたいんですけれども、マンパワーもこれは大変不足している、対象となるサービスも対象となる障害者もこれは限定つきだ、そして利用料については利用者の利益だから利用者に負担してもらんだと、そうまでおっしゃる。これで本当に障害者の権利を守る事業として機能すると大臣はお考えでしようか。これは絵にかいだらじやないかという批判が障害者団体からも上がっていますけれども、大臣、この疑問にどうお答えになりますか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 新しい措置制度から選択、そして契約を結ばれる中において利用者の皆さん方の権利を擁護するということが何よりも大切である、こういったような観点から、御案内のような権利擁護事業というものを全国で普及するためにマンパワーを確保したわけでございます。

委員からは、これではともに人数が足りないのではないかとか、そのほかの業務に抹殺されて忙しくてできないのではないかとか、こういうような御指摘がございましたけれども、私ども、今回の法改正を通じまして、まさに利用者の権利というものをきちんと守るということが今回の法改正の最大の目的でございます。一部においてはまだまだ不足地域も見られるわけでございますけれども、こういった地域を十分に指導する中において、質の高い権利擁護事業が行われるように今後とも努力をしていく決意でございます。

○小池晃君 大臣、これで十分な制度だと、機能するというふうにお考えなのかどうか。イエスかノーかお答えいただきたい。

○國務大臣(丹羽雄哉君) イエスかとかノーカとかいうよりも、まずは私どもは今申し上げたような利用者の権利擁護のために全力を尽くさなければならぬ、そういう決意を新たに申し上げさせていただいている次第であります。

○小池晃君 成年後見制度の話も先ほど出ましたけれども、これもかなりの費用がかかる、福祉の実情に見合っていないという声が強いわけであります。利用者の権利を守る仕組みが大変貧弱だと

いうことがきょうの議論で私はある程度明らかになつたんじゃないかと思うんですよ。こういう中で利用契約制度に移行したならば、本当に障害者の権利を守れるのか、不安の声が上がるのは私は当然のことじゃないかというふうに思うわけであります。

ささらに引き続いて、障害者の所得保障の問題についてお聞きしたいんですが、最初に障害年金の問題であります。

さきの年金審議では無年金障害者の深刻な実態が出来されました。年金を受けている障害者の生

ます額で、一級が八万四千二百五円、二級が六万八千二百三十円、全体で見ますと七万六千六百四十九円となつております。

○小池晃君 では、厚生省社会・援護局が設定している最低生活保障水準の具体的な事例で、重度障害者を抱える二人世帯に対する最低水準の生活保護費は障害者加算を含めて幾らに設定されているか、一番多い地域と少ない地域で。

定施設全体で二万八千六百九十五円、身体の授産施設で二万六千四百三十円、知的の通所授産施設で一万六千八十円、精神の入所授産施設で九千六百五十円という実態があります。共同作業所全国連絡会の調査では、小規模作業所の平均工賃は四千七百四十二円。障害年金の平均月額を受給して授産施設でその工賃平均額を受け取つても、合計額は十万円前後なんですよ。日本障害者協議会の障害者に関する総合計画提言では、自立を求めて授産している障害者が生活保護以下の所得しか持てない現状、これを批判しています。そして、障害者の所得保障について政府の取り組みを求めてい

ます。

大臣にお伺いしたいんですが、障害年金の大幅増額を中心とした抜本的な所得保障がどうしても必要じゃないかと思うんですが、いかがでしようか。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 障害者の方々に対する障害年金の給付によりまして、もう委員に申し上げるまでもなく、障害により十分な所得を得られない面を補うとともに、特に重度の障害のある方に対しましては、障害によって生ずるさらなる負担を軽減するために特別障害者手当というものを給付いたしております。

いずれにいたしましても、給付も消費水準などに見合つて引き上げたところでございまますし、私どもとしては最善の努力をさせていただいているところでございます。

○小池晃君 現状の障害者に対する所得保障は不十分だというふうにお考えなのかどうか、お答えいただきたいと思う。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 最大限努力をさせていただいていると、このように考えております。

○小池晃君 最大限努力するということは、要するに現状はまだ満足すべき段階に到達していないということです。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 何をもつて満足すべきか、何をもつて果たして、これは障害者の方だけではなくて、十分な生活を保障できるかというこ

とにつきましては議論があるわけでございますけれども、限られた財源の中では私どもとしては精いっぱいの努力をさせていただいているというふうに申し上げておるところでございます。

○小池晃君 これは率直に言つて所得保障が大変不十分だと。そういう中で、利用料による負担がもし増額されれば大変心配の声が上がるのは当然だと思ふんです。

大臣は おどといの質疑で、今回の法案は正直に言つて介護保険の後追いだというふうにおっしゃつた。今後の負担増を心配する声が出るのは私は当然じゃないかと思うんですが、その声にどうおこなえになりますか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) これはまさに今、総理大臣のもとで、これまでどちらかというと年金は年金、医療は医療、介護は介護と縦割り行政の中でこういったような政策の議論がなされてきた嫌いがなきにしもあらず、要するに社会保障全体の中でどうあるべきかと、こういうような考え方の

もとに今後のいわゆる老後におきます問題、そして障害者の問題、こういったものをすべて一つの問題として道筋を示すべきだということで鋭意検討中でございます。

その中で私が申し上げましたことは、やはり年金という問題が大変お年寄りの中においては依存する割合が高まっているということを返す返す申

し上げたような次第でございます。

○小池晃君 余り私の言つたことにお答えになつていらないなと思うんですが、先ほど今回の一連の経過の中で利用料負担はふやさないとおつしやいました。これは将来とも介護保険のような応益負担にはしない、現行の応益負担でいく、障害者の負担を増加させることは将来ともないんだという趣旨と受け取つてよろしいんですか。そういうことをおつしやつたんですか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 私は、障害者という所得が得られにくい方々に対する措置としてこれまでと同じような応益負担を維持していると、こうしたことでござりますけれども、基本的な考え方

としては、これまでの措置制度から選択、そして契約、こういう流れの中において、利用者の皆さん方が、特に弱者の皆さん方が生活に困らないと

いうことも十分に配慮しながらこういった問題について議論をさらに深めていくべきだと、こう考

えております。

○小池晃君 今のは非常にあいまいでよ。私が聞いたのは、将来とも応益負担にはしないんです

ねと、そういうことを胸を張つておっしゃるんですねというふうに確認しているんです。はつきり答えていただきたい。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 今後、この新しい社会

福祉法がもし御理解をいただければスタートするわけでございます。介護保険制度において既に先

取りされている面もあるということを率直に申し上げたわけでございますけれども、そういうた議

論の中において、よりよい福祉の向上充実のためにはどうあるべきかということの観点から考

べきであつて、今この段階において応益負担か応

益負担かということを断定するような段階ではないと考えております。

○小池晃君 将来、応益負担にするという可能性について否定されなかつた。これは、やはりこれだけ所得保障が不十分な中で今回の法案がこうい

う危険性を持つものだということは私ははつきりしたと思うです。

こういう中で今回の法律改定をやれば、たゞでさえ非常に弱い立場にある障害者の皆さん

本当に不安の声が全国から上がつてるのは当然

だ。まだまだ審議不十分であり、これは徹底的に議論をしてこの中身を明らかにしていきたいと

いうふうに申し上げて、私の質問は終わります。

○清水澄子君 社会民主党の清水です。

まず、大臣にお伺いいたします。

私は、一昨日の五月二十三日、この委員会で、夫からの暴力を受けた成年の女性が児童福祉法の適用を受けて保護されている、こういう状況とい

うのは非常に問題があるんじやないかということを指摘したわけですが、大臣は何かそのとき初め

て知つたような状況でしたけれども、大臣はこの

状況はこのままいいとお考えでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) どういうことで児童福祉法で処置されているかということについて率直に申し上げて不勉強だったものですから、後で事務局の方から説明を求めたところであります。

これはやはり母子の子、子供ということに着目して児童福祉法を適用したと、こういうふうにお聞

いたしました。こういうふうに現行法の枠組みの中で対応することが果たして適当なのかどうか。

それから、新たな法制度をつくつて、委員会が御指摘のようない性に対する暴力そのものの施

策をもつとしつかりと柱立てをするべきだと、こ

ういうようなさまざまな御意見もあると思いま

す。いずれにいたしましても、新たな制度づくりの御希望につきましては、政府全体として受けと

めて総合的な取り組みを行う必要が何よりも大切

だと、こう認識をいたしているような次第であります。

現に、総理府を中心いたしましてこうした問題の検討が行われておるわけでございます。厚生省といたしましても、この委員会におきます十分

な御議論というものを受けまして積極的に協力をいたしまして、この問題についてなるべく早く対

応を図つていくことが大切であると、このように考えているような次第であります。

○清水澄子君 大変積極的な御答弁ありがとうございます。

そこで、実はこれは児童福祉法の対象を問題に

しているのとあわせて、やはりそのときも申し上げたんですけれども、現在、実際に暴力から救い

を求めている女性の緊急一時保護というのは、一方では児童福祉法でやりながら、その一方では婦

人保護事業という二つの法律にまたがつていて、同じ被害者であるながら違つた法律の中でも、母子

寮で保護される場合は社会福祉事業法になりますし、同じ被害者でも福祉の保護を受けられないと

いる問題をちゃんと見きわめないと、法的整備が

な手続が要る。これは人権問題だと思います。でも、今、総合的に検討したいとおっしゃつてくださいました。私は、福祉サービスを受ける権利という

のは、被害を受けた人はどの人も同じだと思いま

すから、ぜひその点をひとつ御検討いただきたい

と思うんです。

そういう中で、私は実は社会福祉事業法の今回

の改正案の提案理由を伺つていただきすごく感

じていたんですけども、ここでも、社会福祉制度については少子高齢化と核家族化の進展など社

会構造の変化に対応してとしかなつてないんで

思ひます。

そこで、私も女性議員がよく主張するのは、

それも一つの大きな社会構造の変化なんですね

ども、やっぱり男女の役割意識、その価値観でつ

私はそこでもう欠落していくと思うんです。

例えば、きょうの午前中の参考人の話でもありました。女性障害者が出産をするとき、その出産を介助してもらえるヘルパーがないと。出産とか妊娠というは女性が抱える問題です。ですか

ら、同じ障害者でもそういう問題の場合の訓練がヘルパーにされているかといったら、やはり私は少ないだろうと。

今回のDVの被害者の場合も、一番みんなが困っているのは妊婦を受け入れるところがない。

今、全国で、慈愛寮とか一方所ぐらいしかないんです。今はその人たちが措置になるんでしょうけれども、今後、利用者の選択制というけれども、選択するにも何も制度そのものができないない。

そういう中で非常に不備な点は、そういう妊産婦の場合だと福祉事務所も受け入れないわけです。

今、一つの例で、私は時間が少ないので余り言えないんですけども、児童福祉法のもとでいきました、子供と母親と別々に引き裂かれるんです。

ですから、本当に女性自身の立場とか女性を対象にした場合の福祉のあり方というものをやはり早く急に検討していただきたいと思うんです。

そういう意味では、ぜひこれは、特に政務次官は女性なので、この点は本当に真剣に検討すると私はお約束いただきたいと思います。どうぞよろしく。

○政務次官(大野由利子君) 委員の御指摘、まさにそのような状況があるのでないかと思つております。

先ほど大臣の答弁にもありましたように、厚生省だけではできないこともあります。今、総理府で検討中ということでもございまして、厚生省としても積極的に対応をしてまいりたいと思います。

○清水澄子君 厚生行政、社会保障制度全般をやはり見直してみてください。

そこで、今度は民生委員の制度についてなんですが、これは通告してありませんでしたけれども、特に地域福祉とか福祉文化という形で今回の改正の求めている理念というのをおっしゃるわけです

けれども、そういう場合に民生委員制度のあり方

というのはこのままでいいのか、名称も含めて

もっと抜本的にこれは検討し直すべきじゃないか

と思います。

その場合も、今日、DVの問題とか子供の虐待の問題とか障害者への配慮とか、さまざまな人権に対応することができる非常に専門的な人が必要にもなってきていると思うんですけれども、そ

ういう具体的な問題についてもっと専門性を持つ委員とか、そういう人たちが研修したり、あるいは訓練を受ける機関が必要になってきているんじゃないかなと思いますが、その点についてどなたかお答えください。

○政府参考人(炭谷茂君) ただいま御指摘されましたように、現在、数だけは二十一万人という多くの場合だと福祉事務所も受け入れないわけです。

今、一つの例で、私は時間が少ないので余り言えませんが、ただ、だんだん民生委員の業務も難しい

ものもふえてまいりました。戦争直後は主に生活保護を中心にして、その後は子供の問題、そして最近は高齢者の問題という形になり、また最近直近の例では児童の虐待または家庭問題という形のものもふえてきているわけでございます。

その間、私どもといたしましては、例えば民生委員と児童委員というもう一つの制度をつくるといふような対応をしてきたわけでございますけれども、何分にもこのよう複雑な対応をしなければいけないということで、現在、研修制度といふものをさらに充実していかなければいけないのかななどというふうに思つておりますし、またそれぞれの民生委員の中に専門性を果たしてどの程度期待づけの御質問かと思います。

今回、措置制度から利用制度に移行するわけではありませんけれども、介護保険は、保険制度の中で一定の限度額をその障害の程度に応じて総額を定めてその範囲内において利用される、こういう仕組みでありますけれども、この支援費制度によりましては、必要なサービスを実際に利用した時点で、利用したということにおいて、税を基本としてこれを賄うという仕組みから申し上げまして、従来の措置制度と同様に、家庭、同一家計の全体を把握するという観点から、公平性を確保すると

いう意味で、必要なサービス量の決定に当たりましては本人の障害の種類や程度だけではなくて、家庭内における介護を行う者の状況など、その障

うものを求めていきたいなというふうに思つております。

○清水澄子君 非常に利用者本位ということをおっしゃるんですけども、では、本当に今度の改

正が利用者本位になつていているのかどうか。

例えば、障害者の介護認定をどのように行つていくのか。身体障害者福祉法で例を挙げますと、第十七条の五の二に「当該身体障害者の介護を行

う者の状況」というのが入つていています。「介護を行う者の状況」というのは、これは家族と同居していることによつて、家族がやつているといふことで認定度が下がるということを意味しないのか。そういう意味でも、当初案では、市町村の福祉サービスの整備状況も文案に入つていただけます。それが、ただ、だんだん民生委員の業務も難しい

ものもふえてまいりました。戦争直後は主に生活保護と同様に区分支給限度額、ヘルパーやディ

サービスなどの居宅支援の種類ごとにこの限度を設定する方法を設けるということでこれは不要になつたと考えられるわけですが、家族とか市町村の都合で受けたいサービスが値切られていく、そ

ういうことはあり得ないんでしょうか。

○政府参考人(今田寛陸君) 介護保険との関連で、このたびの支援費の決定についての家族等の位置づけの御質問かと思います。

今回、措置制度から利用制度に移行するわけではありませんけれども、介護保険は、保険制度の中で一定の限度額をその障害の程度に応じて総額を定めてその範囲内において利用される、こういう仕組みでありますけれども、この支援費制度によりましては、必要なサービスを現実に利用した時点で、利用したということにおいて、税を基本としてこれを賄うという仕組みから申し上げまして、従来の措置制度と同様に、家庭、同一家計の全体を把握するという観点から、公平性を確保すると

いう意味で、必要なサービス量の決定に当たりましては本人の障害の種類や程度だけではなくて、家庭内における介護を行う者の状況など、その障

うものを求めていきたいなというふうに思つております。

○清水澄子君 結局、自治体の福祉事務所が今后どういうふうに何を基準に認定を行ふのか非常に心配なんですけれども、それは行政がどれだけのサービスを認めるかというのではなくて、障害者本人がどれだけのサービスを望んでいるかという

ことを中心にやっぱり派遣を認めるべきだと思うんですね。そういう場合に、NPO法人とか、そういう人たちと基準認定を決めていく場が必要だと思います。

それからもう一つは、障害者自身が非常に社会参加を求める、そしてそれは必要だと思うのですが、社会参加が大きいほど介護ヘルパーは多くなりますね。ですから、そういう障害者の障害程度が、身体障害者福祉法で例を挙げますと、

○政府参考人(今田寛陸君) いわゆる障害者の方々は、単に介護を受ける立場というだけではなくて、御指摘のように社会に参加し、しかもその参加をよりも生活様式、活動様式によってヘルパーは多くのをつらざるに、それは考慮をしていくと

いうことになります。

○政府参考人(今田寛陸君) いわゆる障害者の方々は、単に介護を受ける立場というだけではなくて、御指摘のように社会に参加し、しかもその参加が、社会参加が大きいほど介護ヘルパーは多くのをつらざるに、それは考慮をしていくと

いうことになります。

○政府参考人(今田寛陸君) いわゆる障害者の方々は、単に介護を受ける立場というだけではなくて、御指摘のように社会に参加し、しかもその参加が、社会参加が大きいほど介護ヘルパーは多くのをつらざるに、それは考慮をしていくと

いうことになります。

○清水澄子君 そうしますと、まずこの法律を本当に徹底するということになれば、自由な契約による利用制度になるというのであれば、利用者がそれを利用できるに足りるサービスとか施設が提供されなければならない、供給されなければならないと思いますね。同時に、それを利用できる所

得保障政策もこれは行う必要があると思うのです。

その点で私は一昨日も、国及び地方自治体の公的責任はそれに対してどういう責任を負おうとし

ているのか、そして負つていくということをはつきり約束できるかということを伺つてきんだですが、これはどうでしようか。これは大臣にお答えいただかないと困るんです。ぜひこの基盤整備について、特に國ですね、大臣から責任を果たしていくという決意を述べてください。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 平成十五年度からの新たな利用制度のもとで、サービスを必要とする障害者の方々にサービスがきちんと提供されるような基盤整備を推進するということは大変重要な課題であると、まず考えております。

厚生省といいたしましては、現在、障害者プランに基づきまして障害者福祉の基盤整備を進めているところでございます。障害者の相談支援事業など一部の事業を除きまして、在宅福祉サービスそれから施設サービスともおおむねこの障害者プランの予定どおりの整備が進んでおるわけでござりますが、今後とも事業実施に向けて市町村や都道府県の取り組みを御支援申し上げて、まずは平成十四年度の目標達成に向けて努力をしていく、こういうような決意でございます。

○清水瀬子君 だけれども、本当に利用制度移行の一〇〇三年までに障害者プランの、私は目標だけでも足りないと思つておるんですけど、しかし今の目標を達成できるところで約束できるでしようか。それは、中には、幾つかの項目は達成可能と

いうところはあるんですけども、現在のペースでも目標に届かない例がありますね。それはデイサービスとか重症心身障害児等の通園事業などは、達成目標に今まで二年やつても届きません、七二%にしかならない。そういう面で、やはりまず一つは、市町村計画が七年たつてもまだ半数しか策定されていないわけですから、本当にそれが一〇〇三年までに達成できるという確信があるのかどうか。

それからもう一つは、あと二年間の予算措置ができるかと後押しする、そういうことをここできちんと大臣はお約束できるのかどうか。その二点についてお伺いいたします。

○國務大臣(丹羽雄哉君) これは、例えばお年寄

りのための新ゴーランドプランにおきましても、達成した部分と実際問題としてまだ不十分な部分と開きがあるわけでございますし、どこに原因があるのかと、さまざまなものがあるわけでございますが、と同時に、この障害者のプランについても同じような実情というもののがあるのではないかと思ひます。

いずれにいたしましても、障害者の方々の給付サービスにおいて欠かすことができない分野と、すべてがそうでございますけれども、どうしても優先的に取り組まなければならない分野、こういったような問題につきましては全面的に私どもといたしましては支援をしていきたいと、こう考えております。

例えばホームヘルパーなども、御案内のように介護保険の導入を契機にいたしましてこれまでの目標の十七万人ではとても足りないとということで、二倍にいたしまして急遽三十五万人にしたと、この二倍にいたしまして急遽三十五万人にしたと、このように考えておりますけれども、御案内のように障害者プランの達成に全力を挙げていきたいと、このように考えているような次第でございます。

○清水瀬子君 余り時間がありませんのでもう一つになると思いますけれども、福祉という場合に

はどういう質の福祉を提供できるのか、それからまた利用者本位という場合に利用者がその福祉を受けることによって本当に人間の尊厳的価値と

非常に多いわけです。健康保険にも加入できない。

ですから、職員の労働条件については本当にいろいろなケループ等の調査があるわけですがこれども、厚生年金にも加入していないという人たちが

非常に多いわけです。健康保険にも加入できない。

そういう状況の中で、こういう人たちの労働条件をどのように引き上げていくのか。

今回の法改正は、ですから小規模作業所にとつては余りうれしい改正とは受け取られていないんですけども、法人化による経営の安定とか利用者の福祉の向上を求めていくならば、やっぱり今までとはもつと違つて、さらにこの実態を調査して、現場で働いていらっしゃる皆さん方とお目にかかる機会が多いわけでございます。大変誇りを持つて働いていらっしゃるわけですが、当然

いうことじやなくして、そういうような観点から福

祉の待遇、こういう問題についても私どもは政府

としてこういうような方針を示させていただけます。

そういう中で、特にこの小規模作業所の財政運営や労働条件を一度お調べになつたんでしよう

か。現在、法外援助という不安定な形で支援を受けているこの共同作業所というのは全国で約四千五

百カ所、平均十四人と。そして東京都の場合だと区部で百五十五カ所、多摩地区で九十あるわけですね。しかし規模がいずれも二十人程度なんですが、補助金とかいうものを国、都道府県、市町村から合わせて一千七百三十万円程度なんです。利

用者一人当たりにすると年額八十七万円にしかならない。月額七万円なんですね。それで、その作業所の家賃とか利用者の待遇とか職員の給与もすべてこの補助金で賄つていると。利用者負担は昼食代一食四百五十円だけを負担しているという、

これは一つこの東京都のところを調べてみたんですけれども、そこで働いている職員の給与というのではなくさんで二十一万円、常勤で十四万円という低賃金なんです。その労働の量と障害者の心身を預かる責任の大ささという両面から見て、これほど劣悪な労働条件は、待遇はないだらうと思うわけです。これでは専門性を持った、どんなに熱意を持っていてもなかなか福祉の現場で働く人たちが定着をしないく。

ですから、職員の労働条件については本当にいろんなケループ等の調査があるわけですがこれども、厚生年金にも加入していないという人たちが非常に多いわけです。健康保険にも加入できない。

そういう状況の中、こういう人たちの労働条件をどのように引き上げていくのか。

非常に多いわけです。健康保険にも加入できない。

そういう状況の中で、こういう人たちの労働条件をどのように引き上げていくのか。

今回の法改正は、ですから小規模作業所にとつては余りうれしい改正とは受け取られないんですけども、法人化による経営の安定とか利用者の福祉の向上を求めていくならば、やっぱり今まで

どちらなる努力をしていく決意でございます。

いずれにいたしましても、私もこういう福祉の

現場で働いていらっしゃる皆さん方とお目にかかる機会が多いわけでございます。大変誇りを持つて働いていらっしゃるわけですが、当然

いうことじやなくして、そういうような観点から福

祉の待遇、こういう問題についても私どもは政府

としてこういうような方針を示させていただけます。

いずれにいたしましても、私もこういう福祉の現場で働いていらっしゃる皆さん方とお目にかかる機会が多いわけでございます。大変誇りを持つて働いていらっしゃるわけですが、当然

いうことじやなくして、そういうような観点から福

祉の待遇、こういう問題についても私どもは政府

としてこういうような方針を示させていただけます。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 多岐にわたる御質問でございますが、まず小規模作業所でございます。

保育園のことで再度厚生大臣に伺いたいんです
が、この前もベビーホテルの急激な増加の実態について、民間の業者によるその最低基準

がだんだん認可保育所から無認可の保育園があふれる方へという形で流れていくのではないかという不安を申し上げました。大臣もいろいろ検討してみる、研究してみるとおっしゃってくださいましたけれども、認可保育所のあり方、認可保育所の最低基準というのは私はやはり日本の保育制度を守ってきたものだというふうに思っています。

ですから、措置から契約へと移行したとしても、そこで最低基準が守られていないと子供たちにとつては大変危険な状態になるのではないかと思いますが、この点を再度確認させていただけますでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) ベビーホテルの問題でございますが、昭和五十六年の堂本記者のキャンペーンを契機にいたしまして、大変社会的にも関心を呼んでおるところでございます。

厚生省といたしましては、認可外保育施設に対する当面の基準による指導の実施、さらに夜間保育所であるとか延長保育の拡充、こういった両面から取り組んできましたような次第でございます。こういうような努力によりまして、昭和六十三年ごろまでには認可外保育施設の数は若干減少してまいりました。しかし、近年、女性の社会進出の本格化などを背景にいたしましてまた再び増加の傾向になつてきている、こういうところでございます。

そこで、私といたしましては、大臣に就任をいたしまして以来、きちんととした良好な状態の中で保育サービスが行われなければならない、こういうことで、保育サービスの一層の充実のために新エンゼルプランというものを策定し、それから二歳児までございますが、低年齢児の待機児童の解消のための受け入れ枠の十万人増や延長保育の拡充を図るとともに、さらに規制緩和を図る中において、ベビーホテルなどの認可外保育施設につきましては、委員の御指摘も十分に踏まえましてマルトリートメントを防止するための指導監督を強化して、より的確な実態把握が可能になるよう現在鋭意検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、我が国の社会において子供たちに良好な保育サービスが提供されますよう幅広い観点から今後とも総合的に検討していくべきではないか、このように考えているようかなればならない、このように考えております。

○堂本暁子君 おっしゃるとおり、エンゼルプランなどによってベビーホテルのようなものがなくなつていけば理想的なんですね。ところが、逆にふえている。これは、こういう子供の、預かり業を始めることに対しての規制がないので、だれでもが始められてしまうわけです。そのことが、民間が保育園の事業に参入するということ、それはあくまでも基準を守つてのことですが、それと規制が一切ないからだれでも保育事業が始められるというこの結果だらうというふうに私は思つています。

ですから、今度民間の参入というのを規制緩和なさつても、まだ一つしか認可保育所はふえていないわけです、そういう形で。逆にベビーホテルがふえている。これは何らかの形で、そういう最低基準を満たさないような形で子供を預かるということに対するもう少し強い規制と申しますか?

○国務大臣(丹羽雄哉君) いわゆる乳幼児を預かる形として、例えば保育園の拡充によつて待機児童を少なくしていくとか、それから最近盛んに注目されておりますことは、保育ママとすることがあります。このことは、保育マニアといつて預職業選択の自由でございますから、当然のことながらそういうような保育事業にかける情熱を持つた方がその要件に合つていれば当然満たされるものと、このように考えております。

○堂本暁子君 その場合、前回も伺つたことですが、月に二万二千円というような形でゼロ歳児を預かるというようなことだと、実際問題としてはきちっとした保育はできないわけですね。でも、そういう形でゼロ歳児を預かってもいいものでしようか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) ゼロ歳児を預かるというのは何ですか。恐縮です。どういう形でゼロ歳児を預かっていただきたいと、いわゆる常勤といつて預かっていただくということで、いわゆる常勤といつて、むしろお宅に子供さんを連れてつて預かっていることは、半分ボランティア的な色彩の中で行われていくとか、さまざまな形でこういつたような問題について取り組みが行われるわけでございまして、大変結構なことではないかと思います。

ただ、規制を緩めることによって劣悪な状況になるのではないか、こういう御懸念であつたと思いますけれども、私どもはそういうふうな規制を緩めておるわけではありません。私どもがさまざまなか形式で規制を緩めているとい

うのは、例えば幼保の連携にいたしましても、これまででは幼稚園においては社会福祉法人の進出というものが排除されてきたわけでございます。しかし、場所によっては幼稚園と保育園というものが非常に偏在しているところも少なくない。そういう中にいて、この幼稚園と保育園を連携することによってお互いに補つていく。こういう形で、さまざまな形でやつていかなければならぬと思つてはいるわけでございますし、現に規制そのもの緩めることによって乳幼児に対する劣悪な環境を招いているということはあり得ない、こう考えております。

○堂本暁子君 私が伺つたのは、規制を緩めた結果出てくるということではなくて、だれでもできる、言つてみれば保育事業をだれでも始められるというのをよろしいんでしようかという質問です。

○国務大臣(丹羽雄哉君) これは一般論で言えば職業選択の自由でございますから、当然のことながらそういうような保育事業にかける情熱を持つた方がその要件に合つていれば当然満たされるものと、このように考えております。

○堂本暁子君 その場合、前回も伺つたことですが、月に二万二千円というような形でゼロ歳児を預かるというようなことだと、実際問題としてはきちっとした保育はできないわけですね。でも、そういう形でゼロ歳児を預かってもいいものでしようか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) ごみの場合も同じような話があつて、私が申し上げたいのは、やはりそれが相応の一般的な常識の中で御負担をしていただかなければ劣悪な保育サービスがなされるということは、当然のことながら私どもとしては厳しくおこなはなければなりません。だから、二万二千円というふうな点を指導していかなければならぬと思っています。

○堂本暁子君 今の例で申しますと、国の基準が十五万円ですけれども、当然その程度のことをかけない限り保母さんがゼロ歳児を扱うことはできないわけですね。だから、二万二千円というふうな点を満たしていない場合はおかしいというふうなお考えですか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) これはなかなか難しい問題だと思います。

ベビーホテルを含む認可外の保育施設におきまつ料金の設定につきましては、それいろいろな事情がありまして単純に比較はできないと思

ますが、認可保育所の場合には、確かに委員が先ほどから御指摘になつていらっしゃるよう、保育単価よりは全般的に低くなつておるわけござります。

しかしながら、認可外保育施設に対しましては、児童の安全をまず確保する、こういうような観点、それから良質なサービスを受ける、こういったような点から考えていくべきであつて、幾らだからけしからぬ、幾らだからどうのこうのということを今この場において申し上げることは適當ではないと。人によっては、どちらかというとボランティア的な方でやつていらっしゃる方もないことは言いたいわけですが、今申し上げたもはしつかりやつていただくように御指導を申し上げたいと、こういうことでございます。

○堂本暁子君 しつかりやるというのは、一日だけ、一年に一回ぐらいの立入調査なんですね。それではわかるはずがないですね。

前回も申し上げましたけれども、そういう野放しにしておいて、一回だけ地方自治体が行つて、ここにちはといつて中を見つめて、そこでどういふものを食べさせていてといふことは全然わからません。認可保育所の場合だつたらきちと公的なお金が入つていいわけですから、それに対しての報告もあれば、保母の数も決まつてゐるわけなんですけれども、そういうことが一切見えない世界で、何が行われているかわからない。ですから、これからそういったことで、認可の保母さんたちがおっしゃつてゐるよう、情緒不安定であつたり、それから運動神経が発達していかつたり、言葉がおくれてゐるといふような子供たちが三歳になつて認可の保育所へ入つてくるというこの報告がもう出でているわけなんです。

乳幼児、ゼロ歳は私はとても大事だと思ってます。ゼロ歳のときに大体その人間の基本的なこ

とは決まつてしまつ。そついつた時期にそういうことになつては大変問題だということを思つておられます。このことはどうも、大臣にあえて伺つたんですけども、やっぱり厚生省としては非常にあいまいなお返事しかいたでない。

二十年たつちやつたわけです。これは解消するときおつしやつてから二十年の歳月がたつて、ふえてきているということは、そこにやはり目を向けておられないというふうに思いますので、また次の機会にそのことは聞かせていただきます。

社会福祉事業法の地域福祉権利擁護事業についてお伺いますけれども、きょう参考の方を見えて、生活支援員は専門家であるべきだと、全員おつしやいました。そして、利用者の手伝いや手続きだけではなくてオンブズマン的な役割も必要だというふうにおつしやつたんですね。ところが、きょうの御答弁だと、どうもそうではなくて、全く先ほどの局長のおつしやり方だと、利用者の利益のため。だけれども、ここに権利擁護と書いてあるからには、やはり利益だけではなくて権利の擁護も必要なんではないかというふうに思うんです。

それから、苦情の解決というようなこともあるわけですね。そういうようなことを考えたときに、今まで果たして本当にそれだけの仕事ができるのかといふ危惧を抱きますが、先ほどの小池議員の質問といふと、さかだりますけれども、痴呆性高齢者、あるいは知的障害者、精神障害者以外にもつともっと権利のことについて相談する障害者はいると思うんですね。そいつた場合、十分に質問をしたいと思います。

人権を擁護するからにはよほどの専門性、それから福祉に関しての十分な知識も必要だと思ひます。日本は大変人権意識が低いと言われていますし、今求められている対等な関係、あるいは人間の尊嚴といふことの視点に立つて、果たしてこの生活支援員ができるのかどうか、その辺はいかがなものでしようか。

○國務大臣(丹羽雄哉君) まず、先ほどの局長の答弁の中で、利用者の利益ということを何か誤解しているらしやるよう私を受け取りました。利用者の利益ということはつまり権利を擁護する、こういうことでございまして、そのところはひとつ御理解を賜りたいと思つておるわけでござります。まずその点が第一点であります。

それから第二点目でござりますけれども、今回の法改正を通じまして、きちんと利用者の権利擁護をすることができるかどうか、こういったことに尽きるのではないかと思つておるわけでござります。先ほど来申し上げておりますように、都道府県社会福祉協議会におきまして、権利擁護をする者の実態の把握や支援計画の策定を行う専門員として三百五十人を新たに確保いたしました。それから権利擁護を実施する生活支援員として六千名、これらの方々を確保いたしました。問題は、これらの職員については十分な研修を行つて、そして質の高い権利擁護の事業を現場で実際に行つておられるからには、やはり利益だけではなくて権利の擁護も必要なんではないかというふうに思ひます。

それからもう一点、苦情解決に当たります運営適正化委員会につきましては、その委員を選考委員会の同意を得て選任するとともに、事務局は社会福祉協議会の指示を受けない、こういうことで独立しておるわけでございまして、運営の中立、公平を担保しておる、こういう中において私どもは今御懸念のようなことが生じないように努力をしていきたい、こういうことでござります。

○堂本暁子君 今までにお答えいただいた御答弁と同じなので、もうあえてその先を申しませんが、私はどうしても生活支援員にどのような料金をどういう形で払うかといふことも気になりますし、幾ら払うのかといふことも気になります。

それから、その専門性を本当に担保するのであれば、今年度の地域福祉権利擁護事業への予算是十八億七千二百万円ということですが、これではとても足りないんじやないかというふうに思ひます。

すけれども、また同じ御答弁になると思うので、あえてそのことはもう伺うことをやめます。

前回、民生委員のことを伺いました。民生委員は活動費六万円程度だそうですが、個人には渡されないといふ訴えだつたんですけども、ほかの市町村も、幾つか聞いたところによりますと、やはり民生委員個人に渡されないで協議会にすべて預ける形をとつておるところが多いようです。全部を調べたわけではありませんが、幾つかのところがそのようです。

そうすると、民生委員がいろいろそういう相談の役を果たすときに、研修をするのにもそのお金が使えないという実態があるんですね。これに対しては厚生省が対応していただく必要があると思ひますけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 全国で二十一万おります民生委員でござります。それぞれの地域において活動をしていただいておるわけでござります。したがいまして、その使い道はそれぞれの地域の実情によつて決めていただくことになつておるわけでござります。

いずれにいたしましても、さまざまなかつてこれが使われているのではないかと。昨日の質疑の中では、委員の方から、手当が慰安旅行などに利用されていて民生委員の資質の向上につながつていいんじゃないいか、こういうような御指摘をいたいたわけござりますけれども、私どもはあくまでもこういった問題は研修を通じて資質の向上に使っていただきたいように今後指導していきたい、こう思つております。

○堂本暁子君 あれ以後、実際に聞いてみたわけです。でも、聞いた先も、民生委員個人には研修に行くための経費が渡されていない。全部協議会預かりだということのようですね。今、指導していただきたいとおつしやいましたけれども、具体的に何を通知を出すとか、どういう方法をとつてくださいますでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) これはあくまでもそれぞの地域の実情がござりますので、機会を見まして、当然のことながら私たちの民生委員のあり方そのものも問われておるわけでございますので、そういう全体の中でこういった問題についても検討していきたい、こう考えております。

○西川きよし君 よろしくお願ひいたします。

先日は、知的障害者施設の虐待の事例を踏まえまして、いろいろと情報のあり方などを御質問させていただきました。本日はまた、参考人の皆さん方にもお越しいただきまして、いろいろと参考になる意見を拝聴いたしました。

そこで、私は苦情解決の仕組みについてさらに詳しくお尋ねを申し上げたいと思います。

今回の改正案では、措置制度から契約制度に移行する事業と、措置制度のまま運用される事業がござりますけれども、そのどちらの事業であっても利用者の権利を守る、このことが大きな柱になつておられるところですけれども、その中におきまして苦情解決の仕組みはどのような役割を担うのか、改めてお伺いを申し上げます。

○国務大臣(丹羽雄哉君) これまでの福祉サービスの利用者からの苦情につきましては、ともすれば施設の中で、いわば密室で処理されていた、こういうような傾向がなきにあらずであります。今回の法案の目指しますところは、利用者本位の社会福祉制度の確立、こういう観点からこのような状態は好ましくない、すべての福祉サービスを対象といたしまして、事業者段階と都道府県段階のそれそれに外部の第三者を交えました苦情提供するサービスの質の向上に資するものと考えているような次第でございます。

○西川きよし君 介護保険制度は四月からスタートいたしました。苦情の件数が注目を集めただけでも、大阪が一番多かつたということですけれども、大阪が一番多かつたということです。

これまででは、福祉サービスの利用者の立場から苦情を言っても提供者側がそれに対応していただこういうことがなかなか難しかったわけですが、少しこれも変だなというふうに思うわけです。少なくとも、利用する側が苦情を申し出て、提供者側も話しく合う場を持ちまして、そして一つ一つ対応していく、そうした環境が整備されることは大変意義のあることだと思うわけです。

そこで、今回出されておりますこのシステムの中には、事業者段階と都道府県段階と、それぞれの段階において苦情の申し出ができることとなつておりますけれども、それぞれの役割、位置づけというものを御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(巖谷茂君) 福祉サービスに関する苦情につきましてはさまざまなもののがござります。大きく分けて三つの種類があるんじゃないのかなというふうに思つております。

一つは、利用者個人の趣味、嗜好、選好にかかるような個人的な問題。二つ目には、例えば、お金の交換の問題、つめ切りとか洗濯の問題、そのためとか、またレクリエーションの内容とかいつたような個人的な問題。二つ目には、例えば、お金を強要するとかいつたような不法、不当な問題と、いう三種類の問題があるんじゃないのかなというふうに思つています。

このような種々多様な苦情が出てくるわけですが、ざいますけれども、このようないかにも考へておられるわけでは公正な解決というのではなくかなど。これは事業者自身のサービスの質の向上にもつながるだろうというふうにも考へておるわけでございます。第一義的にはまず事業者の段階で解決していただこうというのが望ましいのじやないかななど。これは第三者的立場で解決していただこうとする立場であります。そこで、このシステムの中に設けられておる三者委員のあり方にについてですけれども、この委員となる方には、当然のことですけれども、中立の立場、冷靜な判断、そして助言が求められていいふうに思つています。

このような種々多様な苦情が出てくるわけですが、ざいますけれども、このようないかにも考へておられるわけでは公正な解決というのではなくかなど。これは事業者自身のサービスの質の向上にもつながるだろうというふうにも考へておるわけでございます。第三者委員については、事業者からの中立性また公正性の確保から、交通費等の実費弁償を除きまして無報酬とすることが望ましいと考えております。

○政府参考人(巖谷茂君) 現在の私どもの考えといたしましては、第三者委員につきましては、事業者からの中立性また公正性の確保から、交通費等の実費弁償を除きまして無報酬とすることが望ましいと考えております。

しかし、先進事例で、例えば神奈川県にございまますけれども、湘南福祉ネットワークのような場合、これは複数の法人、六つか七つくらいの法人が集まつてつくっているものでござりますけれども、広域に活動されているような場合がございま

す。このような場合は、それぞれの法人からある

す。

す。このような場合は、それぞれの法人からある程度独立しているというような形で中立性、公正性が確保されているという場合があるうかと思思います。このような場合は報酬を出すことも差し支えないのではないかなどいうふうに考えております。

西川さし君 大夢に鄭しい問題であると思ふ
ますけれども、よろしくお願い申し上げたいと思
います。

この委員会の設置につきましては都道府県に一
カ所ということでお伺いをしているわけですがれ
ども、この点で、例えば政令市についても設置を
されないとなりますと、人口の差の問題等々、地
域差がかなり出るのではないかなどいうふうに思
うわけです。この点で、下部組織なり小委員会の
設置の必要性もあるのではないかと、いろんなな
方々から御意見も出ておるわけですからども、こ
の小委員会の設置の必要性もぜひお考えをいただ
きたいと思います。この点についてはどうお考えそ
であるか。

そしてまた、お金の問題題でそれども、事務局に対する厚生省の予算では、十二年度で一ヵ所当たり約一千百万円、これではスタッフ一人の予算にしかならないのではないか、こういう体制で結果たして対応していくのか、そうした不安の声もたくさん聞かれるわけですから、こうした点についてはどういうふうにこれから御指導されていかれるお考えであるのか、ぜひお聞かせいたいと思います。

○政府参考人(廣谷茂君) 都道府県社会福祉協議会につくられます運営適正化委員会は、いわば第一段階での、事業者段階で解決の困難だったケースというものが上がってくるというふうに一応想定しているわけでございます。したがいまして、ある程度広域的また中核的ということで都道府県に一ヵ所とすることで今回行うものでございま

予算措置につきましては、一県当たり一千二百万円というものですございまして、人員にいたしましてソーシャルワーカー一名、これは常勤でございますが、そのほか非常勤一名という体制で臨むわけでございます。

何分にもこれから好むる事業でござります。これらからの事業をまず円滑に進めようというふうに考えておりますけれども、この実施状況を踏まえまして、実際に運営に携わられる都道府県の社協の方々の御意見、また実施状況というものを見て今後の対応、また改善の余地があれば改善してま

いりたいというふうに思つております。
○西川きよし君 よろしくお願ひいたします。
そして、この苦情の申し出を行う利用者の中に
は子供さんもいる。当然のことですけれども、特
に子供さん、このところ児童福祉施設におきまし
て虐待などの人権を侵害する事件が少なくないわ
けでありますから、そうした中で利用者が子供で
ある場合に、サービスに対する不満や苦情を訴え
ることができるのが、そういった環境を本当に考
えてあげなければならないと思うわけです。
また、そうした子供さんに対して、このような

権利はあるんだというようなことをどのようにして理解していくとかというのは大変に難しい問題だと思います。そういう意味では、苦情を申し出やすいような環境づくり、どのように整備をしていかれるのが、本当に難しい問題ではあると思うんですけれども、御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(西野章君) 先ほど来社会・援護局長が御答弁いただいております仕組みは、児童福祉施設にも当然適用されることになります。さるに、先生御指摘のとおり、児童を人所させる施設ということで、子供の苦情というものをどういうふうに酌み取れるかということをございまして、私ども、今年度十カ所で児童福祉施設人所児童支援事業というものを試行的に実施いたしました。子供さん方が相談しやすい仕組みというものを

どういうふうに構築するかということを検討して

どういうふうに構築するかということを検討してまいりたいというふうに考えておりますし、また、今、都道府県におきましては、入所中の児童に対してしまして「児童の権利ノート」というようなものをお渡しして、これは特に虐待の問題のときなんかでござりますが、どういうところに相談すればいいのかということを中心的に説明していくこと

しっかりとおこなうことを努めるとまさに通用してくる
というようなこともありますので、そういうもの
のを活用したいと思います。また、児童施設は措
置施設として残るのが多うございますので、措置
をいたしました児童相談所では、定期的に施設を
訪問いたしまして児童と面接をするということは

当然の責務でございますので、そういう児童相談所に対しまして、施設へ入所した児童のいわばフォローアップというものをきちんととするよう指導したいというふうに考えております。
○西川きよし君 ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

この件につきましても、やはりこのシステムに対しする信頼性の確保ということからも積極的に公表することも必要であると思います。また、悪質な事業者に対するペナルティー的な公表ということも考えていかなければならぬと思います。このシステムにおける情報公開のあり方、御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(庵谷茂君) 今回整備いたします苦情解決の仕組みについては、利用者からの信頼性の確保が不可欠でございます。したがいまして、御指摘のとおり、解決の結果について積極的な公開が必要であると考えております。

について報告書を作成し、これを公表することと

について報告書を作成し、これを公表することをいたしたいと思います。その際には、個人のプライバシーにも配慮することが必要であろうと考えているところでございます。また、厚生省では、全国の苦情解決の事例を取りまとめ、それを事業者にフィードバックし、事業者がみずから提供するナレーティブに生かすことにより、届け出率を高めることを目的としています。

○西川きよし君 この質問で最後にしたいと思いま
すけれども、これはぜひ大臣にお伺いをいたし
ます。

この改正審議の最後の質問といたしまして決意を改めてお伺いしたいわけですけれども、今回回被られておりますこの地域福祉の推進を図るためには、あるいは利用者本位の社会福祉制度を実現するためには、今後、基盤整備を初め、人材の養成等々一層の拡充が必要であると思うわけです。本当に各先生方からいろいろな御質問も出ましたけれども、改めて厚生大臣のお考えをお聞かせいたいとましても、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣（丹羽雄哉君） 今回の法改正の趣旨でござります、委員御指摘の、利用者本位の社会福

苦情解決などの新しい仕組みの普及を図ることとともに、社会福祉施設などの基盤整備や福祉人材の養成、さらには育成確保など福祉サービスの提供体制の整備が何よりも重要であると、このように考えているような次第でござります。

委員におかれましては、一昨日、知的障害者の福祉について虐待の事例を御紹介いただき、また福祉施設の体験人所の重要性について思いを一緒にさせていただいた次第でございますけれども、今回の法改正の基本的な理念でございます、まず利用者本位の福祉の確立のため、それから権利擁護の苦情解決のため利用者の利益保護の仕組みの制度化をする、さらに利用者とサービス提供者が対等の関係に立つ、措置から利用制度への変更、

こういったような高邁な理念を、単なる表題にとどまらず、実際に福祉に携わる方に十分に御理解をいただいて、そして真にすべての方々がともに尊嚴を持つて暮らせるような福祉社会の実現を目指すことが私たちの最大の使命であり、役割であると、このように認識をいたしております。

○西川きよし君 少し時間が余っているようですねでござります。

いろいろな先生方の御質問もお伺いいたしまして、自分自身もいろんな角度から御質問をさせていただきました。そしてお答えをいただきまして、全部が全部、不安が払拭されたわけではございませんけれども、どうぞよりよい方向によりろしくお願いを申し上げて、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長狩野安君 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。
本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会

平成十二年六月六日印刷

平成十二年六月七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局